

# Nara Women's University

## 地域社会の疲弊と活性のダイナミズム:豊島を事例に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 上川克枝 公開日: 2013-10-30 キーワード (Ja): 活性, 義理の関係性, 住民運動, 世間体意識, 地域社会, 疲弊, 豊島産廃問題 キーワード (En): 作成者: 上川,克枝 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10935/3504">http://hdl.handle.net/10935/3504</a>

地域社会の疲弊と活性のダイナミズム  
——豊島を事例に——

2011年

奈良女子大学大学院 人間文化研究科

博士後期課程 社会生活環境学専攻

上川 克枝

地域社会の疲弊と活性のダイナミズム——豊島を事例に——

目 次

図表一覧	
本論文の流れ	
序章	1
第Ⅰ部 地域社会にみる絆のありか	10
第1章 豊島の社会史	12
第1節 豊島の概況	12
第2節 「豊かな島」	20
第3節 「福祉の島」	23
第4節 「産廃の島」	24
第2章 病気お見舞い行動で再確認される義理という絆	27
第1節 日本の贈答慣行の生成と義理の関係性	28
第2節 義理の変容	30
第3節 生活に組み込まれた病気お見舞い行動と義理との関わり	32
第4節 豊島の義理という絆	40
第3章 暮しのなかに埋もれている世間体というもう一つの絆	42
第1節 世間と世間体	43
第2節 世間体を意識する病気お見舞い行動	46
第Ⅰ部のまとめ——義理と世間体という二つ絆の役割——	50
第Ⅱ部 降ってきたゴミとの闘い——認可産業廃棄物処理場で起 きた不法投棄事件解決への過程——	57
はじめに	57
第1章 「豊島事件」を巡る住民運動	60
第1節 「豊島事件」の概要	60
第2節 「豊島事件」解決に動いた豊島住民運動の分析視点	63
第3節 第一ステージ——第一次住民運動生成と挫折（1975～1978）——	67

第4節 第二ステージ——第一次住民運動の停滞期（1979～1991）——	70
第5節 第三ステージ——住民運動の転換と活性（1991～2000）——	74
第1項 第二次住民運動の前期（1991～1997）	77
第2項 第二次住民運動の後期（1997～2000）	82
第2章 「豊島事件」解決の構図	89
第1節 「豊島事件」調停に関わった関係者たち	92
第2節 「豊島事件」調停の解決への経緯	103
第II部のまとめ	108
第III部 地域活性への歩み	113
はじめに	113
第1章 地域活性への多様な方策	115
第1節 試みの3つの事業	116
第2節 地域活性の方策としてのCSRの有効性について	117
第3節 ユニクロボランティアたちと住民との協働	121
第4節 新たな展開	128
第5節 CSR活動との協働から生まれた住民による自発的ネットワーク	131
第III部のまとめ	134
終章 自立にむかって	139
第1節 本論文の総括	140
第2節 今後の課題	146
文 献	149
学術論文等一覧	156
学会報告一覧	157



## 図表一覧

### 第Ⅰ部

- 図1 豊島地図1 (パンフレット「豊かさを問うから」転載)
- 図2 病気になることで変わる暮らし
- 図3 豊島地図2 等高線入り (国土地理院製作地図から)
- 図4 児童数の推移 離島統計年報から作成
- 図5 豊島人口の推移
- 図6 義理と贈答の関係構図
- 図7 病気お見舞いの相手
- 図8 贈答行動様態のカテゴリー化のプロセス
- 図9 一般贈答契機
- 図10 病気お見舞い契機
- 図11 病気お見舞いへの配慮の有無と世間の範囲
- 図12 豊島Kと奈良市Iの見舞い者のカテゴリー別一覧
- 表1 第一次業の地位とその推移
- 表2 豊島産廃ダイオキシン濃度
- 表3 病気お見舞いとその他の贈答の回数一覧

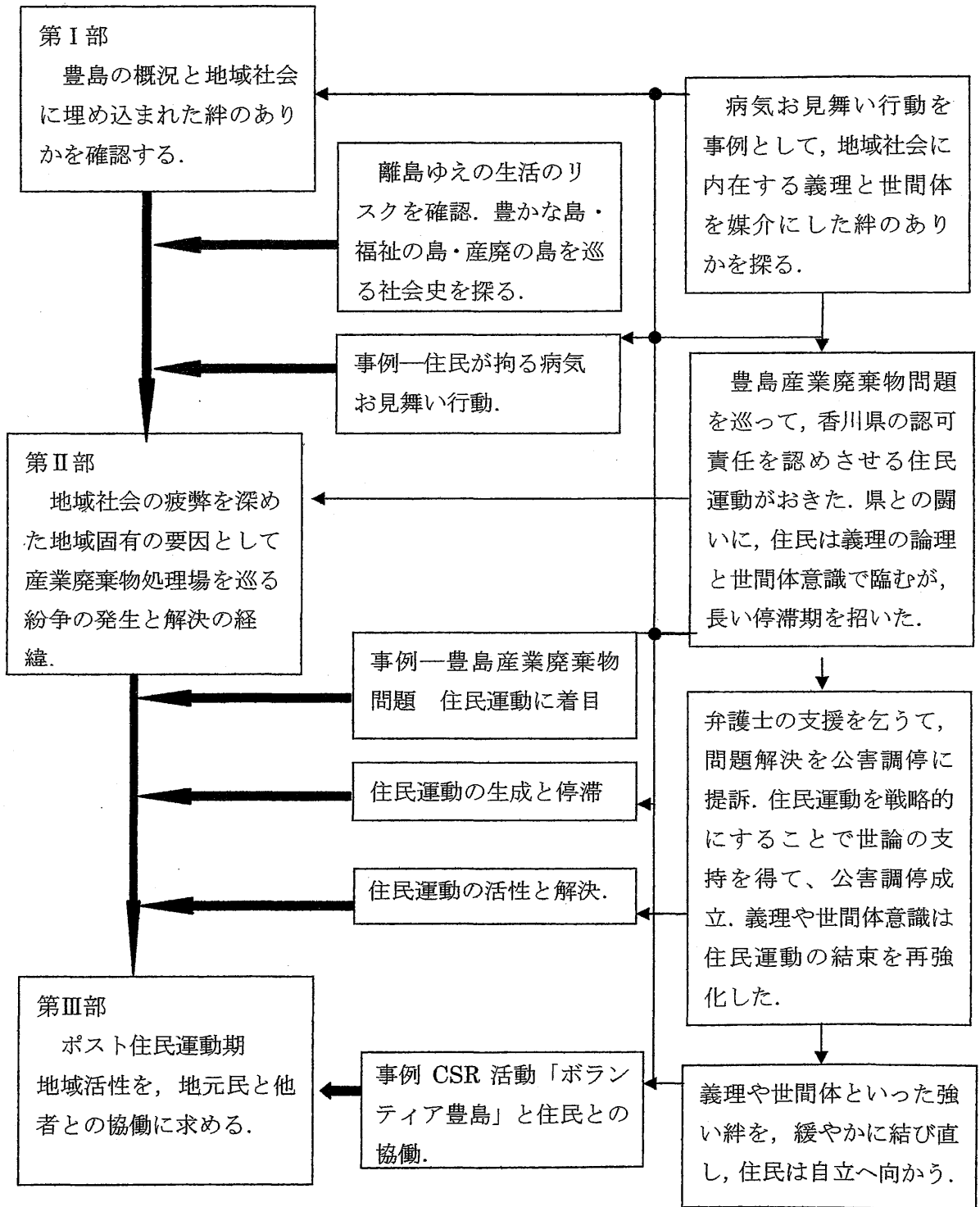
### 第Ⅱ部

- 図1 ゼンソク児童生徒推移
- 図2 豊島住民運動組織図
- 図3 公害等調停申請人年代別割合 (総数 548 人)
- 図4 豊島事件調停に関わるアクター関係図
- 表1 豊島住民運動生成と頓挫 1975～1978
- 表2 豊島住民運動の停滞期 1981～1993
- 表3 住民運動活性化の前期 1993～1997
- 表4 住民運動活性化の後期 1997～2000

### 第Ⅲ部

- 表1 社員のボランティア・社会貢献活動を推進するための制度
- 表2 豊島内ユニクロボランティアクラブ活動実績 (2007～2008年)
- 図1 ボランティア豊島参加理由と感想

# 本論文の流れ



## 序章

豊島は、岡山県からも、香川県からも船便で 40 分前後の距離にある離島である。筆者と豊島との関わりは、1995 年から高齢な義父母の生活支援に通い、義父母の代理で豊島の行事を手伝うことで始まる。祭りの裏方、「お大師さん」の当番（毎月 21 日に大師堂を参る人に食事をお接待する風習）、葬儀の手伝い等々の機会ごとに早朝 6 時から夕方まで、もしくは 2 日間に渡って地域の女性役割とされている 50～100 人単位の食事作りに参加している。同時に豊島産業廃棄物問題解決のための住民運動にも動員される。この時、豊島の人々は産業廃棄物問題を巡って香川県との紛争状態になってすでに 20 年が経とうとしていた。（産業廃棄物を産廃、香川県と県と略記する）

筆者は、了解された見学者でもなく外部支援者でもなく、高齢な義父母の代理＝嫁役割という微妙な立場で地域社会に関わっていった。いわば義父母の代わりとはいえ、それまで何の縁もない筆者が、豊島の地域社会に入り込んだということになる。「〇〇家の長男の嫁」と言うラベルは全ての小部落（町内会の班にあたる）単位で行われる伝統的催事・住民運動参加の切り札となる。同時に、義父の病気お見舞いの一連の行動に関わることで「イエの嫁」として、地域社会に張り巡らされている血縁・地縁の絆の連環の内に取り込まれていく。筆者は、地縁・血縁を頼って地域の人々に調査や聞き取り等を依頼することで徐々に「参与観察者」としての立場を明らかにするが、特に軋轢は生まれなかった。地域社会を支える裏方として、「まな板を共有する嫁たち」である女性にまず受け入れられたことが、軋轢を大きくしなかった要因であろう。

地域の人々と行動を共にする機会が増えるにつれ、人々が時々使う「義理が悪い」「面子がたたん」という表現が耳に入りだした。豊島が伝統的慣習を大切にする地域社会であることは日頃の関わり合いで分かっているが、義理や世間体を大切にしていることに特に注目する。病気お見舞い行動の一連の流れを経験し、筆者はその行動が地域社会にとって重要な位置を占めているのに気づく。

### 1. 本論文の視座

本論文は、病気お見舞い行動、産業廃棄物問題、地域活性の方策としての CSR 事例と 3 つの事例分析をとおして、地域社会の疲弊と活性のダイナミックな変動に注目している。人々が拘る義理や世間体の意識が、地域社会にどのように根づき、さらには、地域社会の

変動に住民がどの様に対応しているのかに注目している。

1つ目の事例では、病気お見舞い行動をとおして、人々が拘る義理の関係性や世間体意識について注目し、地域社会のあり様を考察する。

義父の病気入院を契機として、住民の繋がりに注目し本格的調査をおこなう。得られたデータの分析から人々の義理や面子が立たんとする世間体意識への拘りが、病気お見舞い行動の一端としてみえてきた。病気お見舞い行動をとおしてみえてきた地域の絆が、非日常の活動である住民運動と病気お見舞い行動を日常の生活の一環として繋いでいる。

2つ目の事例は、豊島の認可産業廃棄物処分場でおきた産廃不法投棄事件をとりあげる。病気お見舞い行動に認められた住民の義理の関係性や世間体意識へのこだわりと、産廃問題を巡る香川県との紛争解決のための住民運動とが、どの様に関わっているのかに着目する。(2つ目の事例が住民運動をあつかうことから、豊島の人々を住民と呼称する)

1975年12月に住民の一人(豊島総合観光の経営者)が香川県に出した有害産業廃棄物処理業認可申請を発端として、住民は認可反対の署名を携えて県に陳情したことから県との紛争に発展している。産廃処分場を巡る県との紛争は、県が業者にたいして産廃処理業を認可したことで挫折する(1978年)。その後住民運動は長い停滞期に入り、1990年に業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)違反で摘発され、産廃搬入が止まるまで続くことになる。業者の違法な操業が摘発されるまでに、有害産業廃棄物を含む産廃56万トン(汚染土壌を含めると65万トン)が豊島産廃処分場に搬入される。その撤去を巡って弁護士らの支援を得て住民運動は活性し、2016年に産廃島外撤去の完了という経過を辿る。(以後、豊島総合観光の経営者を業者、香川県を県と略記)

1977年に住民が住民運動をおこす直接の契機ともなる知事発言がある。知事自ら反対する豊島住民を説得するとして、住民を前に演説し後々問題になる「豊島の人々のところは灰色か」発言がとびだした。住民は知事の「豊島の人々のところは灰色か」発言を、自分たちの体面(=世間体)を傷つけるものと捉え、知事の謝罪を問題解決の最終目標とした経緯がある。住民運動の事務を担い、1999年に県議会議員に当選した石井亨の著書にも、住民の世間体に拘る様子が認められる。石井が1983年にアメリカでの農業研修から豊島にもどったとき「親のできが悪いから息子が帰ってきたと世間から言われるのがつらい」と父親の語りが記されている(石井:174)。

産廃問題を巡って県と闘う住民が勝ち取ったものはなにか。住民は世間体に拘り、面子がたたんと表現するが、実はそれはこの国に暮らす者の人権に関わることなのではない

か、このことが豊島産廃問題に内在していた大きな課題であることを、支援した中坊公平弁護士は「国民主権の実質化運動」（中坊：172）と記している。13人もの弁護士たちが7年もの期間、報酬なしで問題解決に奔走したのは、国民の権利を確認する闘いという陰の課題があったからである（第Ⅱ部）。

現在、豊島では、闘いの後の次なる地域活性へむけて幾つかの動きがある。そのなかでも、公害調停が調印され産廃撤去が本格的に始まった2003年から、産廃問題に関心をもつ企業の従業員たちが、ボランティアとして豊島の荒廃した農地を緑化する活動をスタートさせ毎年豊島に来るようになった。ボランティアらと地元住民との橋渡しをするUターン者も出てきた。外部からの若い人たちと協働する地元住民との中から、これまでの血縁・地縁とは違うグループが生まれている。その動きを本論は3つめの事例としてとりあげる（第Ⅲ部）。

## 2. 本論文の論点

フィールドとする豊島は瀬戸内海にある離島であり、地域社会としては離島ゆえの社会的課題を内在している。また、1975年から産廃問題で県と紛争している地域社会であることを背景として、本論の論点を整理すると大きくは4つ考えられる。

### 【論点その1】

豊島には、産廃問題勃発以前から、住民は外部からの様々な圧力に対しその都度軋轢を乗り越えて地域社会をつくってきた履歴があった。豊島の先人たちは、戦前の義理の論理を社会規範とし、世間体意識に拘ることで共同体社会を維持してきた。義理や世間体意識は伝統として今に受け継がれている。病気お見舞いも地域のしきたりの一環として受け継がれていることに注目している。

豊島が抱える社会的課題の一つに医療体制の不備がある。人々は病気や怪我の治療のため入院するが、豊島にあっては、単に個々人の問題だけではない社会的な関わり合いが顕在化してくる。本論文では、普段によく見られる行為でありながら、実は社会的行為とされるような病気お見舞い行動をとおして、住民が拘っている世間体意識や義理の関係性について論議する。

#### ・なぜ病気お見舞いなのか

住民が拘っている世間体意識や義理の関係は、何らかの契機によって顕在化する類の規

範意識である。代表的契機としては日本の贈答慣習があげられる。日本の贈答慣習といえば中元・歳暮があるが、地域社会を領域とした人々の関わり合いを探る手段としては、交流範囲が広すぎて適切ではない。地域性が高く社会的行為でもある病気お見舞い行動を事例とすることで、個々人相互の関係性や地域における社会的関係までもが明らかになると考えられる。

住民は、病気お見舞いしなければならぬ関係性がある人の入院を知ると、入院先を訪れ互いの関係性を確認しあう。たとえ相手が島に帰ることがなく、二度と会えない状況になっても対処できるように配慮しているのである。豊島の病気お見舞い行動に注目することは、地域の日々の暮らしのなかでの人々の繋がりを、考察することになる。交わすべき時に病気お見舞いを交わさないと世間から浮いてしまい、地域共同体の一員としては同調しない変り者扱いの恐れがある。義理の関係性や世間体への拘りは、第Ⅱ部の事例である産廃問題に関わる住民運動へと人々が行動する要因に関連してくると考えられる。

## 【論点その2】

なぜ産廃問題が地方で顕在化するののかについて、いくつかの構造的要因がある。

a) 産廃処理場許認可権が国政の委託事務であることから、法的条件を整えば認可することになり、地方の事情が反映されない。特に当該地域の事情を考慮することは考えられない。残念ながら、環境アセスメントなど環境に関わる法的規制は1986年に施行され、瀬戸内海国立公園内の豊島産業廃棄物処分場の認可は1978年のことであった。

b) 法的にも産廃は広域移動が可能だということ。

一般廃棄物が行政区を越えての移動が認められないのに対し、産廃は専門処理業者への委託が可能となり、処理事業者の経営する産廃処分場へ広域移動が頻発することになる。法的課題は、豊島の産廃処分場の問題に中央（国政）が関わることで解決されることになった後、産廃に関わる法律は排出者責任が厳密に問われる方向に改訂されている。

c) 産廃処分場認可には法的処理されながら、紛争がおきると地域固有の問題とされる構造的要因がある。またその解決には、地域住民が産廃処分場に関わる問題を共有し、解決には住民の結束した取り組みが出来るか否かが課題となることは飯島伸子の指摘するところである。特に不法産廃に対しては、産廃排出業者、運搬業者、処理業者、地権者などの確定や被害の確定など、産廃問題解決の困難性を指摘する先行研究者は多い。豊島産廃問題は、県の認可処分場でおきた不法投棄事件であったことで、紛争の相手方が既に確定して

いた。相手方の確定していたことで、時間は 25 年とかかったものの解決することができたと言える。

### 【論点その 3】

豊島の住民運動の生成、停滞、活性のダイナミズムに注目する。

住民運動を論じる原田峻は、地域社会における「住民運動」と「市民運動」との連続性にふれ、それぞれの運動組織は他の諸団体と互いに共存し補完していることを示唆している（原田 2010：126）。原田は、社会的規模の大きい地域社会では、住民運動による問題解決するにしても、地域の諸団体との補完的関係を重要視することで目的を達成しようとすることに注目している。原田の示唆にもあるように、フィールドの社会規模によって住民運動が辿る経緯の違いをみることができる。離島という閉鎖的空間の中での住民運動には凝縮された濃密な人的関係が介在することから、住民運動は状況の変化によって大きく振幅する構造的要因を内在させている。豊島の住民運動のダイナミズムには、離島という地理的要因の他、社会的・文化的要因が大きく関わってくると考えられる。豊島の地域社会に埋め込まれた義理の関係性は、暮らしのなかで再確認されること住民の結束を強化するように機能する。同時に世間体意識は行動規範として互いに同調する機能を担う。しかし、義理や世間体意識は住民を住民運動へと駆り立てもするが、住民運動の停滞要因として住民の行動を抑止する方向へと向かわせることにもなる。

住民運動の定義について、早川洋行は多くの論者の意を包含して「住民運動とは、地域固有の社会問題に対して、階層や職業属性を越えて地域の人々が起こした自発的で組織的な集合行動である」と述べる（早川 2007：29）。豊島の事例と早川のフィールドで起きた産廃処分場を巡っての地域紛争とは類似性があり、早川の定義は豊島の例にも対応できるものであると考えられる。だが、住民運動の生成、停滞、活性の要因を、義理の関係性や世間体意識に求めたことが、早川とは異なるところであり、本論文の意義といえる。

#### <産廃問題解決の困難性について>

・住民運動には、成立過程によって4つのパターンがみられる。

①住民有志団体が中心。②新住民と地つき住民が異なるグループを形成しながら互いに補完関係を築く。③地域自治会が中心。④住民と専門家と行政のネットワークの形成

①のパターンは奈良県下の産廃問題にみられる。「奈良ゴミの会」のHPに記事には、住民

有志が団体をつくり奈良県へのクレーム申し立てをしているものの問題解決に至らず、住民運動をしようという呼びかけがある。

(<http://www1.kcn.ne.jp/~k-okutan/genjou.htm>)

- ②の例. 山梨県明野町の住民運動がこのパターンにあたる。産廃問題に注目している寺田良一は、公共的関与型産廃処分場建設（県が環境事業団体を建設主体とする施設）認可に対して、県と住民が10年以上に渡って紛争し、認可を阻止して紛争解決した事例を分析している（寺田 2006）。
- ③の例. 豊島の例にみる事ができる。行政の一方的な姿勢に対抗手段を見いだせないままに反対運動は挫折し産廃処理場が稼働した。その後、住民運動は停滞したが、外部からの弁護士の支援を得て住民運動を活性させ問題解決に至った。リーダー不在でスタートした住民運動がどのようなプロセスを経て問題解決にいたったのか。住民がなにに拘って県との紛争を闘ったのかについて第Ⅱ部で考察する。
- ④の例. 滋賀県栗東町の認可産廃処理場の増設を契機として、住民と県・事業者との間に起きた紛争である。この事例を分析した早川洋行は社会学者として、また住民として紛争に関わり合い、行政との対話をすすめているものの、10年がたつ今も解決にはいたっていないという。

これら4つの住民運動生成のパターンでは、解決に至った住民運動ですら10年以上の期間を闘いに費やしているという状況があり、産廃問題解決の困難さを示している。

#### 【論点その4】

ポスト住民運動期の地域活性に向けた新たな絆の創生へのあゆみに注目する。

住民運動の目的が達成された後、豊島では地域社会の活性へ向けて幾つかの事業がはじまった。そのなかでも、豊島産廃問題に興味をもった企業のボランティア活動に注目する。帯谷博明は地域再生を多義的としながらも、それを「住民や自治体が主体となって、環境破壊などの主として地域外部からの作用によって大きな変容が生じた当該地域の住民生活や生活環境の復元を行い、広義の地域の発展をめざす」（帯谷 2004：14）と定義している。豊島は帯谷が指摘する地域外部からもたらされたゴミ紛争に巻き込まれ、著しい環境破壊が起きた地域である。人々の願いは帯谷の言う「地域再生」にあることは明らかである。しかしながら、地元経済が産廃の風評被害で壊滅状態であり、過疎・高齢・少子と疲弊を



深める状況下では、経済生活や生活環境といった社会環境の復元が含意されている「地域再生」は困難と考えられる。豊島の人々の精神的な活性をはかり、新たな発展の方策をさぐる事が近未来の豊島を描くことになると考えられる。本論でいう「地域活性」とは、なんらかの複合する社会的要因によって、疲弊を余儀なくされた地域の住民が、外部からの支援を契機として精神的な活性をはかり、新たな地域発展のスタートの緒につくことをいう。

伝統的地域社会の絆で連帯する地域では、従前の血縁・地縁に依拠して張り巡らされた絆は、ときには自発性を阻害する要因にもなる。地域活性には、本来の行動の自由度を高めるような新たな関わり合いが求められる。

### 3. 本論文の構成

本論文は3つの事例をベースに、第Ⅰ部、第Ⅱ部、第Ⅲ部の3部で構成される。

第Ⅰ部では、地域社会の絆のありかを探る。内容は3つの章で構成される。

第1章では、戦前戦後の豊島の地域社会が辿った変容を、豊島の社会史と考察する。離島という生活環境にあつて、外部からやってくる人や物に対して住民が経験する葛藤に注目している。

第1節 豊島の概要——離島での生活のリスクを確認する。特に医療体制の不備は暮らしへの影響が大きく、人々が病気お見舞いに拘る要因になっている。

第2節 「豊かな島」——先人が築いた伝統的地域共同体を基底にした自給自足の暮らしに注目している。

第3節 「福祉の島」——戦後、福祉六法の措置対象になる社会的弱者のための社会福祉施設がつけられている。

第4節 「産廃の島」——産業廃棄物の不法投棄問題が発生した。有害産業廃棄物の野焼きによってダイオキシンが発生し、住民の健康被害が予測され始めた。

### 第2章. 病気お見舞い行動で再確認される義理という絆

地域社会が、なんらかの危機的状況に遭遇したときに求められる住民結束のカギともなる義理を媒介とする絆のありかに注目している。離島という生活環境にあつては、病気になることは個人の問題にくわえて住民相互の社会的関係性を顕在化させることに注目し、地域社会に張り巡らされた絆のありかを病気お見舞い行動を事例として考察する。

第1節では、戦前の道徳として絶対的社会規範であった義理の論理が贈答慣行といかに

結びついたのかに注目している。

第2節では、義理に付随するお返しに注目して、義理の変容を考察。

第3節では、生活に組み込まれた「病気お見舞い行動」を調査票と事例の分析をとおして、地域社会に張り巡らされている絆のありかに注目している。

第4節では、住民相互の関係性を規定している義理が媒介する絆の役割に注目している。

第3章. 暮らしのなか埋もれている「世間体」というもう一つの絆をテーマに、豊島の人々が拘る世間体の意識を病気お見舞い行動の事例分析をとおして考察する。

第1節では、準抛集団としての世間と病気お見舞いに関わる世間について考察する。

第2節では、事例をとおして、「世間体」を意識する豊島の特徴的な関わりあい明らかにする。

第II部は、豊島の産業廃棄物処理場を巡って起きた社会紛争を事例とする。3つの章で構成される。

1章では、日本最大の産業廃棄物不法投棄事件の公害調停成立にいたった一連の豊島事件の経緯を住民運動の流れに沿って検証する。住民運動の展開の過程を3つのステージに分けて、その期の特徴を明らかにする。住民運動の生成から挫折の経緯を第一ステージ、停滞期を第二ステージ、活性から解決への過程を第三ステージとした。住民のこだわる義理と世間体意識を分析枠組みとして住民運動と住民の関わりに注目している。

2章では、公害調停の場に委ねられた不法投棄廃棄物問題解決の過程で見えてくる各アクターの力関係に着目して考察する。本章は2つの節からなり、1節は各アクターの特徴を捉え、2節ではそれらの各アクターの力関係に着目して解決へのコースを明らかにする。

第II部のまとめ。住民が県に求めたのは、産廃の島外撤去だけではなく、知事の謝罪だった。県との紛争の直接の引き金になったのは知事発言による、住民の世間体が傷ついたことによる。住民に対して強硬姿勢をつらぬく県は、交渉の過程でさまざまな騙しの手法を駆使して住民の主張を抑え込もうとし、住民は戦略的住民運動を展開し世論の支持を味方にして日本で初めて公害調停成立を勝ちとった。

第III部はポスト住民運動期における地域活性への方策を考察する。1章と4つの節で構成される。

第1章では、地域活性化への多様な試みとして3つの事業に注目する。そのうちの1つである住民の自発的活動を誘発した事例をとりあげる。地域活性の方策としてのCSRの有効性について事例分析をもとに考察をすすめる。

第1節では、地域活性の試みの3つの事業について検証する。

第2節では、地域活性の方策としてのCSRの有効性に注目する。

第3節では、ユニクロボランティアたちと住民との協働の事例を検証する

第4節では、新たな展開として、企業従業員と住民との関わり合いに注目する。

第Ⅲ部のまとめ——企業のCSR活動は、本業とは関わりのなかった周縁地域においても、あらたな発展を誘発し住民との絆の生成も可能であることに注目する。地域社会が疲弊から活性へ舵をきったとき、単に経済的充足を求めるだけではなく、修復された個人の間を保持しつつ、よそ者の支援を受け入れ元気に暮らし続けられる新たな活力ある地域社会の創造には、住民は更なる行動を求められている。

## 終章 自立への歩み

本論文の各論の総括。特に住民が拘りつづけた義理と世間体意識と本論文の3つの事例の相互関係についてまとめて総括する(第1節)。豊島の人々が近未来に向かって、どのような歩みがあるのかについてまとめる(第2節)。

豊島の住民が、先人から引き継いだ豊かな地域社会は諸々の社会的要因によって衰退したが、意志に反しての産廃処分場の受け入れで「産廃の島」となった。しかし、住民は産廃撤去に向けての住民運動の過程で、生活を守る意味に気づき、県への依存関係(義理の関係)から自立してきた。住民運動は住民の自立の過程と捉えなおされる。

本論文は戦前・戦後・現代という時の経過のなかで、豊かな地域社会が辿った疲弊から活性というダイナミックな変遷の過程で住民が遭遇した出来事に注目し、住民が拘る義理と世間体を分析枠組みとした地域社会学的研究である。

## 第 I 部 地域社会にみる絆のありか

住民がどの様にして地域社会を築いてきたのかに注目し、地域社会をみるうえで病気お見舞い行動を事例とした。事例検討からは、義理と世間体意識を媒介とした社会的絆が地域社会の内に広く張り巡らされていることが認められる。義理と世間体という社会規範は、第 II 部であつかう豊島産業廃棄物問題の解決のための住民運動にむかう住民の支えにもなる。

### はじめに

1995 年から諸事情（老親の世話）で奈良と豊島を行き来するようになり、住民との交流がはじまった。既に豊島では産業廃棄物処理場をめぐる香川県との紛争に関わる住民運動が始まって 20 年が経っていた。筆者も老いた両親の代わりに、住民運動に参加するようになった。香川県議会議員改選期には、香川県議会に住民代表を豊島から送り込もうという機運が盛り上がった。筆者は「豊島をよろしく」というパンフレットをもって、近隣の小母さんらと共に小豆島での個別訪問に参加した。地域に残る産業廃棄物撤去の目途も立たないなかで、小母さんたちの表情は明るかった。運動に駆り出される苦労話などおくびにも出さず、どう票読みしても勝てない選挙をしている様子ではなかった。結果は豊島住民の票（約 1000 票）に小豆島（約 6000 票）の票が加算され、住民運動事務局の若者は当選し、その後県会議員を 2 期務めた。

豊島の生活状況はどうかというと、ダイオキシン汚染の風評被害で捕った魚も育てた野菜も売れず、行政を闘いの相手としている関係で公共事業の受注も少なく、地域経済は壊滅状態になっていた。さらには歯止めのかからない人口減少と住民の高齢化も加わり地域社会の状況としては疲弊を深めていたといえる。しかし、出会う住民は穏やかに日常を暮らし、住民運動への参加も日常生活の一環のようになされていた。そこに起きたのが義父の骨折入院を契機とした一連の病気お見舞い行動だった。

豊島の病気お見舞い行動は、当該者相互の関係性に止まらず、当該者の体面にも連関するような事柄であった。また、病気お見舞いを契機にして、地域社会での互いの役割の再確認ともなっていた。言い換えれば、豊島の病気お見舞い行動は、地域社会に埋め込まれ

た社会的絆を顕在化することになった。病気お見舞い行動の詳細な考察は、地域に広く張り巡らされた絆を明らかにすることになると考えられる。病気お見舞いに限らず、住民と交流していると「義理が悪い」「体裁が悪い」「面子がたたん」という言葉をよく耳にする。筆者は、住民が義理とか世間体に拘っていることに注意をはらって付き合うようになった。住民運動への参加の時にも、「あんた 来たんか よかったなあ」と顔見知りの住民が声をかけてくれる。筆者のイエの嫁としての義理をはたし世間体が保たれた場面である。

豊島の病気お見舞い行動の詳細な考察は、住民が拘る義理や世間体にも関連し、地域社会のあり様があきらかになると考えられる。ひいては、義理や世間体への住民の拘りは、本論2つ目の事例である豊島産業廃棄物問題に関わる住民運動への結束に関連してくる。

住民が築いてきた地域社会は、どのような経緯を経てきたのか。第I部では、豊島の概要を含めて、豊島に貼られた3つのラベルにそって、豊島の社会史として時系列で検証する(1章)。次に贈与と返礼が付随する「病気お見舞い行動」の契機や相手を調査データを検討することで、住民の拘る義理の論理について考察する(2章)。病気お見舞い行動のもう一つの側面として世間体を意識する住民の拘りについて考察する(3章)。

病気お見舞い行動を事例とすることで確認される社会的絆は、地域疲弊の要因ともなっている産業廃棄物処理場を巡って香川県と闘う住民結束の手段に関連し(第II部)、さらには疲弊する社会の活性へと歩む住民の拠り所となっていることにも関連してくる(第III部)。(以降、産業廃棄物を産廃、香川県を県と略記する)

## 第1章 豊島の社会史

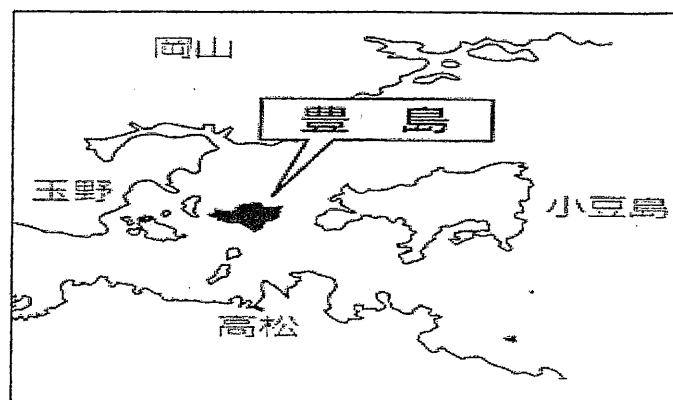


図1 豊島の位置 (パンフレット「豊かさを問うから」転載)

「ほしや ほしや にぎりめしほしや 星の数ほどゴマ塩ふって 富士の山ほど味噌  
つけて ほしや ほしや にぎりめしほしや 」

「あぶのたかやまに 振袖きせて あぶの もひちに 嫁にやろ」

(あぶ=地区の名 たかやま=あぶ地区にある石の山 もひち=あぶ地区に住む名家)

(2000年収録, 豊島85歳 女性)

豊島に伝承されている2つの唄がある。一つは田植えの時の唄であり、二つ目はあぶ地区の金持ちの家を揶揄した唄である。戦前の豊島の穏やかな暮らし振りが表れたなんともおおらかな唄は、豊島のイメージを伝えてくれる。

20世紀後半、豊島におきた産廃問題によって、豊島は産廃の島とのイメージが一般に共有されるようになったが、豊島はもともとその名の通りに稲作の盛んな島として明治期より栄えた地域であった。上記の唄はそんな豊島をよく表している。

### 第1節 豊島の概況

豊島は離島振興法の対象となる離島（県庁所在地と陸続きではなく、過疎化が進んだ有人島）ではあるが、一般的な離島のイメージとは違い、近隣の都市部へのアクセスは船便利用で40分前後であり、都市部への通勤も十分可能な島である。しかしながら、1970年代に車を搭載する大型フェリーが就航するまでは、電動発動機つきの客船しかなく、島外への交通は困難だった。大正6年生まれ義母は、「(船で海を渡るのが)こわくて、娘時代は島から出たことはなかった」と語る。

## 【島と本土との交通環境】

### \* 小豆島フェリー

岡山県宇野港発—40分—豊島家浦港—10分—豊島唐櫃港—30分—小豆島土庄港着

1日6便 最終便—宇野発 19:25分

料金 宇野～家浦 人 750円・普通車 5240円・自転車 300円・小荷物 500円

### \* 豊島フェリー

豊島家浦—高松港（祝祭・日は休み・）

所要時間 70分 一日朝夕の1便のみ 料金 人 1000円 普通車 5700円

\* 海上タクシー（高速艇 10人乗り）6000円（20時～8時 50%増し） 所要時間 30分

\* 水口運送店—貨物運搬専用船一日1便

豊島唐櫃港—小豆島土庄港 料金 荷物 1個 300円

\* 豊島～高松間の高速艇（豊島フェリー）

家浦と高松を往復 所要時間 30分 料金 1300円 曜日によって運行時間が異なる。

一日3便～5便

近隣の都市への交通費は玉野市へは往復 1500円、高松市へは 2600円の出費となり、陸上の交通機関利用料金より割高となっている。また、船の利用は天候に左右されやすく、春は瀬戸内海特有の霧、秋は台風による警戒警報が発令されると止まると人も物も交流が途絶える。特に小型の高速艇は天候の影響を受けやすく、乗客は怖い思いをすることがよくある。

物資への運賃の加算は、いわゆる離島価格といわれる要因になる。食料品を例にとると、牛乳 10本を小豆島の牛乳販売店に頼むにしても、300円の運賃がかかる。牛乳 1本につき 30円が物価を押し上げる要因となる。特に日配品への影響が大きい。

医療にも思わぬ影響をもたらす。豊島診療所で午前中に診療を受けないとその日のうちに薬がもらえない事になる。薬は診療所からの連絡を受けて、小豆島の町立病院から 4:40分の船で運ばれてくる。したがって、住民は午前と午後の2回診療所に足を運ぶことになる。高齢者にとって負担が大きい。

2010年まで、島内の公の交通機関はなかった。3つの集落に分かれて暮らす住民は、文教地区となっている家浦地区まで歩いて 40分～60分かけて出かけてくる。タクシーの営業もあるが、定額料金制をとり集落から港まで 1300円と割高料金となっている。

瀬戸内国際芸術祭（2011年）後は周回のシャトルバス（マイクロバス）が一日2回走る。

## 【医療体制】

島内には入院施設の整った病院がなく、入院加療は必然的に島の外に出ることになり、当該者はもとより支える家族の負担も大きい。

- ・豊島診療所（家浦地区）があり、土庄中央病院から医師が派遣されている。風邪、高血圧などの投薬など簡単な医療に対応するが水・土・日は閉院。前述したが、午前中に受診しないとその日のうちに薬が貰えないシステムとなっている。
- ・2002年から公民館に週一回歯科医が高松から来て診てくれるようになったが、医療器具の不備（レントゲンなど）で簡単な診療しかできず、本格的治療は高松市の本院に行かないとできない。
- ・緊急医療体制—岡山の川崎医大のドクターヘリでの緊急搬送エリアになっている。
- ・日常的には、救急搬送手段として海上タクシー（高速艇）を利用するが、運賃の半額が町から補助される（往復代金 1.2 万円、夜間・20 時以後 50%増し）

<入院治療の現状>—島で暮らせない社会的状況がある。

病気や怪我による入院治療は、島内外で暮らす親族にも大きな影響を及ぼす。特に入院治療する場合、世話する家族が豊島にいるか、いないかで状況が変わる。

世話する家族・親族が豊島以外に住む場合は、その近くの病院に入院するが多い。すると住民はお見舞いに行けなくなる。それは、日常の付き合いが途切れることを意味する。もし島を離れた入院者との間に「お返し」しなければならない事情がある場合は、「義理が悪い」状況になる。「病気お見舞いの品（金封を含む）」は郵送ではなく、病院に行き本人と顔を合わせるか、又は付き添いの者に預けるなどと、守らなければならない規範がある。しかし、在宅で療養する場合は、重病でもない限り病気お見舞いはされていない。入院治療にのみ病気お見舞い者が訪れるのが豊島の慣習である。

通院や入院治療をすることは、本人にとっても家族にとって危機的状況になることは豊島に限ったことではない。しかし、豊島が離島という状況下では違った様相を呈する。まず、通院の場合でも、船便の時刻に左右され、高齢者が船にのるものの身体的負担も大きい。通院時の負担を考えて、高松や宇野の病院に入院するという、いわば社会的入院が豊島ではよくおきる。



図2は豊島の人が病気になることでおきる生活の変化を表したものである。

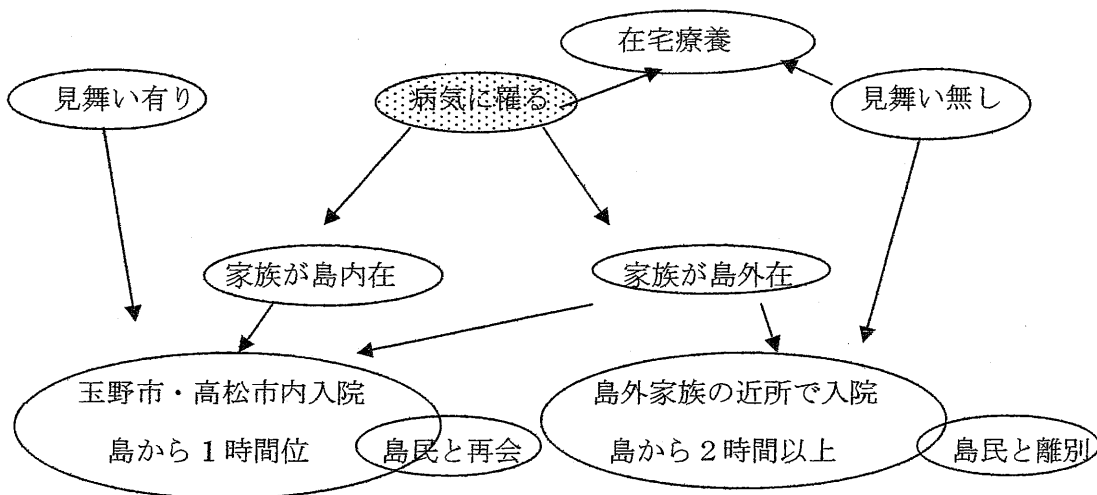


図2 病気になることで変わる暮らし

\*病気になることでおきる経済・社会的問題

- ・ 救急医療—外科医療体制がないので、船での救急搬送か救急ヘリを利用するしかない。例えば、夜間に子供が発熱しても島外の夜間診療にかかるまでに3時間をみておく必要がある。
- ・ 金銭的負担—家族の交通費などのほか、お見舞い金やお返しの負担などがある。
- ・ 退院後の療養生活を送るにしても、生活の自立、リハビリ・投薬・病後管理などの問題から在宅療養が出来なく、慣れた環境から離れざるをえないことになる。
- ・ 老人・病弱者の自立生活支援状況の厳しさ。

(例) 介護度5のケアプラン 身体ケア週3回1時間 デイケアサービス利用週2回  
島内にヘルパーがいなくはないが、介護対象者が多く必要なニーズを満たせない事情がある。小豆島からヘルパーに来てもらうにしても、船便利用による時間的制約があり、融通性がないなどの問題が指摘されている。

## <三つ集落の特性>

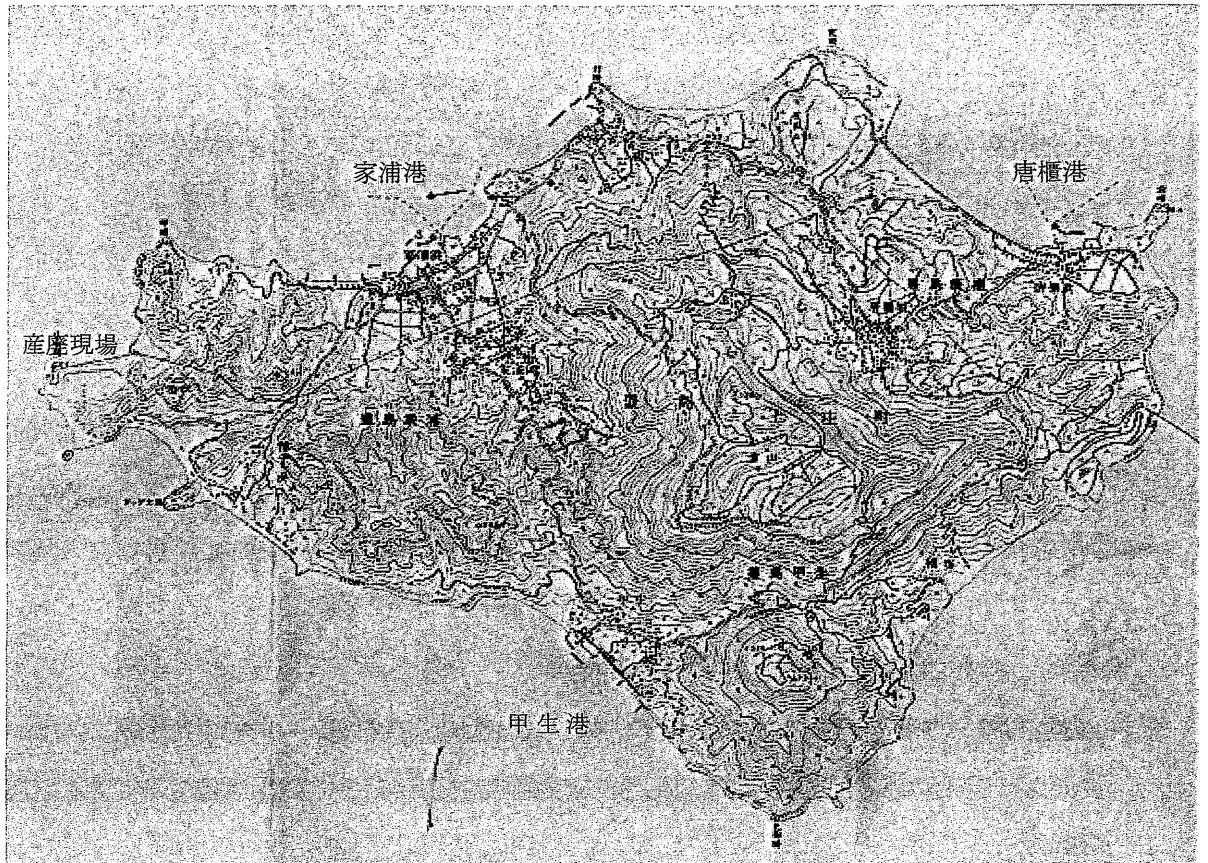


図3 豊島地図2 (国土地理院製作地図から転載)

豊島には甲生地区、唐櫃地区、家浦地区の3つの集落がある。島の中央に標高399mの壇山があり、島の水源地となっている。歴史の流れの中で、地区ごとに栄えた時代のずれがあり、その時代の主たる交流先の経済的繁栄にも関係する。

3地区の位置関係は図3を参照されたい。

### (イ) 甲生地区

江戸末期から明治・大正と最初に栄えた地区で、高松市に面して集落がある。

県指定の文化財「片山邸」があり、付近には「神子ヶ浜」の名を持ち神話が伝承されている海岸がある。海上には、源平合戦の舞台となった屋島が近くにあり、平家落人狩りの伝承が残されている。

「雉も鳴かずば 撃たれまい」との伝承がある。平家の落人が逃れてきて隠れ、その時に雉が鳴いたことで落人は撃たれてしまったという。だから、豊島には雉がいないと伝承されている。

高松港～甲生港の航路があったが早くに廃止になり、殆んど世帯数の増減のない地区で

ある。江戸の末期に直島から移り住んだ片山家が開いた地域で明治期は地区全域が片山家の所有であったという。片山家は江戸～明治期に九州から丸太を運び豊島で製材し江戸へ運搬することで財をなし、豊島の「島四国」（八十八か所の札所を配置）を開いた（豊島村史から）。

#### （ロ）唐櫃地区

漁業を生業とする住民が多く暮らす。漁港は小豆島に向いている。

本州・四国・小豆島に向いて大阪・四国間で海上交易が盛んに行われ、唐櫃港が歴史的には最初に開けた。キリシタン大名高山右近が小豆島に来た折、唐櫃の浜に上陸したという。弘法大師が来島のときも唐櫃の浜に上陸し、弘法大師ゆかりの「八幡さんの清水」があるのが壇山の唐櫃側斜面である。唐櫃の岡地区は、豊島で最初に人が住み着いた所であり、それは瀬戸内海の手賊から逃れるために、海岸を避けたといわれている（豊島村史）。

#### （ハ）家浦地区

岡山県に向いて港が開いている。昭和以降は家浦地区が栄えた。昭和 60 年代に大型フェリーが接岸できる港に改修されてからは、海上交通の拠点となった。

唐櫃地区から見ると方向が裏にあたるので家の裏＝家浦との由来であるという。大正時代に対岸の岡山県宇野港との海路が開設され港が整備されてからは「家浦千軒」といわれるほど人口が密集し、食品店、銭湯、豆腐屋、米屋、洋服屋、飲み屋、料理旅館と集落の機能が充実していた。しかし 1960 年代に入り人口の減少とともに次々と廃業していったという。現在は食料品店のみが営業している状態である。戦後は家浦地区が島の文教地区になっており、小・中学校、公民館、土庄町支所、郵便局、農協（各種銀行の窓口）、漁協がある。

ちなみに、産廃を運ぶダンプカーは家浦港に接岸した船から産廃を積み込み、家浦地区の通学路や生活道路を通過して、10 分位の岬の産廃処分場に産廃を運んだ。集落内の生活道路は普通車一台が通れる道幅しかなく、人と車がすれ違う時は危険を感じるほどであった。

### 【教育機関】

図 4 は離島年報から作成したグラフである。1975 年は産廃処分場が申請・稼働した年であり、その後の 20 年間で児童数は激減している。

それはとりもなおさず生産年齢層の減少を意味する。家浦地区が文教地区となり、保育所、小学校、中学校がある。今のところは、学級編成は単式だが、今後児童数の減少が続

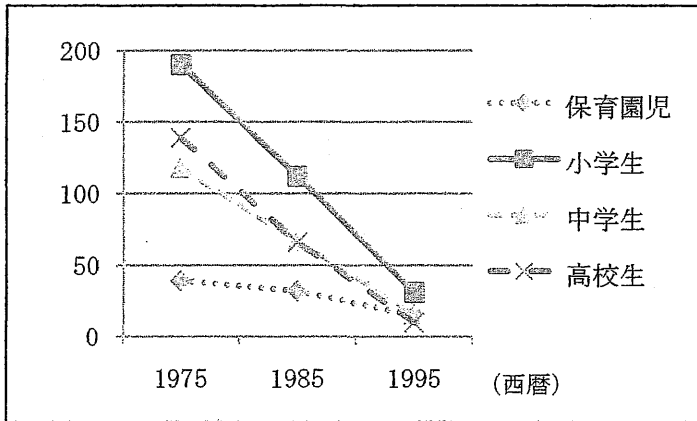


図4 児童数の推移 (離島統計年報から作成)

くようなら、複式学級や、小中学校の統合も視野に入ってくると住民は心配する。産廃を運ぶダンプカーは家浦地区の生活・通学路を通って処分場へ行くため、通学する子供たちの安全が脅かされる状況が1975～1990年のまで続いた。

1985年ごろから子供の喘息が多くなり、産廃による公害が心配され始めた。

・高校進学の場合は小豆島の土庄高校が唯一通学できる範囲にあり、その他は四国か本州の高校に進学し、子供たちは下宿生活をするようになる。しかし、家浦—高松間に高速艇が就航するようになって(1995年以降)、近年は高松市内の高校への通学が可能になった。しかし最終便が18時なので部活動等の学校生活には影響がでる。1985年のデータだが大学進学率が70%という数字がある(離島年報から)。10人のうち7人が他県の大学へ進学し、卒業後に地元へ戻るにも就職先がない現状(産廃問題で地元産業は壊滅状態)にあっては、地域の過疎化を推し進める要因の一つとなっている。

#### 【人口の推移と土地利用の推移にみる地域社会の衰退】

昭和の大合併時(1953年)に豊島村から香川県小豆郡土庄町に併合され、2011年には1044人が暮らす。戦後の1950年3626人の最盛期に比べると、三分の一に人口は減少している。また、人口動態を高齢化率で見ると1995年36.7%だったものが2005年には43.7%と、近年の10年間で高齢化率は10%増加している(国政調査統計資料から)。2008年には45.3%という数値が出ている。2008年の日本の高齢化率22.1%と比較すると2倍以上の数値となる。

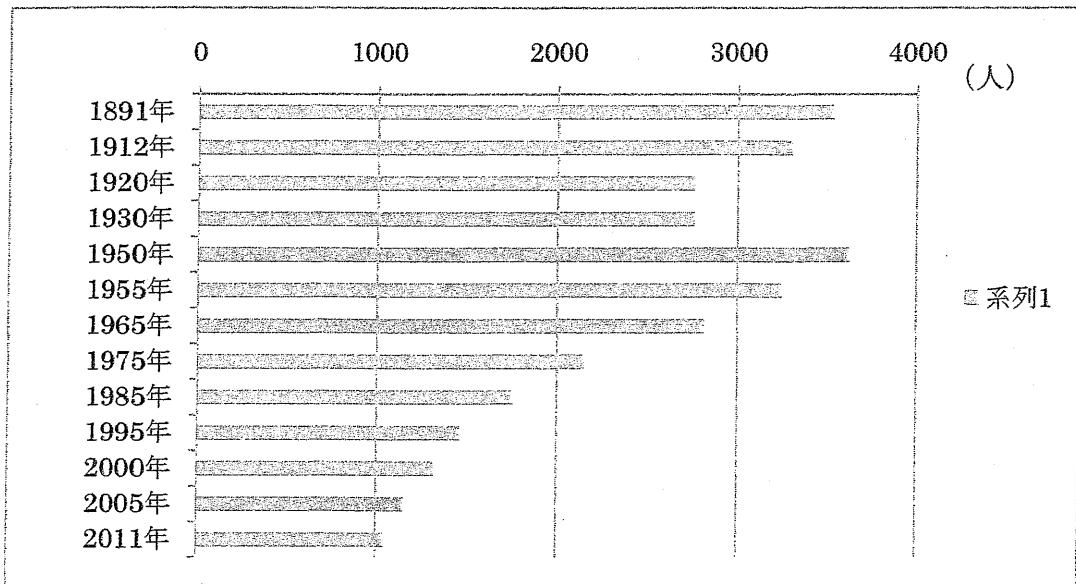


図5 豊島の人口推移 (豊島村史・離島年報・国政調査統計資料・豊島公民館たよりから)

図5は、豊島の人口推移を示す。明治24年(1891年)、明治45(1912年)、大正9年(1920年)、昭和5年(1930年)の戦前の人口を参考値と挿入してある。戦前の人口推移と戦後1950年からの人口推移を比べると、戦後の減少傾向が顕著である。本土との交流が限られていた戦前の豊島の自給自足的経済にあつて、3000人前後の一定した人口を養える豊かな島であったことが裏付けられる。

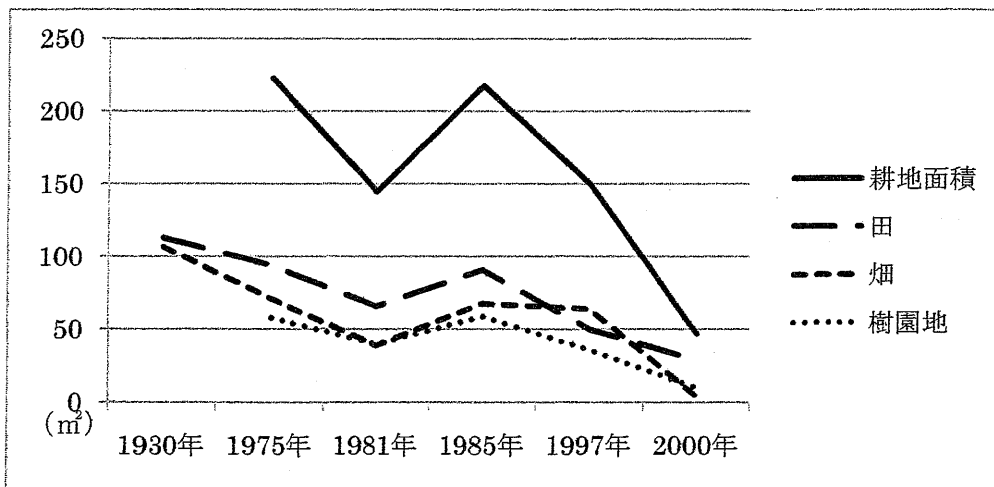


図6 土地利用状況 (離島年報・国政調査資料から)

図6は豊島の土地利用状況である。人口の推移と同じように1975年から下降し1981年には一時上向くが、その後は限りなく下降している。1985年に耕作地が広がったのはイチゴのハウス栽培が始まったのが要因と考えられる。現在6世帯がイチゴ栽培をしている。しかし果樹園や田畑の荒廃の拡大を抑止するには至っていない。

図4, 図5, 図6の3つのグラフと高齢化率を総合すると, 人口減少とともに少子化・高齢化が進み, 田畑の荒廃がひろがり地域社会の衰退は1970年代から進んでいたことが認められる。

数値にみる地域衰退の状況は, 過疎の問題をかかえた周縁地域にも同様におこると考えられる。しかし, 豊島では瀬戸内海国立公園第二種指定地域に産廃不法投棄事件(豊島事件1975~2000年)がおき, ダイオキシンによる風評被害がたち第1次産業が壊滅状態になった。地域社会はさらに疲弊を深めてしていったといえる。

以下の節では, 戦前戦後を通して豊島に貼られた3つのラベル「豊かな島」「福祉の島」, 「産廃の島」をとりあげ, 豊島の地域社会の歴史的側面に注目する。

## 第2節 「豊かな島」

豊島に人の住み始めたのは石器群遺跡からみても, 紀元前2500年前後まで遡るといえる。平安時代(12世紀)の源平合戦の後に佐々木一党豊島様之介が家浦地区に城を築き24人の武士が移り住んだ記録が豊島村史にある。明治45年に書き起こされた豊島村史は, 明治元年からの古文書を精査し, 20項目に分類して書かれた豊島の豊かさの記録でもある。産業として最初に島の経済を潤したのは戦前に「豊島千軒, 石工千人」と言われる豊島石の生産である。豊島出身の石工たちが皇居の二重橋の造築に関わるなど, 石材産業は豊島だけに止まっていたはいなかった。日本各地に残存する豊島石製品の履歴からすると鎌倉時代にまで遡るといえる。だが, 戦後, 安い輸入石に押されて産業としては終息してしまった。

瀬戸内海の島々でも数少ない有人島であった背景には自給自足の可能な農・漁業があった。

### 【農業】

明治期から, 豊島の先人たちは湧水だけではなく自ら溜め池を大小352あまりも作り, 水田面積は一時1200㍍に及んでいる。唐櫃地区の壇山から海岸へ向かって棚田が広がり, 豊島の景観としあげられている。海岸沿いの平地に限らず斜面にも棚田が開かれている。また, 壇山斜面や海岸地区では柑橘類の栽培が盛んである。大きな溜池の普請には各戸あたりの負担金が課せられ, 払えない小作人は田を地主に返したり, 地主が肩代わりしたりしたとの記述がみられる(豊島村史)。図5にもあるように, 戦前までは人口3000人前後の住民の食を賄い, 余米を他県に移出し, 戦後の食糧難の時代にも「豊島のお接待は白い米がでる」と伝えられている。終戦直後は復員者とベビーブームで人口は再び3200人台

に膨らんだが、豊島の壇山の開拓などもあり生産意欲は盛んだった。しかし、戦後の消費社会の到来で、自給自足の経済は成り立たなくなった。現金収入を求めて島外へ移住する者が増えてきた。それに追い打ちをかけたのが、1970年にスタートした国の農業政策の転換による強制的な田の休耕だった。他県に移出していた豊島の稲作は自家消費米のみの生

表1 第一次業の地位とその推移（就業人口比率%）

区分/年度	1960	1970	1980	1985	1988
第一次産業	32.6	19.3	10.9	9.3	-
第二次産業	29.2	34	33.6	33	-
第三次産業	38.2	46.6	55.4	57.5	-

出典 数字は国政調査資料『豊島活性化へのビジョン』引用

産へと縮小されていった。ただ、豊島の田畑の荒廃は、国の農業政策だけではなく、生産世代の島外移住によって、高齢の親世代のみで田畑を維持することが困難になったことも要因の一つで

ある。表1からは、第一次産業は1960年1985年までに急な下降線をたどる。1988年以降のデータがないが、この傾向に歯止めをかける要因は今のところ見当たらない。

瀬戸内海の温暖な気候を利用して、みかん類やオリーブの植栽などが壇山の麓の斜面を利用して戦前から盛んである。1950年に「東洋オリーブ株式会社」が豊島で操業し、その後は小豆島にも栽培を広げていった。豊島で13畝、小豆島で10畝と東洋一と評されている。第Ⅲ部の事例であるCSR活動が荒廃地へのオリーブ植栽から始まっていることと関連してくる。

### 【漁業】

戦前は、瀬戸内海の豊かな恵みを享受した豊島の漁業があり、鯛や平目の高級魚やワタリガニも沢山獲れたという。しかし、戦後復興期に進められた日本各地の港湾の埋め立て用に、豊島の沖の良好な漁場となっている「瀬」の砂が採取されたことで漁獲は激減した。さらに産廃処分場問題による風評被害もあって、豊島の魚は完全に市場から締め出されてしまった。だが、海砂の採取で漁獲高が減ったことに対して補償金が支払われ、一部は漁業組合預かりになっていた補償金が、産廃反対住民運動の資金に充てられたという事情もあった。

産廃処分場に近い家浦の海でハマチの養殖業を営み、産廃の住民運動の中堅を担っていた人は、加害者になりたくない（産廃による海洋汚染さす）と養殖業を廃業した経緯がある。近年は、産廃処分場とは反対に位置する唐櫃の海で、海苔の養殖が盛んである。

## 【伝統文化】

神社・仏閣のほかに農・漁業の収穫の祀りに由来する豊島石の祠や御堂があり、地区住民によって守られている。それぞれの祀りを地区が担うことで、地区住民の結束が維持され、住民相互の関係性の確認の場となる。祀りの場では、長老（高齢者）がもてなされ、中堅が仕切り若手が奔走し、女性たちが台所をまもる。特に、戦後は専任の神主が島に不在となり、地区の中堅どころの女性が「先達」として祝詞や般若心経、ご詠歌をリードする役割を担うようになった。

現在伝承されている祀り——戒さん（海の神）、山の神さん（豊島の岡地区に御堂が配置され地区住民によって守られている）、地霊さん（春の稲作の合間の祀り）。それぞれに祀りの日が決まっていて、その地区の住民が寄って伝承されているお供え物と祝詞をあげ、会食をする慣習が守られている。近年は祠の守り人がいなくて、伝承の途絶えた地区もある。

唐櫃・家浦・甲生の3地区には八幡神社が配地され、海にまつわる八幡信仰が地元住民によって継承されている。八幡さんの秋祭りには、「神輿」と「太鼓」（太鼓をたく子供をのせて担ぐ）が住民によってかつがれる。「太鼓」に乗る順番にあたっていた子供が、その年に一族に不幸があったからと辞退させられ泣いたというエピソードが昨年おきた。残されている昔の祭りの写真には、ねじり鉢巻きで浴衣着流しの男たちが映っていた。

弘法大師由来の伝承も多く、唐櫃や壇山の名称も弘法大師に由来する。甲生の片山氏が明治期に四国88か所に倣って札所を配地し、拠点に東西南北の弘法大師堂がある。4月の21日の大祭には島外から観光バスでの巡礼者が集まってくる慣習が今もある。その時は参詣者にお接待するお弁当を200～300食を地区の女性たちが用意する。人口の減った地区では食事ではなくパンや菓子類でお接待する所も出てきている。

神社は春日大社の末社の他、玉姫神社、権現神社が現存している。仏閣は十輪寺、妙光寺がある。

8月の夏祭りに合わせて豊島盆踊りが披露される。夏祭りには「はな」と称される寄付制度があり、寄付者名と金額が会場に張り出される慣習がある。張り出しに常連の名がないと、どうかしたのかと住民は噂することになる。豊島盆踊りの音頭は大正7年當用日記補遺として記録が残っているが、現在音頭を歌えるのは80歳代になる男性と60歳代になる男性（次期継承者）のみである。音頭をとる人は浴衣着流しで右手



に番傘，左手は帯に置く姿が伝承されている。住民のよる豊島盆踊り保存会が結成され，踊りの伝承に取り組んでいる。

### 第3節 「福祉の島」

豊島には保育園の他に知的障害者更生施設，児童福祉施設（乳児院），老人福祉施設（特別養護老人ホーム）がある。現在閉校されているが豊島福音農民学校があった。それらは国家による福祉体制が整わない昭和10年代に，キリスト者賀川豊彦とその招聘を受けたキリスト者らによって基礎が築かれた。賀川は最初の豊島の印象を「豊島は実に面白い島で，東西南北，一ヶ所として同じ景色を見せてくれない」（賀川豊彦全集 24巻：266）と書き，昭和14年5月5・6日には「海は美しいし，山は緑だし，私は阿武山の麓を去るに忍びなかった」（24巻：280）と書く。同年6月の記述には「島に棉が植わった。山羊が五頭入った。牛が入った。除虫菊の収穫があった。農園もだんだん発展しやう」（24巻：284）と書く。賀川が1938年に開所した結核療養所「親愛保養農園」は風評被害を訴える住民の反対にあつて1939年閉鎖されたが，翌年には「神子ヶ浜保養農園」が開所され，1941年から終戦の年まで，賀川自身が結核療養者の世話をしながら暮らしている。戦後しばらくは関係者の宿泊場所として使用されたが現在は荒廃している。

都市部で展開されていた賀川の社会事業の多くは戦災で壊滅状態となるが，豊島では戦後も賀川に招請されたキリスト者たちが閉鎖された神愛保養農園の跡を利用して種々の社会福祉事業を起こした。賀川が創設したイエス団（社会福祉法人・学校法人）が経営母体になる豊島神愛館（1946年 乳幼児養護施設），豊島ナオミ荘（1990年 特別養護老人ホーム）と，賀川に招請され京都から来島した寺田徳太郎夫妻が創設した社会福祉法人みくに園が設置運営するみくに成人寮（1987年 知的障害者更生施設）がある。2008年5月現在，これらの福祉施設に関わる人々は，入所者総計134名と職員総計97名とを合わせると都合231名を数える（月によって若干の変動がある）。豊島の登録人口は1116名（2008年4月現在）であり，この規模の地域社会で231名もの人々が関与しているこれらの社会福祉施設の存在は大きいといえる。

住民は，これらの福祉施設の開所説明に集まっては，地域の住環境が脅かされる不安を顕わにし，開設者らと軋轢をおこした。世間体拘って福祉施設開所に反対するものの，しかし最終的には「困った時はみなおなじ」と受容する。軋轢を覚えながらも社会的弱者を受け入れたのは，住民が拘る義理が関わってくる。川島武宜は「（義理が）情緒的な結

合であること。単なる利害の計算や判断によって維持される関係ではなく情緒 emotion によって維持される関係である。義理は常に一定の仕方て人情とむすびつく」と述べる（川島 1951）。

しかしながら、「赤子も、障害者も、老人も、ゴミも、みんな豊島か」との住民の憤りを、施設関係者から聞いた。障害者更生施設や老人施設の開設時期の 1980～90 年代は、豊島産廃問題の解決の方向性を見いだせない時期であった。ダイオキシンによる風評被害もあって、住民は怒りの吐き出し場所がない状況であったと考えられる。しかし、住民は、葛藤を克服したあとは、施設に米や野菜を差し入れし、金銭的支援をし、盆踊りには入所者と共に踊る。

豊島は、その昔弘法大師の父の采地であったとの豊島村史の記述もあり、弘法大師にまつわる伝承があり、弘法大師信仰の篤い島である。豊島のキリスト者たちは、村祈祷（住民総会）では共に祝詞・般若心経を唱和し、教会で賛美歌を歌う。住民はまた、天理教会の集会に参加し、豊島キリスト教会の講演会に出かけ「良い話を聞かせてくださった」と感謝の言葉を述べる。そこには節操のないという言葉は当てはまらない。住民は、社会的弱者とされる老人、乳児院の子どもたち、障害者らと「困ったときはみな同じ」といい、共に暮らす。

産廃問題解決が長引く中で、福祉施設の受け入れには雇用機会の創出という経済的側面も見逃せない。施設就労者が 97 人というインパクトは大きい。しかしながら、これら社会福祉施設の先鞭はキリスト者賀川豊彦によってなされ、このことは豊島の伝統文化ともなっている弘法大師信仰とは本来は馴染まないものであった。また、就労者が主に女性であったことで、主たる世帯収入とは位置づけられなかった。特に伝統的自治組織にあっては女性の社会的位置づけが低いことが一因にある。それらのことが相乗して、地域資源としての社会福祉施設の位置づけが低く、「福祉の島」のラベルは置き忘れられている。

#### 第 4 節 「産廃の島」

このラベルは文字通り 1975 年から始まった産廃処分場の稼働をうけてつけられたものである。調停作業報告の住民大会の会場でマイクを握った中学生が「僕たちは生まれた時から産廃の島だった。きれいな島をみてみたい」と発言した。その場に立ち会った住民は「大人はみんな頭をたれたままだった。わしも なんとでもこれを（産廃撤去）しないと（子孫と先祖に）顔向けならんと思った」と語る（2010 年収録 T 75 歳）。

ミミズの餌という条件のもとで運び込まれた産廃は、稼働まもなく大量に持ち込まれ産廃処分場となり、次に事業者は自動車のシュレッダーダストを大量に持ち込み、金属回収のために穴を掘っただけの場所で野焼きを開始した。産廃焼却で発生するダイオキシン類<sup>1)</sup>による土壌汚染・健康被害が新聞紙上を賑わすようになって、市場は素早く「化学汚染」に反応し、豊島産の農魚貝類は「毒で汚染されている」と市場から閉め出された。

豊島でダイオキシン被害が予測されだしたのは1980年代であり、ダイオキシンの法規制は1999年ダイオキシン類特別措置法であり、約20年間規制されることはなかった。

表2 豊島産廃ダイオキシン濃度

ダイオキシン濃度	最高 TEQ	基準値
廃棄物	39ng/g	1ng/g
浸出水	28ng/g	0.001ng/g
沖積層地下水	0.038ng/g	
花崗岩層地下水	0.040ng/g	

公害等調停委員会調査結果 1995年(基準値は追加添付)

表2の数値が示すとおり、豊島の廃棄物にはダイオキシンが基準値の約40倍、浸出水は約3000倍となる。ダイオキシン類は水には溶けにくい性質がある。ゴミなどの焼却によって大気中に放出されダイオキシン類が大気中の粒子に付着したものが水に含まれて水や土壌が汚染されるということになる。人間が大気中のダ

イオキシンの付着した粒子を吸い込み、あるいは汚染水を飲むことで健康被害がおきる。健康被害としてよく知られているのは、人体に対する発がん性(人工物質としては、最も強い毒性を持つ)の指摘である。豊島では、1983年にはシュレッダーダストの野焼きが常態化し、ダイオキシン類の被害が予測されはじめ、風評被害が顕著になった。しかし、1980年代にダイオキシン類を規制する法的根拠はなかった。また、子どもや住民の喘息発症にたいする疫学的調査はされず、被害は確定されていない。

県庁からも見える豊島処分場の黒煙をしりめに、香川県は「適切に運営されている」との答弁を変えることはなかった。産廃処理場申請の段階から、県庁に異議を申し立てて「住民エゴ」と謗られ、条件付きながらも受け入れさせられ、つけを払うのは住民たちである。

住民の一人でもある産廃事業者は15年間にわたって有害産業廃棄物を持ち込み「産廃の島」のラベルが貼られた。住民は有効な阻止手段を見いだせないまま住民運動は停滞したものの反対姿勢は分裂することはなかった。住民を結束させたのは先人たちが共同体を維持する規範とした従前の義理の関係であり世間体を意識する社会的規範であった。しかし、住民運動の停滞・活性の要因になったのも義理と世間体という2つの社会的規範であ

った。

1993年には、住民は弁護士の支援を受けて公害等調停に申請し、2000年には調停成立し、産廃は島外撤去と決まり、産廃問題は解決の糸口をえた。しかし産廃撤去は2012年までかかる事業であり、関連施設の撤去をおえて産廃処分場が住民に返されるのは2016年である。住民は産廃撤去作業を監視しつつ、疲弊した地域の活性にむけて一歩踏み出し  
ている。

産業廃棄物問題の詳細は本論Ⅱ部の事例として考察する。ポスト住民運動期の豊島活性化への歩みは第Ⅲ部の事例としてとりあげる。

## 第2章 「病気お見舞い行動」で再確認される義理という絆

本章は、離島という生活環境にあつては、病気になることは個々人の問題にくわえて住民相互の社会的関係性が可視化されることに注目する。先人が住民結束の手段とした従前の義理が豊島の暮らしにおいてどの様に継承されているのかに注目し、病気お見舞い行動を事例とする。

2002年、「豊島」に住む85歳の義父の骨折入院で贈られた115件の「病気お見舞い」と、退院後の「快気祝い」の一連の流れを間近に経験した。それは筆者が抱いていた「病気お見舞い」のイメージを覆すものであった。そのイメージは、ヨーロッパの伝承物語「赤ずきんちゃん」（ペロー再話版1697年）から得ている。物語の冒頭に、「隣村のおばあさまの所にお見舞いに行つてらっしゃい。おばあさまがご病気だと聞きましたからね。このケーキとバターの小瓶を届けてあげてちょうだい」とあり、生活に密着したものであった。ところが義父が入院した翌日から見舞金を携えた近隣の住民が時を空けず、船とタクシーを乗り継いで病院へやってきました。看病にあたる義母はノートにメモしつつ、遠いところを来てくれた親戚や近隣の者に頭を下げていた。その数は115件にも及んだ。義母はお見舞いを受け取る度に「あー、また借金がふえた」と嘆いた。入院施設のない豊島では、島外の玉野市か高松市の病院で入院治療を受けるが、どちらも船便を利用することになり、病気お見舞いは半日仕事と多額の交通費を要することとなる。特に朝7:45の宇野行きの船便は「病院船」と俗に言われ、住民の病院通いの足となり、「あんた、どこじゃ」「病院じゃ、帰りにちーっと見舞いに寄ってこんかな」との会話が交わされる。5ヶ月の入院治療後義父が退院し、115件のお見舞いの「お返し=快気うち祝い」を配ることになった。島内の見舞客には直接訪問手渡されることになり、大変な手間暇がかかることであった。

あらためて暮らしの中の贈答をみると実に多くの贈答がある。子供の成長や長寿を祝う贈答のほか、結婚や葬儀に関わる贈答、中元歳暮といった今や季節恒例の贈答など、そのほとんどに「熨斗をかけた贈り物」や「金封」、あるいはそのお返しとしての「熨斗をかけた内祝いの品」が贈り・贈られる。そこには守らなければならない作法・儀礼が伝えられている。われわれはその都度「何時、なにを、どの位」と悩む。そこには、自身の行動規範ではでき得ない「何か」の存在が暗黙裡に認められる。義母は、「お見舞い」を「借金—返すべきもの」との前提にたち、「貰ったものに、返さないと義理が悪い」と言う。また近隣の者は「借金してでもお返しをしなければ、面子がたたん」という。

暮らしの中で何気なく行われてきた種々の贈りものの慣習は、深く日本の文化・社会に根ざした義理にかかわる事柄なのか。残念ながら筆者の義理への認識は「なんとなく、そんなもの」の域であった。「子供のお使い」という日常性を内在させる「病気お見舞い」が、それを受け取った者に「嘆き」を起こさせるのが義理とするなら、なぜ義理がかかわってくるのか。本稿は、「病気お見舞いをしますか」の問いに98%の住民が「病気お見舞いをする」と答えるような「病気お見舞い行動」を、義理の論理に注目して考察する。

第1節は、病気お見舞いが日本の贈答慣行として慣習化していることに注目し、稲作の作業構造を文化的背景とした義理の生ずる関係性を考察する。第2節では、初期の「儒教的義理」と農村の義理的關係が出会い「日本の義理」となり、現代社会の民主化の影響を受けて「現代の義理」へと変容するプロセスを考察する。第3節では1・2節で明らかにした贈答慣行と義理の論理を分析枠組みとして、豊島の病気お見舞い行動の事例を考察する。

## 第1節 日本の贈答慣行の生成と義理の関係性

「病気お見舞い」は、単に病人を見舞う行為ではなく、日本では「病気お見舞い」として「水引」をつけた品を入院先に持参する行為と、見舞われた入院者は退院後に「快気内祝い＝お返し」をする行為を一对とした贈答行動であり、相互授受の「かたち」として慣習化している（以後、慣習化された贈答を贈答慣行と表記）。贈答慣行の返しとしての「内祝い」の形態は、江戸時代すでに今と変わらずに行われていることは当時の日記（川合小梅、幕末～明治）<sup>1)</sup>などに認められ、極めて日本的な贈答慣行の一形態と考えられる。

日本の贈答の慣習について、井下理は新婚旅行のおみやげの契機とした義理を指摘している（井下 1979）<sup>2)</sup>が、われわれの日常経験からも知るところである。

暮らしの中に根づいている「もらうモノに、お返しをしないと義理が悪い」との人々の贈答意識は、日本の文化・社会的な義理の論理に連関する。この贈答意識は、「病気お見舞い」の「お返し」行為に諸々の意味を付随させる。本章は、そのような「日本の義理」がいかに関係し、存続するかに関心し図6の義理と贈答の関係講図を表した。日本の贈答慣行の背景には日本の稲作の作業構造があると考えられる。稲作は水の共同利用・管理を必要とすることから、主に集落単位で行われる。その作業は互いの提供できる資源（物に限らず、労力、知恵など）を、共同作業を通して融通し合い、金銭に換算できない関わりの中で行われる。たとえば、主が病気で田植えが出来ないと近隣の者が寄って作業を完了さ

せる（暮らしの中の贈与）．それは、「田」が維持できないことで、村落全体としての稲作に影響を及ぼすことにもなりかねない事態を避ける意味をも持つ．したがって親戚に限らず近隣の者は、提供した労務への報酬を当然の様には期待しない．しかし「家の主」は生活の危機を免れることになり、提供された労務に対して、何時か何らかの機会に報いたい（報いる心情）と思うだろう．ただ日常生活の中で行われる「贈与と返礼」は、「贈与」

に対して直ぐに返されるのではない．「返礼」は、贈られたことを意識する当該者自らが「お返し」する機会が訪れたと思ったときに行われるため、当該者にたいする直接的な「お返し」に限定されるものではない．このように特定化されない「お返し」意識は、「特定化されない義務」として人々のこころの内に醸成される．「特定化されない義務」は、当間の互いの義理の関係に転換され、「お返し」あるいは次の「贈与」の契機になり、贈り・返される「贈答の環」が

つくられる．「贈答の環」は繰り返されることで、贈答慣行として人々の暮らしに根づいていく．

人々の暮らしの中の贈与に対する「何時かこのお返しを」と考える「日本的義理の心情」は、「贈与」から「返礼」に至るころの過程で醸成される．「暮らしの中の贈与とお返し」の構図を通して日本の義理は、人々の間で了解されていくことになる．源了圓は「農村にみられる義理の原初的形態は、義理的事実として古代社会からあり、義理という社会的事実を自ら生きながらそれを義理とは自覚していなかった」とする（源了圓 1969 : 60）．このような農村の暮らしは、アジアの稲作地帯にも共通に見られるという．

中国・インドネシア・韓国・マレーシア・タイ・フィリピンにも「家」をもとにした関係性が重んじられ、地域社会は「水の灌漑制度」のあり方を反映した組織であり、その生活は小規模な階層性や共同体的な社会組織を必要とした．

(加藤秀俊 2003:17-18)

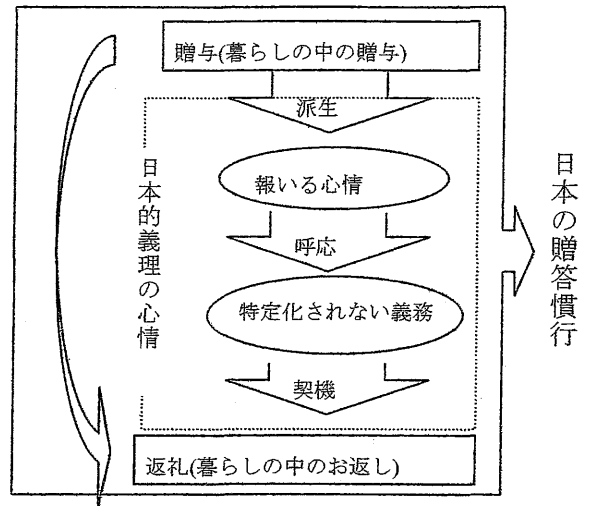


図6 義理と贈答の関係構図

このように、稲作作業には共同体的、階層的な側面が普遍的にあり、その作業構造は住民の暮らしを規定している。川島武宜は「義理の生じる関係性は、ほとんど全ての関係が共同体的・階層的であることから、そのような社会を構成するところでは、義理はどこにでもみられる」とする(川島 1951)。しかし、義理がどのようなかたちで暮らしに根づいているかは、その国の特性によると考えられる。本節では日本社会の稲作作業構造に依拠して、日本の義理から派生する日本の贈答慣行の構図をかいいた。

## 第2節 義理の変容

初期の儒教的義理と日本習俗としての義理とが会って、「返礼」が付随した日本の義理となり、次に現代の義理へ変容するプロセスを考察する

前節で示唆した農村の「贈与と返礼」の様態は、農村社会特有のことではない。それは、室町時代の武士社会にも見られる。たとえば、当時の文献『伊勢定親教訓』に「他家より人の物くれたらんには、相当の贈るほどの返しをすべき也」とある(源 1969:43)。習俗として暮らしに定着していたこれらの様態が、どのようにして義理として日本の社会で語られることになったのか。

### 【儒教的義理の観念——返礼が付随しない】

観念としての義理が用語として使われたのは儒教の一派である朱子学が、江戸幕府によって武士階層に採用されたことに関連する。朱子学の正統的用法では、「『義理』は武士社会において人の履むべき道」(源 1969:49)として用いられた。たとえば『東照宮御遺訓』には「武道は命を的にかけ、義理を勤めることを第一とする」とある(源 1969:49)。この時点では義理は一方的であり、「お返し」の観念は義理に付随していなかった。この儒教的義理の用法は、短期間のうちに本来の意を失い日本の習俗と融合して新しい意味を獲得し、「日本化された義理」となったと考えられる。

### 【日本的義理の観念——貰ったより少ない返礼】

義理の「原初的形態」は、源が指摘するように農村における習俗となっていたが、住民に観念として自覚されたのは、江戸時代の伊原西鶴の『武家義理物語』(源 1969:49)によってであった。その後江戸の俗文学者や講談師等によって、歌舞伎や人形浄瑠璃の演目などで武士の義理に世俗の情を付与され「演出された義理」として演じられ、住民の暮ら



しのなかで義理が「語られる」ことになる。近世封建社会において、農村の習俗と演出され観念化された義理が出会い、広く人々に了解されることになった。このプロセスのなかで、義理は「返されるもの」となり、「贈与と返礼」の贈答の慣習は義理に意味づけられ日常化したと考えられる。

川島<sup>3)</sup>は「義理は社会秩序としてその関係性において独自の様態を持ち、道德教育として深く国民に絶対的モラルとして染み込んでいて、社会の権力構造や法則や社会秩序は義理によって構成され支えられる」とした。また「義理を生じる関係とは、特定の他人との間に一定の共同体的関係を維持・強化するに必要な行為の履行を要求している」とする。そして「義理を生ずるところの関係内容」を6つ指摘する。①継続性、②生活関係の包括性、③個人の支配領域の弱いこと、あるいは欠けていること、④「人的」(personal)な結合、⑤情緒的な結合であること、⑥身分階層社会的性質、である(川島1951:24-26)。

贈答行動にこれら義理の関係性を意味づけると、以下のことが考えられる。①個々人に限らず「家」や「会社」などで相互に交わされる贈答行動は、将来にわたって社会的結合関係を期待する「継続性」に意味づけられ、互いの関係を強化する手段となる。「病気お見舞い」もこの範疇になる。②「生活関係の包括性」(その人の全生活を結合関係に入れてしまう)は、親方と職人の関係や、家元制度などにみられるというが、それらの関係は今もいろいろな師弟関係や日本型経営をとる会社組織に存続しており多くの贈答を派生させる。③お見舞い品の熨斗紙に書かれる「上書き」に「姓=家」の名が書かれることは、「個人の支配領域の弱いこと、あるいは欠けていること」に対応する。④の人的な結合は特定の具体的個人の間になり立つ結合関係であり、⑤情緒的な結合は単なる利害の計算や判断によって維持される関係ではないことを意味し、特定の他者との間で贈答が繰り返されることになる。⑥身分階層的社会的性質は、暮らしのなかの贈答に見られる当事者の間の上下意識に関わっていると考えられる。封建社会において、生活を規定してきたこれらの義理の関係性は、その後の戦後の暮らしの中で起こった民主化によって変容を余儀なくされる。

### 【現代の義理——対等な返礼——】

戦後日本の「一億総中流化」現象は川島の言う「身分階層社会的性質」の希薄化を意味する。しかし「義理」の基本形態は、川島が示唆するように「住民の人的・情緒的結合関係」によって生起する心情であるため、外的環境の変化を受けにくく意識下に温存されている。川島の論じるこれらの「義理の関係性」は、今も長幼の序、性差、社会的役割規範意識、

地位階層性などにみられる上下意識のベースとなっている。

現代社会の民主化への変容は、義理を絶対的規範とする道德観念の融解をまねいている。その結果、現代社会に暮らす人々は、「贈与」に対する「お返し」を考えると、その相手との関係をどのように判断するかは難しく、煩わしく感ずることになった。人々は、心情的には意識下に温存された義理に拘束されながら、現代社会への変容のもとで生活するなかで、さまざまなもののやり取りをしてきた。そのような暮らしのなかで、人々の意識下に温存された義理も以前のままであるわけではない。「お世話になっている」という互いの上下の関係性の確認でもあったこれまでの義理の関係性での贈答行動は、「お世話をかけたから贈る」あるいは「お世話になるから贈る」というように、互酬性や均衡が高まるように変容すると考えられる。人々の贈答にみられる義理の関係性は、貨幣価値に換算され、プラス・マイナスに置き換えられることになる。従来の上意識のつよい義理ならば、たとえば先輩・後輩の関係があるなら、当然その関係を優先させなければならない。だが「現代の義理」は、「水平な関係」が付与されることで「親しい友人」関係が前面にでてくる。たとえば友人として「病気お見舞い」をするなら、先輩も後輩も同じお見舞金額を「金封」に包んでもよいことになる。しかしながら、現代にあっても強い役割規範意識は温存されているのは周知のことで、人々は義理が生ずるような相手との関係に意図的な差異化（ズレ）を図ることで軋轢を避けようとする。

### 第3節 生活に組み込まれた病気お見舞い行動と義理との関わり

住民が拘る義理の関係性が、どの様に暮らしに根づいているのかを探るために、「贈与と返礼」の実態を調査した。「大根1本」から日常的に交わされる経済交換には当たらない「もののやり取り」の記録を依頼した。調査方法は、井下理の調査方法を参考にした。贈答行動の地域差を考慮して、筆者の住む都市化の進んだ奈良市に住む人々にも、同様な記録を依頼した。

本事例の病気お見舞い行動分析のベースになるのは、豊島と奈良市の既婚女性各13名を対象者とした6ヶ月間の日々の「もののやりとり」の記録である。贈答の日付・品・相手・種類・契機に分けて記録を依頼した。調査対象者を既婚女性としたのは、井下も記しているが、多くの人々は結婚を機会に仲人や互いの親族・職業の関係者などとの贈答にかかわってくることに注目する。特に、結婚し「イエ」をもつことで、個々人の関わり合いに加えて「イエ」の付き合いが新たに派生することで、贈答関係は複層化することから多

くのデータが得られると考えられる。男性を省いたのは、「イエ」の外で日中を過ごすことが多く、地域社会との交流が頻繁ではないことを考慮した。

調査期間は2003年9月～2004年3月である。26名の対象者の抽出は雪だるま式抽出法による。調査対象者の平均年齢は、奈良市56.8歳、豊島61.9歳である。世帯収入源は、奈良市対象者は給与収入77%、公的年金23%、豊島対象者は給与収入23%、公的年金61.6%、商業・漁業各7.7%である。

### 【病気お見舞いと虚礼】

「病気お見舞い」には、義理が生ずる関係性のひとつである「継続性」が内包されていた。そして「病気お見舞い＝贈与」にたいして、時間差をおいてされる「快気内祝い」は病気お見舞いのお返しを意味する。人々がお見舞いで相互に確認された義理の関係について、「お返し」をすることで継続が意味づけられた。「病気お見舞いのお返し」には、「豊島は7割返し」、奈良は「半がえし」等とその地域なりの「お返し」が伝承されている。なぜ等価ではないのか。その「差異」はつぎの「病気お見舞い」の契機となり、ときには世代間機会返済(先代にもらった病気お見舞いを子どもが同じ機会を得て、病気お見舞いをする)となって互いの「イエ」や個々人のつきあいは「末永く継続」されていく。返礼の「差異」があるのは、当該者間に義理の生ずる関係性が相互に確認されるからである。

「お返し」の扱いは地域や個々人によって、あるいは団体や組織によっても違う。たとえば、公職選挙法では「病気お見舞い」は贈収賄として禁止の対象になり、賄賂的側面をみせる。逆に会社や各種団体などでは、「病気お見舞い」を構成員の福利厚生対象として約款や規約で規定し「団体名」で用意したりする。あるいは社員や趣味のグループ間でも「お見舞いの取りまとめ」をすることはよくある。だが「お返し」は個々人宛にされなければならない。受けた側では「一同」に連なる各人を特定でき、お返しを持参あるいは郵送するための住所などの情報を事前に確認できることが必要である。したがって病気お見舞いを交わす相手とは、それまでに何らかの交換関係が成立していると考えられる。調査対象者へのインタビューでは、見舞い客の85%に年賀状の交換があると回答されていた。

しかしながら、日本の贈答慣行については「病気お見舞い」に限らず、明治時代から虚礼廃止の国民運動が断続的に起こっていたが、なかなか定着していない。贈答の関係において「病気お見舞い」や「快気祝い・内祝い」の受け取り拒否は至難である。それは義理の関係を断り、相手の「面子をよごす」ことにもなる。そして「快気祝い」をする側は、

従来の「義理を返す」の意味に加えて、「気持ちに区切りをつける」の意味もあり、それを断られることはつらいことなのである。調査対象者の1人は回答の中で夫が病氣入院時のお返しを下記の通りに記している。

お返しをすることで、自分と夫の気持ちのけじめとなるような気がします。健康な人と同じになりたいという気持ちの表れかもしれません。10割返すことで、先方のお気持ちを無にしてしまうのは失礼との思いがありました。

(2003. 奈良市, 女性, 62歳)

「病氣お見舞いのお返し」の廃止に成功した例もある。1997年秋田県田沢湖町荒町壮年クラブが「病氣お見舞いのお返し」の廃止運動を起こし、それを徹底することができた<sup>4)</sup>。成功した要因のひとつとして、贈る「お見舞い額」を規定し、お返しの品に代わる「お礼状」を一律に用意し、お返し廃止の趣旨が住民に受け入れ易かったのも一因であろう。

しかし、豊島では、現在、混乱した状況に陥っている。豊島に「虚礼廃止」の動き入ってきたのは、1970年代に主婦連合会が進めた「新生活運動」による。豊島婦人会の母体である土庄町婦人会が、「お返し廃止」を申し合わせ下部組織におろした。豊島婦人会が自治会長に伝えると、「女子（おなご）が、そんな勝手なことを決められたって、そのまま受け入れられん」としながらも、自治会に諮り「お返し廃止」を地域の申し合わせとした。しかし住民に「お返しの廃止」は徹底されていない。その理由は「お返し廃止」を冠婚葬祭の全てに適用させたことである。前記の成功例は「病氣お見舞いのお返しの品」に限って廃止したが、代わりとして統一した「礼状」を用意していた。豊島の自治会組織にも、「お返し廃止」が徹底されない要因をみることができる。豊島が自治会役員を「長老」と呼ぶような自治会組織をもち、上部・下部の位置づけのはっきりした階層性を維持していた。自治会組織の下部に位置する「おなご」が地域の伝統的文化の変更に口を挿む事態を、男性たちは喜ばなかったと考えられる。調査対象者の1人は、「お返し廃止」のエピソードを下記のように語る。

昭和50年に夫が病氣入院しお見舞を頂いたが、お返しを廃する申し合わせがあるので困りました。かわりに学校へ図書を寄贈しようと申し入れたら、「前例がないから」と断られました。昭和52年に夫が亡くなって葬儀をしたのですが、「香典返し」をし

ないことで親族から非難されました。「それでは」と持ち帰り用に「お料理」を用意しましたが、婦人会から横槍が入ることになりました。結局、夜分に裏の畑に大穴を掘って「お料理」を埋めました。(2003. 豊島, 女性, 68歳)

現在でもその混乱は続き、「お返しする・しない」と人によって違う。「しない」人でも「島外の人にはお返しをする」。「する」人でも「お返し」を形式通りにはしない(熨斗をかけない)、あるいは「しきたりだから常のようにする」と分かれる。一部の人には「申し合わせがあるから受け取れない」と回答している。

このような虚礼廃止の国民運動が歴史的に繰り返されながら、しかし「贈与」と「返礼」の日本の贈答慣行が連綿として続いている。「絶対的規範としての義理」に長く生活が規定されてきた日本では、戦後社会の急激な変容があったにしても、日々暮らしている人々の「お返し」の贈答意識の変容までには未だいたっていないと考えられる。

### 【調査票にみる病気お見舞いの状況】

表3は「日々のもののやり取り」の調査票から病気お見舞い行動」とその他の一般贈答の回数を集計した。豊島では13人のうち10人が半年間で延べ39回の病気お見舞いを

期間 03/ 9～ 04/3 6ヶ月	一般贈答	病気お見舞い を贈った	快気内祝いを 受けた
豊島 13人	2433回 (受 1083回 授 1350)	39回 13人中10人	3回 (不明 36回)
奈良市 13人	1151回 (受 540回 授 611)	13回 13人中9人	10回 -

表3 病気お見舞いとその他の贈答の回数

している。

都市化が進んだ奈良では13人のうち9人と人数はさほど変わらないものの、病気お見舞いの回数に大きな差異がみられる。

2000年博報堂生活意識調査の「この半年間にしたお見舞いは？」の問いに対して「病気お見舞いをした」と答えた人・阪神圏42.8%・首都圏35.6%の結果と比べるとかなり高い比率である。豊島の快気祝いを受け取った数の(不明36)は、先に記述した「お返しをしない申し合わせがある」ので、水引をかけた正式な「快気内祝い」の体裁をとらない贈答が記録されている。形としては体裁をととのえないが、体面は保たれることになり世間体は保たれる。

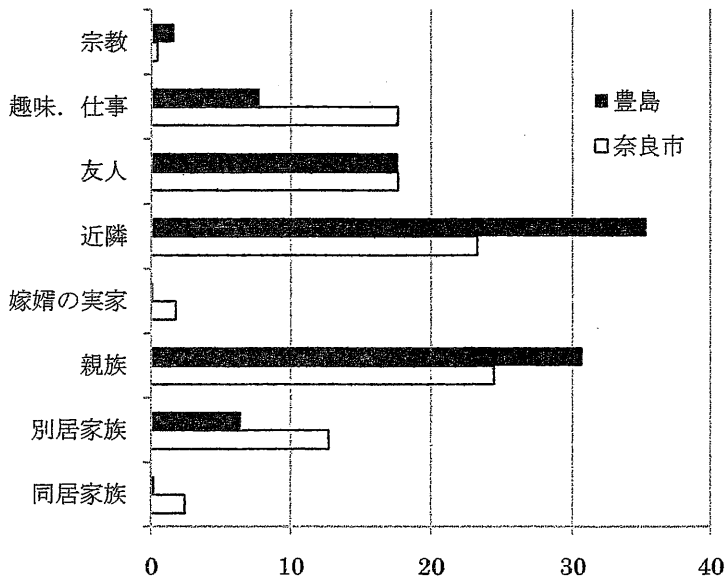


図7 病気お見舞いの相手 (単位%)

図7は、回答データから病気お見舞いの相手进行分析する。豊島では地域性の強い近隣、親族といった義理の関係性のある相手が分類されている。両地域の違いが顕著に表れている。特に豊島では近隣といった地縁との結び付きが強い。

6ヶ月間のもののやり取りの記録(調査票)には、もののやり取りごと

に(豊島2433回、奈良市1151回)、日時、品、その相手、贈答種類、贈答契機の5項目にそって分類記入してある。この5項目のうちの相手・種類・契機の3項目に注目して、贈答行動の様態としてカテゴリー化をおこなった。その結果①「主として表出」——当事者間に情愛の関係が認められる(以後表出と表記)、②「主として義理」——贈り手とその相手の間に介在する義理の関係性がある(以後義理と表記)、③表出/義理の区別が難しい関係を持つ両義的行動様態を「表出/義理」(以後両義性と表記)の3つの行動様態のカテゴリーをえた。

図8はそのプロセスを表す。病気お見舞いをみると、表出と義理と双方を併せ持った両義性のカテゴリーに体系づけられている。「病気や怪我で入院」という個々人の危機的状況を見舞うには、情愛の感情が根底にある。しかしながら、相手との社会的関係性に根底にした血縁・地縁といった社会的絆を繋ぐ手段となるような、特殊な関わり合いを内包している義理に関わる病気お見舞い行動も確認された。

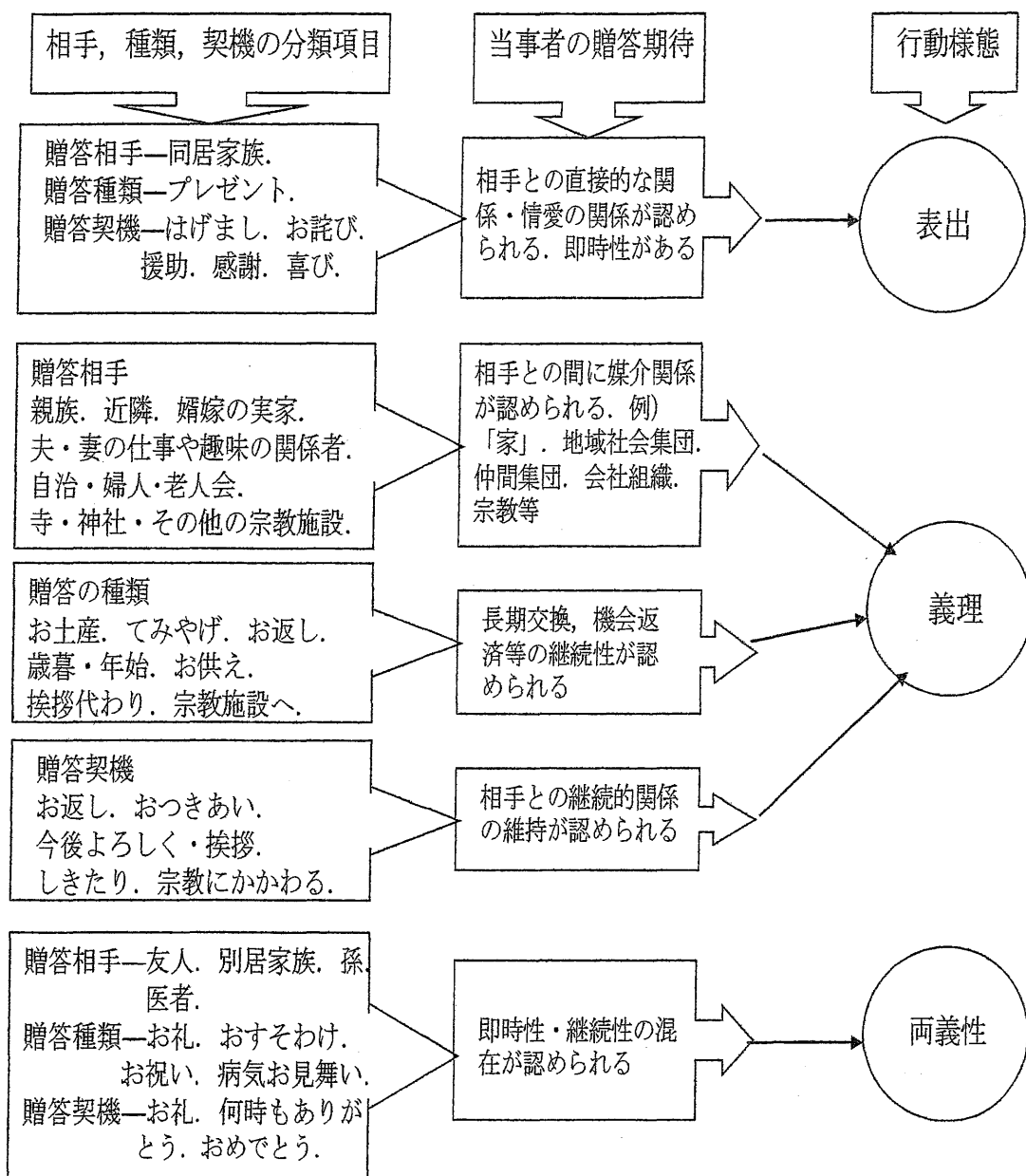


図8 贈答行動様態のカテゴリー化のプロセス

### 【病気お見舞いと義理との関わり合い】

図8の贈答行動様態の3つのカテゴリーに注目して、調査票に記録された「もののやり取り」を分類したのが下記図9・図10である。図9は、病気お見舞い以外の贈答行動の契機の割合を表す。図10は、病気お見舞いの契機の割合を表す。病気お見舞いに関しては、図8のカテゴリー分類では「両義性」に分類される。これは都市化された奈良市の病

気お見舞いも含まれているためである。奈良市と豊島を分けて病気お見舞いを分析すると、それぞれの違いが鮮明になった。豊島の病気お見舞いの契機は義理が突出しているのがわかる。それに反して奈良市では情愛での病気お見舞いが突出している。だからといって奈良市の人々が贈答慣行において義理を契機とすることが低いということではないのは図9の表にも明らかである。病気お見舞いという行動が社会的行動といわれる由縁であろう。

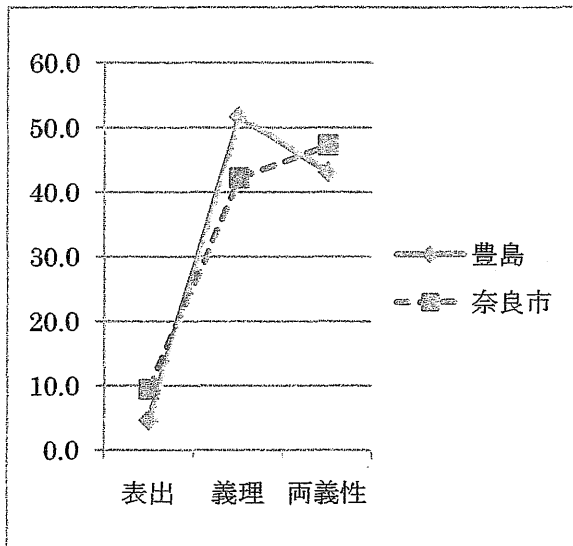


図9 一般贈答契機

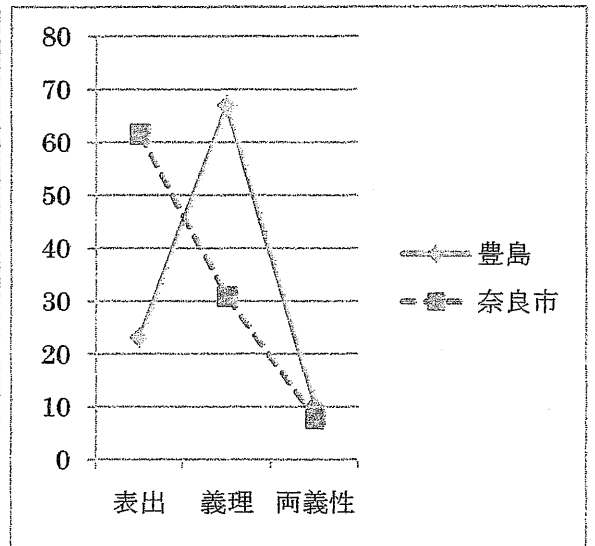


図10 病気お見舞い契機

地域社会の都市化とは関わりなく、一般的贈答慣行においては、義理に関わる贈答が多くを占めていることが認められる。病気お見舞いに関しては都市化の進んだ地域とそうではない地域の差異が顕著である。両地域に暮らす人々は「病気お見舞い」をするとき、それを義理とするのか、情愛の感情とするのか、当該者は明確に意識している。しかし、川島も指摘するように、義理の関係はときには一方向性が認められる場合もあり、お見舞いをした方は情愛の気持ちであっても、受けた方は義理の関係と認識して「お返し」を用意する。すると、お見舞いした方は、「お返し」があったことに戸惑いを覚えることになる。贈与と返礼の病気おみまい行動の一連の流れは、江戸の昔から続いていて、互いの関係性の確認の手段となる。

豊島と都市化の進んだ地域である奈良市では、一般贈答と病気お見舞い双方ともに義理とする割合が高い。しかし、病気お見舞い行動に限っては、豊島では義理が重要な要因となる。豊島では、日常のものやり取りの延長線上に病気お見舞い行動を位置づけ、互いの関係性に義理がからんでいることの再確認の手段ともなっているといえる。



今もなお、日本の贈答慣行が義理に関わる行動であることが明らかとなったが、それは戦前のままの義理ではなく、戦後の家族や社会の変化を受けて変わり、現代の人と人の関係性を反映した「現代の義理」である。戦前のような「命令され、おしつけられる道德としての絶対的社会規範」が融解した現代社会では、人と人との関係性である「義理」を、どのように贈答行動に反映するかは個々人に負うところとなる。すなわち、義理の履行を貨幣に換算しなければならない。従来の身分階層性にかかわる上下意識のつよい義理の関係性は、社会的役割規範に置き換わる。自身がお見舞い相手に対してどれだけの義理をもっているのか、その判断は難しく、「前例」に倣うことでなんとか事態をおさめようとするのが現状であろう。その病氣お見舞いが機会返済（同じような機会に同じ行為で返す。返す相手が代わることもある）にあたるなら、以前に貰ったお見舞金額を超えるお見舞金は当然避けなければならないが、物価変動なども考慮しなければならず一概に決められない。また、お見舞い返し（快気内祝い）は義理を繋ぐためには等価ではなく、若干の差をつけなければならない。それは当事者の互いの関係性だけではなく、先にも指摘した地域性も考慮しなければならない。これらの事情によって、貧富の差はあれ身分階層的には水平の関係にある現代の人々は「病氣お見舞い」や「快気祝い」をするおりに、日常では意識下にある義理の関係性をどのように判断するか悩み、「前例」探しをすることになる。

「前例」は「世間の相場」と言い換えられる。病氣お見舞いの派生する範囲は限定的であり、その範囲は「世間の範囲」となり、そこには行為規範としての世間体が現出する。井上忠司は世間に生きる住民を次のように描いている。「世間の基準から自ら逸脱しないように、世間と自分とのズレを絶えず微調整しながら世間並みに、世間の目（まなざし）にとられる状況のなかで、自己規制を働かせながら、他者の期待に同調していく過程のなかで生きてきた」と述べる（井上 1977: 182）。この井上の指摘に注目して、病氣お見舞い行動をみると、「自己の期待」と「他者の期待」の「ズレ」の調節として働いたのが、病氣お見舞行動に認められた義理の関係性であるといえる。意図的に差異化を図る義理に付随する互酬性・均衡のアンバランスを補い、集団としての秩序を維持し、世間や「自己」を納得させてきたのが世間体であると考えられる。贈答慣行と贈答の範囲としての世間、行動規範としての世間体については次章で考察する。

#### 第4節 豊島の義理という絆

日本の贈答慣行の一形態である病気お見舞い行動には、3つの要素が指摘できる。①「お見舞いの品」と「快気祝い＝お返し」の授受の行為の相互性。②授受の行為には、非等価・時間差が設定される。③授受の品は、奉書紙が掛けられ結び切りの水引が結ばれ、上書きは「家」の名を書く。これらの「病気お見舞い」の体裁は、日本の文化として江戸の昔から継承されてきた。今も人々はこれらの「病気お見舞い」の体裁を、義理を表すかたちとして維持している。特に、豊島の病気お見舞い行動は、贈答慣習として住民の間を繋ぐ手段となっていた。病気お見舞いを交わし合うことで、義理の関係性を媒介とした社会的絆は地域社会の内に張り巡らされ、住民が拘る互いの義理の関係性は維持・強化されている。

住民は、先人たちが築いてきた伝統・文化を継承し、伝統・文化に内在する従前の道徳規範としての義理をも引き継いできた。先の「義理の変容」でみたように従前の絶対的道徳規範といわないまでも、住民が拘る義理には、社会的規範とする意味合いが強い。贈与と返礼で紡がれる互いの絆は、日常の暮らしの内では意識されることなく地域社会の基底に埋め込まれる。しかし、危機的状況で暮らしが脅かされると、相互に連帯させる手段として顕在化する。川島が指摘するように「義理の基本形態は住民の人的・情緒的結合関係」であるとするなら、産廃を巡っての住民運動に求められる住民の結束を強化するように、義理が働いたと考えられる。

ここで得られた知見は、豊島と奈良市という特定の地域社会の、特定の人々に関する限定された調査データに基づくものであり、病気お見舞い行動に関する探索的なものにすぎない。だが、ある地域社会がなんらかの危機的状況に遭遇したとき、求められる住民結束のカギともなる絆のありかを探る手段として、その地域の病気お見舞い行動を事例とすることは有効であると考えられる。

### 第3章 暮らしのなかに埋もれている世間体というもう一つの絆

病気お見舞い行動は、お見舞金やお見舞いの品を用意するのが慣習となっていることから、互いの関係性を貨幣に換算しなければならない。お見舞い金の多寡は互いの関係性を表すことになり、包む金額の判断は重要な意味をおびる。われわれは「病気お見舞い」や「快気内祝い」をするおりに、自らの判断だけではできない場面に遭遇する。近隣や親族やあるいは会社の同僚に問い合わせ、適切な病気お見舞い金の「相場」を模索し、それに倣った病気お見舞いを心がける。お見舞金の相場を模索する場はいわゆる世間であり、相場に倣うとは世間体を意識する日本人の行動原理に拠っている。

病気お見舞い行動に、世間や世間体を意識ということが如何にかわってくるのか。本章では、病気お見舞いのもう一つの側面である世間のまなざしに捉われ世間体を意識する行動に注目する。病気お見舞い行動が、人と人、あるいは人と世間を結ぶ社会的な絆の生成や連帯感醸成の重要な手段とされていることを明らかにする。

本章の構成は、準拠集団としての世間と病気お見舞いに関わる世間について考察し（第1節）、事例検討を通して世間体を意識する病気お見舞い行動を考察することで豊島の特徴的な住民の関わりあいを注目する（第2節）。

#### 第1節 世間と世間体

病気お見舞い行動の範囲としての世間と、世間にあつて病気お見舞い行動を意識する世間体意識に注目する。

##### 【準拠集団としての世間——3重円の間帯】

世間の意味について、井上忠司は「仏教によってわが国にもたらされた『世間』の概念は、空間的な意味をあわせもちながらも、主として時間的性格においても捉えられていた、ということができる」（井上1977：17）という。さらに井上は、ウチ（＝自分が属している範囲）とソト（＝それ以外）の観念によって、住民が行動の拠りどころとする準拠集団としての世間を明確にし、土居健郎にしたがいながら以下のように記す。

わが国の人々にとって、ウチとソトの生活空間は三つの同心円からなる。ウチとソトの区別は〈あまえ〉にもとづく「遠慮」の有無であった。I—ミウチ・ナカマウチ

には無遠慮、Ⅱ—中間帯は遠慮がある、Ⅲ—タニン・ヨソノヒトには無遠慮となる。  
土居の中間帯＝義理の世界こそ「世間（セケン）」であり、私たちの行動のよりどころとなる「準抛集団」なのである。（井上 1977：91）

われわれが病気お見舞い金を包む際に、あちこちに問い合わせ世間の相場を探ろうとするが、それはまさに準抛集団としての世間のウチの行動である。病気お見舞い行動は、その契機の如何にかかわりなく「お返し」（快気内祝い）が用意される贈答慣行である。「快気内祝い」は、たんに病気お見舞いの「お返し」だけではなく、日ごろの懇意への「お返し」（＝いつものお気遣いへの感謝）の意も含む。「お返し」は、受けとるよりも意図的に少なく用意される。意図された不足分は、次の贈答の口実となる。贈答行動に付随する互いの関係の将来にわたる維持・継続への世間の期待は、義理を媒介して病気お見舞いとともにも伝えられる。

井上は世間に準抛して暮らす人々の世間体の意識を、以下のように記す。

わが国の人々の社会的規範の基本は、おおむね、世間に準抛して、はずかしくない行動をすることであり、世間の基準から自分だけ逸脱することのないように世間と自分とのあいだに生じるズレを、たえず微調整しながら生きてきた。私たちはがいして、まわりの人たちの〈まなざし〉をうかがいながら、他者の期待に同調していく過程のなか、自分の意志をしだいかためてゆこうとする。（井上 1977: 182）

白色の奉書紙に水引をかけ家の名を上書きする「病気お見舞い」に対し、「快気内祝い」を返す慣習は江戸の昔のままである。この贈られたら返すという行為連関が維持されてきた要因の一つが、世間体をつくろうという日本人の行動原理にあると考えられる。

### 【病気お見舞いをする世間としない世間】

病気お見舞いが義理に関わる慣習であるなら、その範囲は世間のウチにあり、土居のいう義理の世界であり、井上のいう世間にあたることは明らかである。しかし、先にも指摘したが、日本の病気お見舞い行動は、単に世間を同じくし、顔見知りだからといって発生する行動ではない。世間のウチでも、病気お見舞いをしない範囲がある。

井上の世間体についての構造図（井上 1977:91）に依拠しつつ、Ⅰ層のミウチ・ナカマ

ウチとⅢ層のタニン・ヨソノヒトとの中間にあたるⅡ層について、病気お見舞い行動が発生する範囲と発生しない範囲を分けた仮説的構造図（図 11）をあらわす。井上の提示する3つの層のうち世間にあたる中間のⅡ層を網掛けし、その層をさらに2つに分け、病気お見舞い行動が発生する範囲と発生しない範囲を網掛けの濃淡で表示した。

実際に贈答行動をする際の世間は、当該者間で互いに相手が確認され、なんらかの義理が派生する関係性の介在が了解されている範囲の世間である。そのような範囲について、

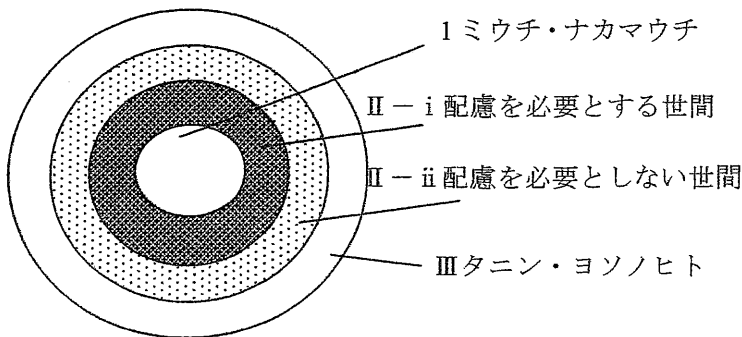


図 11 病気お見舞いへの配慮の有無と世間の範囲

互いに同じ世間を共有し相手との関係に特別に「配慮」し、贈答関係に「配慮を必要とする世間」をⅡ・iとした。さらに、贈答関係に「配慮を必要としない世間」の範囲をⅡ・iiとした。Ⅱ・iiの世

間は、たんなる顔見知りの関係であり、世間を同じくしていることでタニンではないが、病気お見舞いについては「配慮」されない世間となる。図式化する必要上 i と ii の範囲を明示したが、この範囲はあくまでも互いの関係性の変化に応じて伸縮し、固定するものではない。

井上は、世間体を意識することが必要なか不必要なのかの区別を、土居にしたがって「あまえにもとづく遠慮の有無」という観点からとらえた。本章では、病気お見舞い行動にみられる世間体を意識するのは「遠慮」の有無だけではなく、互いの贈答関係への「配慮」も重要な視点と考えている。土居の〈あまえ〉の文脈でいうと、「親子以外の人間関係は、それが親しみをますにつれて遠慮がへり、疎遠であるほど遠慮がましてゆく」（井上 1977: 90）となるであろう。しかし日本の贈答慣行は、互いの人間関係を結ぶ手段とされるため、親しみが増すほどに、互いの関係に特別な「配慮」が必要になる。すなわち、相手との親しみを深めるほどに、「遠慮」が減るほどに世間体は意識され、贈答で結ばれる関係性の維持に積極的になる。相手との人間関係の維持にいかに関係的に「配慮」するかによって、将来にわたってのつきあいの継続が保証される。

さらに病気お見舞い行動は、井上の提示した世間のソトであるⅠ層ミウチ・ナカマウチとⅢ層タニン・ヨソノヒトの層で、新たな関係性の創出、あるいはそれまでの関係性の喪

失をも現出させるなどダイナミックな様相をもつ。病気お見舞いが偶発的出来事を契機として行われる贈答であることから、それまではタニンの間柄であった者との新たな関係性をつくる格好の契機となる。またそれとは反対な場合もある。たとえばお見舞い者がナカマウチとして「情愛」の気持ちでお見舞いしたとしても、受け取った者がそれを義理と受けとると、ただの友人・知人の関係となり、「快気内祝い」が贈られることになる。すなわち病気お見舞い行動が、互いの関係の思い違いを可視化することになり、その時点で互いの関係性が修正され世間体が意識される。

病気お見舞いの上書きが、世帯主の名であるいは姓のみが書かれることから分かるように、親子（ここでは既婚の子と親）といえどもその配偶者は義理の関係にあたることから、ほとんどの病気お見舞いには「お返し」が付随する。このことは日本の「イエ」制度が病気お見舞い行動に深く関わっていることを示しており、世間体をつくろうという意識は「イエ」の世間体にも関わってくる。

病気お見舞い行動は、贈るにも返すにも、互いの関係性を顕在化させる。われわれは、親しみがまし「遠慮」しない関わりであればあるほど、世間体を意識し慎重にならざるを得ない。病気お見舞いをするのかしないのか、世間のウチのある限定された範囲のなかで選択的に行動し、贈答関係について「配慮」するのかしないのかで互いの関係性を可視化し、人は世間体を意識しながら暮らしている。

## 第2節 世間体を意識する病気お見舞い行動

病気に罹ることは、人の死に直接的に結びつくだけでなく、その人が有する社会的機能を奪うことをも意味するのは今も昔も同じである。近年は、入院加療が一般的になり病気お見舞いは入院先の病院で交わされる。病院は、ゴフマンの言葉を借りれば「全制的施設」(Goffman 1963)にあたり、入院者はそれまでの日常性を剥奪され世間から隔離されて暮らす。入院者は病気お見舞い者を通してそれまでの世間に繋がることになり、入院者にとっても病気お見舞いは世間との絆を繋ぐ格好の手段となる。また見舞客にとっても普段の行き来とは異なる状況下にある患者を見舞うことは、改めての互いの関係性の確認となり、当該者相互の関係性は強化される。

### 【病気お見舞いの相手＝世間体が意識される範囲】

病気お見舞い行動は贈り・贈り返すという相互行為が付随することで日本の贈答慣行と

位置づけられることは前章で確認された。その行動には当該者たちの日常では水面下にあつて、さほど意識されない互いの関係性が前提にある。病気お見舞い行動の当該者たちの関係性を具体的に検討することで、世間の絆の在りかが明らかになる。

病気お見舞いを貰った事例として、聞き取り調査で得たデータの中からお見舞い者との関係が詳細に示されたデータを2つあげる。この2つの事例は、豊島と奈良市という地域の違いがあるものの、お見舞い者の範囲のある部分は重複する。重複部分（図13の網掛けしないカテゴリー）は、病気お見舞いを交わす相手としてごく一般的にみられる。

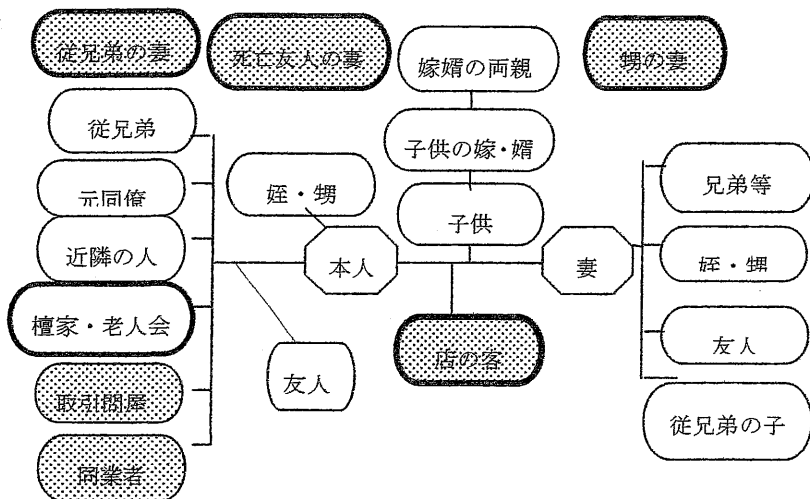


図12 豊島Kと奈良市Iの見舞い者のカテゴリー別一覧  
(但し網掛けの項は豊島のみの関係者)

2つの事例は、奈良市Iが75件、豊島Kが115件の病気お見舞いをもらい、それぞれに快気内祝いを返している。それらのデータの授受双方の関係をカテゴリーで分類し図12にあらわした。

各カテゴリー間を結ぶ線は入院者（本人）とその配偶者（妻）らとの間で

なんらかの交流があることを示す。

特に網掛けしたカテゴリーは豊島のみにもみられるお見舞い者である。その中でも「取引関係」・「同業者」は、当該者の仕事の関係者であることからごく一般的に考えられるお見舞い者である。しかし、「店の客」の項について、筆者が「これは近隣というカテゴリーに含まれるのでは」と記録者である「妻」に問うと、「いや、この人たちはお店の客としてお見舞いに来てくださっているのです」との答えだった。「店の客」には特別な意味が含まれていると考えられる。「店の客」を含め図の太枠の5つのカテゴリーについては、豊島の病気お見舞い行動の特性をもあらわすものとして次項で検討する。

### 【豊島の病気お見舞いの相手との関係特性】

#### A. 代理でお見舞いする住民世間と「タニン」「ミウチ」の境界が不明確

図12の太枠に囲われた「死亡友人の妻」「甥の妻」「従兄弟の妻」の3つのカテゴリー

がある。これらは、病気入院した当該者とは直接の関係者ではない「妻」が代理としてお見舞いをしていることを示している。代理ですということは、夫が過去に結んだ絆を、その妻が継承することを意味する。代理での病気お見舞いは、病気お見舞い行動のひとつの側面である「イエ」制度が関わっていた。豊島の世間体意識は、個々人相互の関係性だけではない「イエ」／「イエ」の世間体が分け難い状況にあることが示されている。個々人と「イエ」の世間体の重複によって、より強固な規範意識が反映されることになる。

世間の範囲での病気お見舞い行動は、互いに相手との関わりを維持・継続したいとする相互性が了解される。病気お見舞い者は、病院へわざわざ出かけ「お見舞い」を渡し、互いの関係性を再確認する。

#### B. 「一同」でされるお見舞い——お見舞いをする、しないの境界が不明確

「一同」でされるお見舞いには、檀家会・老人会一同、友人一同、社員一同、PTA一同などがあり、入院者と見舞い者との関係性よりは、中間集団に依拠した関係性が優先されると考えられる。「老人・檀家会一同」として病気お見舞いを受けたことは、その地域の伝統的な中間集団が機能していることを意味する。しかし、「一同」に名を連ねた人たちのデータ「檀家・老人会——奈良 I 36.8%，豊島 K 7.7%」が示すのは、豊島の伝統的な中間集団の衰退である。

豊島では、たとえば大師信仰の一環である「おせったい」（毎月 21 日に大師堂へのお参りの人に食事をだす慣習）を地域の婦人会が担うなど、地域の中間集団によって伝統や風習が維持されてきた。しかし、豊島は、1960 年代後半からの歯止めのかからない人口減少によって、公と私をつなぐ中間集団そのものの維持が困難となっている。豊島の高齢化率が 50% に迫るといえば、老人会も盛会と推察されよう。だが、豊島の老人会は、地域環境維持（道路沿いの草刈、空き地や神社・お寺の草刈を担当）の役割を担っているので、「元気」な老人のみが老人会活動の主体とならざるを得ないのが現状である。豊島社会の超高齢化現象によって、従前の地域社会の絆を紡ぐ手段されてきた老人会や檀家会といった中間集団は、名ばかりとなった。豊島の病気お見舞いは、準拠する中間集団の構成員の減少という要因もあって、「〇〇一同」としたお見舞いは殆ど交わされることがないということになる。



### C. 「店の客」と「店や」の絆——世間と「タニン」の境界が不明確

「店の客」というカテゴリーに注目する。豊島が周囲 19.8 キロメートルの離島であり、三つの集落の下位にあたる部落（町内会に相当する単位）にはそれぞれ一軒の食料品店がある。「店の客」は「近隣・町内の人」と捉えなおすこともできる。しかし、あえて「店の客」とされているのである。そのような関係について、川島は商取引における商人と顧客の間に義理が生じていると言い、次のように述べる。

特に商取引における商人と顧客の間に、人的関係・継続的身分階層的な関係（お出入り・おとくい）を設定しようとする。一度設定された関係を変えることは、相手方への裏切り、重大な侮辱、節操感の欠如を意味し、そのような感情や価値判断に支えられて義理がこの関係を維持している。（川島 1951: 27）

豊島の「店の客」は「タニン」ではなく、三代つづく店主と代々出入りする客との関係の継続が保証された関係にあり、まさに商取引の義理が生じるような関係を結んでいる。

個人経営・対面販売を主とする「店や」では、常に同じ店主がお客と接することになり、都市部のスーパーマーケットでは見られない親密なコミュニケーションが可能となる。店主とその客の関係は代々受け継がれ、品物の売り買いとともに、世間に行き交う情報の交換の場として「店や」は機能する。住民は「店や」に行くことで近所の誰彼と出会い、また店主を媒介に知りたいと思う個人情報に出会う。店主はまた、必要と判断するなら他者の情報を、必要とするであろう「店の客」に伝える。「店や」は世間のウチで互いに結ぶ絆の中継点となり、そこでは曖昧なうわさ話が再確認され、「誰彼の病気入院」も世間の情報として伝播していく。「店や」が消えることは、地域の絆の結節機関の一つの消失を意味する。

豊島の「店や」が担うような地域の求心的な場は、世間の絆を繋ぐ重要な結節機関となっている。しかし、たとえば筆者の住む奈良市では個人経営形態の「店や」は閉店している所が多く、地域の商店街の再生が声高に言われている現状があり、個人的な情報收拾に苦勞する。例えば訃報は公の情報として町内会会報で伝へられるが、「〇〇さんの病気入院」は、口コミという個々人の絆で伝わっていく類の情報である。知らずにいると世間の評判を落とす可能性がある。すなわち世間体が悪くなるのである。〇〇さんの入院情報を知るには、われわれは相当の注意を払わなければならない。

ここで取り上げた豊島の病気お見舞いの詳細な考察は、豊島という地域社会の特性を考察することとなった。豊島では、世間体を意識する範囲である世間は「ミウチ・ナカマウチ」「タニン」の各層に浸透する。豊島の贈答慣習は世間の枠組みを曖昧にし、すれ違う住民全員が何らかの贈答の輪に絡んでいる。ちなみに筆者は通りですれ違う見知らぬ人にも目札をするようにしている。あるいは相手が筆者を知っているかもしれないという危険を避ける意味での行動である。

### 【「しまじゅうと」が見守る豊島の世間体】

世間体を意識する規範意識は、伝統的共同体意識が強い地域社会においては、互いの暮らしを見守る〈まなざし〉に関連する。

次のインタビューは、特に豊島の暮らしをあらわす興味深い事例である。

風邪をこじらせてしまい、フェリー船での通院も大変なので、10日間入院させてもらった。見舞いを8軒から貰っていたので、帰宅しても外で畑仕事をするのに気兼ねで、最初は家にこもっていた。そのことを親戚の者に話したら、「お見舞いを戻したら」と言われたのでそうしました。(豊島, 女性, 78歳)

お見舞いをしてくれた「近隣や親戚の住民」に対して、帰宅してすぐ日常（畑仕事）に復帰することは、「世間体が悪い」として家にこもっていたが、我慢できずにその対策として貰った「お見舞い」を戻して回ったという笑えない話である。

豊島は、島民としての地縁に起因する〈まなざし〉が存在する。それは、さまざまな生活の場面でみられる。たとえば、「島に帰ってくる時は、赤いセーターはだめやで」と島外に進学した息子に語る母親がいる。島を出た息子が派手な色のセーターで現れることは、母親にとって自らの世間体が悪いと考えているのである。さらに世間体にかかわる表現は「しまじゅうと」という言葉にもみられる。

「しまじゅうと」は、島のある地区の「店や」で、近所のある家が息子の法事をどのようにするかが話題になったときの会話のなかで「しまじゅうとが おるからの」「そやそやちゃんとせにゃあいけん」という様に使われた。後に、その家は法事に大盤振る舞いをしたことが明らかとなった。「しまじゅうと」とは、島の暮らし方を規定している「世間体に見合ったおこない」を見守る〈まなざし〉と考えられる。島のウチには、まわりの人たち

の〈まなざし〉をうかがいながら、他者の期待に同調していくようにして暮らしている住民がいる。すなわち、「個々人」あるいは「イエ」の世間体が〈まなざし〉に見守られる。

二つめとして、「しまじゅうと」の〈まなざし〉は、島の世間体にも注がれる。すなわち、島の外からの来訪者への地域の世間体の維持は重要なのである。本土と隔てられて暮らす住民にとって、自らの島がいかにか「人の口に上るか＝評価されるか」、世間体が維持されるかは大きな関心ごとになる。それは、島外からの客への「お返し」の多さにみられる。たとえば、法事に出席した島外者が大きな「お返し」の包みを持って船にのる姿は、島で暮らす者にとっては重要な意味があるのである。

さらに島の世間体は、豊島の先人たちから引き継いできた「豊島」を子孫に伝えるという債務を住民に負わす。すなわち、産廃問題での大人たちの債務として宣言される「元のきれいな島を子孫に伝える」（詳しくは第Ⅱ部）の意には、島の世間体が維持されているかが問われているのである。世間体が問われるのには、個々人や「イエ」の世間体が問われる場合と、住民が暮らす地域社会の世間体が問われるという側面が確認された。いずれの場合も、やはり「ちゃんとせにゃあいけん」のである。

豊島に暮らす住民が「しまじゅうと」の〈まなざし〉によって威圧されているという解釈もある。しかし、豊島の「しまじゅうと」の〈まなざし〉のかけには、離島という地理的条件や過疎や高齢化に悩みながらも、世間の絆を支えにして、世間体を意識し、そしりを受けないようにと頑張る住民がいる。「ちゃんとせにゃあいけん」の言葉には、住民の自負が込められている。威圧という解釈は一面的に過ぎるのではないだろうか。

病気お見舞い行動を通してみる世間は、病気お見舞い行動が発生するような贈答関係に「配慮」するのかもしれないので明確に2分されていた。住民は、病気お見舞いをすることで互いの絆を繋ぐ。また世間とソト（ミウチやタニンをさす）との境界では、病気お見舞い行動をめぐって人々の新たな関係性が創られ、互いの関係性の可視化によって、それまでの互いの関係の変容がおきるなど、ダイナミックであった。

世間の〈まなざし〉に同調するという世間体意識は、病気お見舞い行動にも顕著に見られた。世間体意識は、必ずしも日常的にたえず自覚されるものではなく、たとえば病気お見舞い行動を契機に顕在化する。病気お見舞い行動は、当該者たちにとって互いに準拠する世間を意識させ、贈答関係に「配慮」を必要とするような関係性を社会的に明示することになった。

豊島には伝統的地域社会にそった世間があり、住民は〈まなざし〉を交わしながら自ら

の世間体を意識している。止まらない人口減少や高齢化などによって、生活基盤そのものが脅かされる状況にあつては、たとえば地域の社会的役割を担っている成員が病気になることが地域社会への脅威となる。住民は遠くに住む親類縁者以上に、地域に暮らす人々との交わりを大切にし、互いに担う地域社会の維持と継続に責任を負う。そんな地域では、〈まなざし〉を無視することは至難であり、病気お見舞いも日常的な挨拶と同じになる。もし病気お見舞いの様子に変化が起きるとするなら、それはとりもなおさず地域社会の変容につながると考えられる。

「病気お見舞い」は情愛・善意にもとづく行動でありながらも、きわめて社会的な性格の強い行動であることが認められる。

## 第 I 部のまとめ——義理と世間体という二つの絆の役割——

地域社会に埋め込まれている義理と世間体という二つ絆の役割に注目する。

住民は道ですれ違うとき、互いに顔見知りであれば、必ず立ち止まって会話を交わす。ときには手元にあるなにがしかの物が渡される。車ですれ違う場合でも、目礼が交わされる。たとえ不確かな相手でもとりあえず目礼するのにこしたことはない。「親戚」の範囲には姻戚関係も取り込まれ、何代か前の姻戚関係を含めて親戚とされる慣習があり、すれ違う人はみな親戚の場合もあり得る。自身の自覚だけで相手との関係を判断するのは、礼を失することになる危険が多いのである。

第 1 章の「豊島の概要」にみられた離島の暮らしは決して安易なものではなかった。病気入院することが、慣れた地域社会から離れなければならないという選択につながっていた。それだけに、日常生活のなかで、互いの絆を大切にしている。関係のある誰かが入院すると、住民は早速お見舞いに行く。お見舞いすることは、義理に叶ったことであり、いかないと誘られないかと不安になるほど重要な意味がある。

豊島の地域社会の変容を「豊かな島」「福祉の島」「産廃の島」との 3 つのラベルに注目して見てきた。棚田をひらくのも水を引くのも地域共同体なくしては出来ない。先人たちは伝統を受け継ぐ中で少しずつ「豊かな島」をつくってきた。従前の社会規範としての義理の観念が地域社会の秩序を維持するように機能していたことは確かであろう。しかし戦後の民主化と急速な社会的、経済的変容は、豊かな島の生活の基盤を揺るがしていたこと

が確認された。石材業、漁業、農業と地場産業が次々と衰退し、比例するように人口が減少し子供数も減少していった。衰退する地域社会にあつて、絶対的的社会規範とされてきた義理が、豊島の暮らしの中で、どのように温存されているのかを、病気お見舞いを事例として第2章で考察した。

第2章では、住民は「病気お見舞い」を交わすことで、互いの義理の関係性が再確認され、義理は暮らしの中で温存されてきたことが確認された。しかし従前の絶対的社会的規範は戦後社会の民主化の変容をうけ、水平な関係性が付与された義理であった。住民は社会的秩序を維持する手段として、互いの中で意図的に差異化を図った義理の関係性を維持してきた。特に豊島では、「病気お見舞い」を住民の間を繋ぐ手段として、地域社会に義理を媒介とした絆を張り巡らし、義理の関係性を持続し強化してきたことが確認されている。

第3章では、病気お見舞いを世間体にも拘って考察するなかで、豊島の世間体に関わる意識は、個々人相互の世間体を維持するものであった。しかしこれは特に豊島に限ったことではないのも明らかである。また豊島では「イエ」／「イエ」の世間体も意識されていたが、強弱はあるもののこれも特に豊島に限らないであろう。しかし豊島が離島であることから島の外／島の内の関係に世間体意識がみられ、さらには住民／地域社会の間にも世間体意識も認められた。島の外だけではなく、個々人の暮らす社会の世間体にも拘る意識は、個々人の世間体意識をさらに強化することになると考えられる。幾重にも複層化する世間体意識は、意識しすぎると、自由のない膠着した暮らしにくい社会を創ってしまう。しかしながら、住民は、代々その地で暮らし続けるなかで、井上の言うように「規範から逸脱しないようにズレを調節する」ことで共同体の一員として穏やかな暮らしを維持・持続させてきたのである。

人々は暗黙裡に、人と人の繋がりを紡ぐ絆を、人から人へ渡される諸々のモノに託して暮らしのなかで育てている。住民は日常的な暮らしの内では、慣習化された病気お見舞いを拡大された世間で交わし、義理が繋ぐ絆は地域の広範におよぶ。豊島では、住民は皆親戚として対応することは生活の知恵として伝承されることになる。

1960年代には、石材業・農業・漁業と社会的要因によって衰退を余儀なくされ、同時に歯止めのかからない人口の減少に住民は危機感を抱いた。豊島の観光開発のために飛行場をつくる案もあったという。その矢先に、住民の一人が豊島観光総合開発という会社をつくり、「砂利を運んだ空船に、都市圏のゴミ積んできて、座砂利採取の跡を埋め立て、リゾートをつくらう」と呼びかけた。住民の中には、それで跡取りが島に戻ってくれるならと

期待して、土地を売った者もあるという。ところが、事業者が申請したのは「有害産業廃棄物処理業」の認可申請だった。住民は、観光による再開発どころではなくなった。申請者を良く知る住民は、事業者に対して「何をするかわからないやつ」と危惧を持っていた。住民は挙って認可反対に立ち上がった。認可申請を出して3日後には県庁にデモを仕掛けていた。そこ行動の速さは、住民が拘る義理や世間体意識が、住民結束に向かわせたと考えられる。

だが、1975年（昭和45）には日本経済のつけを払うかのように、住民は産業廃棄物を受け入れさせられことになった。産業廃棄物を巡って行政と紛争状態になり、その問題意識は地域に張り巡らされた絆を介して共有されていった。しかしながら、強い絆は反面では、互いに牽制する方向に働く側面を併せ持つ。第Ⅱ部では、住民が地域社会の結束の手段としてきた義理や世間体意識が、住民運動の成否にどの様に関わってくるのかを、住民運動の経緯を追いながら考察する。

最後に本論文のキーワードともなる義理と世間体を定義しそれらの関係を整理する。  
・義理については、川島が戦後に民法改正のために数人の研究者と研究した結果を「義理」としてまとめている。川島は、義理は包括的概念であり、戦前の日本社会では命令され押し付けられた道徳として絶対的な社会規範であったという。戦前から戦後へと日本社会は劇的に変容するものの、日本の社会・文化の基底になっていた義理が容易に変容するとも考えられないが、敢えて現代の義理を定義する。

民主社会のもとでは、従前の上下の強い義理に水平の関係性が付与された。現代の義理とは、自己と他者の間にあって互いの社会的関係に配慮して意図的に差異化を図り、意図的な差異化は次の関わりの契機となり、互いの関係性は相互に了解されていることを前提として、長期にわたって継続・強化しようとする意識である。封建制度下の上下意識の強い義理は現代の役割規範にみることができる。

・世間体については、「わが国の人々の社会的規範の基本は、おおむね、世間に準拠して、はずかしくない行動をすることであり、世間の基準から自分だけ逸脱することのないように世間と自分とのあいだに生じるズレを、たえず微調整しながら生きてきた。私たちはがいて、まわりの人たちの〈まなざし〉をうかがいながら、他者の期待に同調していく過程のなか、自分の意志をしだいかためてゆこうとする」と井上は記す。井上の言うように、世間に準じて行動しようとする意識がわれわれの意識の根底にあることは否定できな

い事実であろう。

世間体とは、他者（＝世間）の期待に準じて自己の行動を調節し、他者（＝世間）に同調することで、他者（＝世間）による自己への評価を高めようとする意識である。

・次に義理と世間体の関係を整理する。

・義理とは、自己と他者の関係にあつて、互いの社会的関係に配慮して意図的に差異化を図り、意図的な差異化は次の関わりの契機となり、互いの関係性は相互に了解されていることを前提として、長期にわたって継続・強化しようとする意識である。

・世間体とは、他者（＝世間）の期待に準じて自己の行動を調節し、他者（＝世間）に同調することで他者（＝世間）による自己への評価を高めようとする意識である。

・義理も世間体もどちらも、自己の行動を他者との関係性に規定される社会的規範意識であり集団としての結束を強化するが、義理は関係をもつ他者との了解が前提とされ可視化できる相互関係があるのに対して、世間体は同調しようとする他者（＝世間）との関係は暗黙の了解ごととされ、相互性がなく殆ど一方的な意識であることが大きな違いと言える。

---

[注]

第1章

- 1) ダイオキシン類 <http://www.besterra.co.jp/planet/cat518/cat519/post-13/>. へ
  - 1) 人体に対する発がん性物質（人工物質としては、最も強い毒性を持つ）.
  - 2) 動物実験（ねずみ等）では
    - a) 妊娠中のねずみから生まれた子ねずみが奇形を起こした.
    - b) 甲状腺機能が低下した.
    - c) 生殖器官が小さくなったり、精子数が減ったりした.
    - d) 免疫機能が低下した.
  - 3) 人間がダイオキシンを吸収するとその大半は脂肪に蓄積され、半減されるまで7年かかる.

第2章

- 1) 「12月朔日 天気よし. ……内祝ひ十五軒へくばる.」『小梅日記』第3巻:128.
- 2) 井下理, 1978年「贈り物とお礼の第一次調査」(留め置き質問紙法, 東京都, 埼玉県, 千葉県, 神奈川県)の首都圏在住の主婦対象448名). 量的調査として, 博報堂生活総合研究所の生活調査の「病気お見舞い」に関する項を参考資料としてあげる。「この半年間にした贈り物」生活調査. 調査地域;首都40Km, 阪神30Km. 調査対象;20~69才の男女. サンプル数2000人. 首都圏1381人, 阪神圏619人 調査方法; 訪問留め置き自記入法期間2000/5/10~30. <http://www.athill.com>
- 3) 川島武宜が示唆した六つの義理の生ずる関係性. 1951, 「義理」『思想』9号から引用.

義理は日本人の社会の基本法則であり, 社会秩序の基本要素である. (中略) われわれの社会秩序が義理によって構成され支えられているということは, われわれの社会生活における「権利」意識の欠如に対応し, 日本人の規範意識に一つの基本的性格を与えている. (敗戦以後) 旧来の義理=体系は, 深刻な変化或いは打撃を受けつつある事実を認めることができる. しかし, それにもかかわらず (中略) 義理はまだ決して無視しえられない. 社会構造と法則を理解する鍵である (: 262).

また「義理は必ずしも相互的ではない, これらの関係に立つ当事者のうち, しばしばその一方にのみ義理があり他方ないことが稀に起り得る」 (: 290).

一) 継続性. 予定された期限をもたないで維持することを期待されるところの社会的結合. 継続的な社会



結合から生じるものであると同時に社会結合を継続的なものとして維持する機能をもつ。

二)生活関係の包括性。 義理によって維持される関係は単に時間的に継続的であるだけでなく、その内容たる生活関係において包括的である。 例ば徒弟制度・家元制度など一種の運命共同体。

三)個人の私的領域の弱いこと、もしくは欠けていること。 社会結合の上記のような性質は、個人の私的支配領域がそこでは極めて弱く、欠けていることを意味する。このような社会結合においては義務(義理)は人の意思による選択によって発生するのではなく一定の客観的な社会的地位に基づいて発生する。

四)「人的」(personal, personlich)な結合。 義理を生ずるのは、特定の具体的個人の間になり立つ結合関係、「顔」はこの関係を維持する重要な要素である。面子、名誉、見栄ともに肉体的な「顔」をも意味し、「顔をみせる」ことは義理の重要な要素である。

五)情緒的な結合であること。 義理を生じ義理によって支えられるのは、単なる利害の計算や判断によって維持される関係ではなく情緒 emotion によって維持される関係である。それは本当の、あるいは擬制された「人情」である。 義理は常に一定の仕方では人情とむすびつく。

六)身分階層社会的性質。 日本の社会を構成する要素は、上記にのべたような「共同体」的性質とともに身分階層・社会的性質である。 その人的関係は自らの中に、身分階層的關係を含む。 その意味において義理は日本の身分階層的社会構造を支える重要な要素である。 このような要素をもつ具体例一家父長制的家・家族共同体(構成する人の個々の人的関係)、部落共同体・隣保団体・町会、青年団やその他の年齢階層団体・祭事団体、授恩者と受恩者、師弟関係、媒介者と被媒介者、朋輩・仲間相互の関係、先輩後輩、暴力共同体、営業者と顧客との人的関係など。 特に商取引における商人と顧客の間に、人的関係・継続的身分階層的な関係(お出入り・おとくい)を設定しようとする。 一度設定された関係を変えることは、相手方への裏切り、重大な侮辱、節操感の欠如を意味し、そのような感情や価値判断に支えられて義理がこの関係を維持している。

これらの諸関係が義理を生じ義理に支えられる。 このことからその関係は共同体的であり、身分階層的である。 したがって義理は必ずしも相互的であるとは限らない。 関係当事者の一方にのみに義理があり他方に無いこともしばしば起こる。 共同体的関係のうちである特定の関係はもつばら義理によってではなく人情によって支えられる。 主として実の親子兄弟の間の関係である(同居に限定)。

4) 秋田県田沢湖町部落「病氣見舞いお返し廃止」 [www.ashita.or.jp/case/group/f97/03.htm](http://www.ashita.or.jp/case/group/f97/03.htm)

### 第3章

1) 2004年、豊島と奈良市での聞き取りデータ。 豊島Kは郵便局を定年退職後妻とともに食品店を営む。

86歳のとき（2002年5月）左足大腿骨骨折で三ヶ月の入院治療，115件のお見舞いをもらう。豊島居住のお見舞いを世帯数に換算すると90世帯となり，豊島の登録世帯数（2002年4月637世帯）を母数とすると14.1%の世帯が関わるデータとなる。豊島の病気お見舞い行動の様態をさぐるデータとして有効と考えられる。奈良Iのデータ—奈良Iは専業農家を引退し会社員の息子夫婦と同居，奈良Iは71歳のとき（1992年1月）鎖骨骨折で一ヶ月の入院治療，75件のお見舞い。お見舞いは全て当該者の居住地域の周辺部に集中する。

## 第Ⅱ部 降ってきたゴミとの闘い

——認可産廃処分場で起きた不法投棄事件解決への過程——

### はじめに

現代社会では「義理」は任侠の世界の遺物と思われ、世間体に至っては偽りの姿などの負の側面で語られることが多い。これらの義理あるいは世間体に関わる意識は日本の伝統的社会的基底にあるものと考えられる（会田 1970）が、豊島では病気お見舞いという日常的行為に顕在化していることは第Ⅰ部で確認された。「贈り贈られる行為」に託され、個々人の関係性に派生する絆を繋ぐ手段となって義理は温存されてきた。自らの体面を保ち世間体を維持することが第一義であり、時には自らが準拠する「島」の世間体が優先されたりもする。暮らしの中に確認された世間体意識や義理の関係性を大切にす感情は、個々人相互の信頼を醸成する役割をにない、住民は穏やかに暮らしている。

1975年、過疎化・高齢化・少子化など経済的にも社会的にも疲弊に悩む状況下でありながら、伝統的生活を守り穏やかに暮らしてきた住民に降りかかったのが産業廃棄物の不法投棄と、残された大量の有害廃棄物を含む産業廃棄物の問題であった。2356人（1975年）の住民は、都市圏から持ち込まれたゴミ処理をめぐって香川県を相手に闘いを展開し、25年戦争というべき事態を経験することになる。そして、解決の目途が立った時には人口は1421人（2000年）になっていた。その間にも進む過疎化・高齢化・少子化への対策は後手になり地域社会の疲弊は深まることとなった。（以降は産業廃棄物を産廃、香川県を県、豊島産廃処理業者を業者と略記する）

住民は「産廃処分場建設反対運動」や「不適切に運営される処分場について監督官庁である県庁へのクレーム申し立て」、次には放棄された産廃撤去のための「公害等調停申請」さらにはその成立へ向けての闘争と、1975～2000年に渡って住民運動を展開した。人々が反対運動に駆り立てられたのは、豊島が産廃で汚されること、県の強硬な姿勢にたいする怒りと反発である。

本論文第Ⅱ部は、これら一連の闘争がいかに維持され、解決されてきたのかを住民の視点にたつて考察する。多くの周縁地域で社会問題化している産廃処分場について、最初に公害等調停成立を成し遂げたことが「偉業」といわれる経緯について、住民運動展開のプロセスと、公害等調停成立のプロセスとを明らかにする。

瀬戸内海を流通経路として、都市圏から船舶で豊島の認可産廃処分場に運搬された産廃が、結果として有害廃棄物の不法投棄であったことが紛争の核となる。業者は有害産業廃棄物処分場として建設認可申請を県に提出したが、住民は処分場建設申請反対を県に訴えた。県の認可方針に対して、1976年に人々は高松地方裁判所に建設差し止めの裁判をおこした。県は反対する住民に対して説得し無害産廃処理業として認可し、住民の建設差し止め請求は裁判所の和解調停を受けて、取り下げることになった。高松地方裁判所で取り交わされた業者との和解条項<sup>1)</sup>には、ミミズによる土壌改良剤化処分に限り、取り扱う産廃の種類を「製紙汚泥、食品汚泥、木くづ、家畜のふん」と限定されている。その他にも、県の監督指導が約束された。13年間に181回（石井2007）もの県職員による豊島処分場への現地監督指導が行われるが、議会報告は「適切に運営されている」とされた。しかし兵庫県警が事件として検挙し（1990年）、豊島産廃処分場の違法性が明らかになった。豊島への産廃持ち込みは1975～1990年まで、県認可の処分場での不法投棄として続いた。

（以降、豊島産廃不法投棄を「豊島事件」と呼称する）。豊島で起きた産廃をめぐる紛争は、法の網の目をくぐるようにして起きたことは明白であった。

本論文では、①法的に産廃の広域移動が可能になったことで産廃問題が周縁地域で社会紛争として顕在化すること、②産廃処分場建設認可が国の代理事務であること、この2つの構造的要因に注目する。さらには、第I部で確認された、住民が拘る義理や世間体意識が住民運動とどの様な関わりをもっているのかにも注目している。産廃処理業の許認可権をもつ行政との紛争解決のために、住民が起こした住民運動に注目している。

20世紀後半、公害をめぐる社会問題が全国で顕在化し1970年代は公害四大裁判<sup>2)</sup>が次々と決着し、企業の責任が厳しく問われた同時期に豊島の産廃処分場は認可・稼働し始めた。だが県の監督指導があつたにも関わらず兵庫県警の摘発をうけ事件化し、豊島の産廃問題を巡る紛争は、住民／香川県庁、地方行政／国政、周縁地域／都市圏へと複層化する。

1975年、業者の「有害産業廃棄物処理業」の認可申請にたいして、住民はこれを認可しないように許認可権をもつ県に要望、署名活動やデモ行進をして県との話し合いを求めた。しかし、県知事は反対する住民を前に「住民のころは灰色か」と演説した。これを契機に、住民は結束し住民運動組織をつくって、県に認可反対を陳情した。しかし、県の認可方針を覆すことができず、豊島産廃処分場は認可稼働した。その後、1990年まで住民運動は停滞期に入った。そして1993年の「豊島事件」時効直前に、人々は弁護団の支援を受け、国・県・排出企業者を相手方として、争うのではなく話し合いで解決する公害等調停

の席についた。このとで「豊島事件」は解決への緒についたのである。公害等調停が成立するまでの期間、住民は世論の支援をうけるためにより戦略的に住民運動を展開していくことになる。

結論を先取りするなら、住民が望んだのは産廃の島外撤去と香川県知事の謝罪であった。25年にも及んだ住民運動は自らの主権に目覚める過程（＝国民主権の実質化）であり、知事の謝罪は人々の傷ついた世間体の修復の意味もあった。

住民が「豊島事件」解決に終始した1975年～2000年は、全国的にふる里創生の取り組みがニュースになった時期でもある。1988年には竹下登首相が地方自治体に用途を指定せずに1億円の資金を交付し、地方自治体は何ができるか官民あげて知恵をだした。自治体の中には温泉を掘ったり、金塊を購入して庁舎に展示したりと、多様な取り組みがニュースになったりもした。同じ時期、マスメディアをにぎわした徳島県上勝町の「葉っぱビジネス」<sup>3)</sup>は1987年にスタートしている。住民が「豊島事件」とその処理の為に費やした25年の月日は、ふる里創生の時期を失し、地域社会の疲弊をさら深めた月日となった。2000年以降、公害等調停成立に捺印し、県知事の謝罪を涙して受け入れた住民は、「行政」に頼らない地域活性の取り組みに乗り出した。これらについては第Ⅲ部で検証する。

第Ⅱ部は1・2の章で構成される。

第1章では、日本最大の産廃不法投棄事件の公害等調停成立にいたった「豊島事件」の一連の経緯を住民運動の流れに沿って検証する。第2章では不法投棄廃棄物の処理の過程で見えてくる各アクターの力関係に焦点をあてて考察する。第Ⅱ部のまとめとして、住民が叫び続けた「豊島事件」の解決とは、単に「産廃の撤去」だけではないことに注目する。

「豊島事件」の資料は、報道関係者として豊島の産廃不法投棄をスクープした山陽放送の曾根英二著『ゴミが降る島』（1999）、公害等調停を支援した弁護団副団長の大川真郎著『豊島産廃不法投棄事件』（2001）、運動の中堅を担い公害等調停員会の住民代表の一員として席に着き県議会議員ともなった石井亨著『未来の森』（2005）を主とする。その他の二次資料、筆者の参与観察（1995年～）、当該住民への聞き取りを資料とした。

## 第1章 「豊島事件」を巡る住民運動

本章は、1975年から2000年に期間に瀬戸内海国立公園内にある豊島に起きた産廃不法投棄事件（豊島事件）の顛末と、その結果島に残された56万トンもの有害産廃の撤去のために立ち上がり問題解決に至った住民運動の経緯を時系列で考察する。特に「豊島事件」が県の認可を受けた業者がおこした不法投棄事件であり、認可時に県が処分場の監督指導を住民に約束したにも関わらずおきた事件であることに注目する。

住民は3つの地区自治会が主体となって住民運動を組織したが、最初の名称は「有害産業物持ち込み絶対反対豊島住民会議」、その後は「豊島住民会議」、解決に向かって再編した名称は「廃棄物対策豊島住民会議」と変り、これらの名称の変容に対応して住民運動も変容している。

### 第1節 「豊島事件」の概要

1975年、都市圏（横浜・神戸・姫路等）から船で運ばれた産廃は、豊島家浦港で陸揚げされた。産廃は、ダンプカーの荷台からも、野焼きの噴煙からも粉塵となって住民の頭上に降り続いた。この事態は、1990年の兵庫県警により産廃不法投棄として豊島総合観光経営者が逮捕・起訴され、「豊島事件」となるまで続いた。住民は、業者による有害産廃業認可申請の段階から、県に対して認可反対住民運動を展開した。有害産廃処分場認可申請反対の署名運動、県庁へのデモ行進、高松地裁への建設差し止め起訴などの手段を講じるが、県の強い認可方針を覆すことはできなかった。1978年、豊島産廃処分場はミミズの養殖のための飼料としての無害な4品目の産廃持ち込み場として認可された。業者は事業認可以前から産廃を搬入しており、結果として1990年までに瀬戸内海国立公園第二種指定地に56万トンの産廃（汚染土壌を含むと65万トン）が積み上がることになった。逮捕された業者は、罰金50万円、禁固10カ月、執行猶予5年の有罪判決を受けている。判決では県の責任が指摘されている。業者の摘発を受けて、県は豊島産廃処分場の運営が適切ではなかったとそれまでの見解を変更したが、業者が逮捕される直前の1989年には、業者に対して産廃処理業認可証を1992年の年限で更新発行していたのである。

業者の逮捕で産廃搬入は止まったとはいえ、残された産廃に対して、県の撤去命令を無視する業者の代執行を県に求めても県は動こうとはしなかった。住民はこれまでのように、県を相手として交渉することに危機感をいだいた。「豊島事件」時効3年の期限がくる直前

に当該事件調書を取り寄せ、業者の指導監督にあたった県職員の調書を読んだ住民は、県の欺瞞を知ることとなった。豊島住民会議の役員らは、豊島と所縁のある弁護士に相談に行き、さらに紹介で当時の大阪弁護士会長中坊公平の事務所に相談に行ったのが、不法投棄時効1カ月前であった。弁護士中坊は引き受ける前に豊島の当該処分場に足を踏み入れ、問題の重大さを知ったうえで、住民との対話に臨んだ。住民は「せめて、一矢報いたい」といい、弁護士中坊は引き受けるものの「簡単になるものではない」とも感じていたと記す。

1990年、住民は「産廃対策豊島住民会議」と運動母体の名称を変え、再び運動を活性化することになった。それは「産廃持ち込み絶対反対豊島住民会議」発足から15年たち、弁護士の支援を受けての再スタートであった。県との産廃撤去を巡っての紛争は、当時設立されたばかりの公害等調停委員会の場に移り（1993年）、調停成立までさらに7年を要した（2000年）。住民が願った産廃の撤去は2012年、関連施設撤去事業完了は2016年となる。これが「豊島事件」のあらましである。飯島伸子はこれを「豊島の悲劇」（飯島 2000）と評した。

放棄された産廃の島外撤去を求めて1993年11月、「豊島事件」の時効（時効期間3年）わずか5日前に住民549人が日本初の公害等調停を申請した。被申請者は産廃の処理を委託した排出業者21社、豊島総合観光開発の実質の経営者であり住民でもある松浦庄助、香川県と2人の県庁職員（処分場の監督指導の担当者）であった。調停途中からは相手方として国も加えることとなった。この調停の大きな特徴は、公害等調停の趣旨からして仲裁者として立つべき行政が、被申請者となったことにある。2000年6月、住民は弁護団の支援を受けながら、県を相手に産廃の島外撤去という日本で初の公害等調停を成立させた。更にこれも日本初の産廃排出企業からの「解決金」を引き出した。現在、2016年6月までに、320億円とも言われる税金で産廃の焼却と熔融処理が進められている。

1990年6月、最初に報道関係者として「豊島事件」の当該地に立ち入り直接業者取材した曾根英二は「その後9年にわたって豊島の産廃をめぐる追跡報道が始まった」と著書に記す（曾根はその後も豊島の取材を継続している）。1975年から産廃の搬入が始まって15年がたったの報道機関の出動であった。豊島産廃運搬・投棄を違法行為として警察が動いたのは1990年11月であった。既に処理が必要な不法産廃は56万トンに達していた。その処理が完了するにはさらに10年の月日が必要とされた。したがって、筆者は住民の闘いを「25年戦争」と呼ぶ。風評・健康被害発生の深刻な状況下で、25年も暮らし

続けることを余儀なくされることの社会的理不尽さが、「豊島の悲劇」の真相なのである。

豊島に運び込まれた有害産廃の完全撤去は、16年の長い期間を必要とし、320億円もの費用がかかるという（費用の6割は国費、4割が県費）。不法産廃処理には多くの時間と費用が浪費され、問題解決のための住民運動の費用を含めると膨大なものになる。また、処理過程でおきる2次汚染が新たな環境汚染を引き起こすおそれもあり、産廃処理の難しさを示している。豊島の産廃処理では、有害廃棄物として中身の特定できないドラム缶入り物質が掘り出され、処理技術が確定するまで何十本ものドラム缶が容器ごと密閉されて保管されているだけの報告がある。産廃処理には技術検討委員会が設置され、毎月報告検討会（専門委員、住民代表で構成）が開かれ、処理過程での諸問題は公開されている。住民は傍聴・質問することができる。2003年から、本格的に直島の溶融炉での処理が始まったが、当初は溶融炉内での小爆発によって操業が止まるなどで予定より処理量が伸びていない。住民への中間報告会では、汚染土壌の処理などに新技術を導入するなど技術的な課題を克服しなければ、65万トンの有害産廃と汚染土壌処理の期限までの終了が困難と報告されている。住民は、始まった産廃処理過程をさらに13年間にわたって見守り・監視するという責務を負っている。

15年間という長期間に、56万トンという規模のゴミ持込と、その後の処理を含め事件解決に至るまでに25年を要するが、それには複数の要因が考えられる。国や県を親に見立て、「親が子供を騙すはずがない」と言う住民の意識の中には、自らが拘る義理の関係性が顕在化していた。また、地方行政／地域住民、あるいは中央官庁／地方行政といった産廃行政のあり方も関わっていた。住民は「豊島事件」解決にむけた住民運動を展開する中で、地域社会に温存されていた義理の関係性を媒介とした絆を結束の契機として、県との長い紛争を闘った。住民の闘いを時間軸に沿って具体的に検証しつつ、解決が長引いた要因と解決への過程について詳細な考察をする。

「豊島事件」の履歴については、大川の著書掲載の豊島産廃不法投棄事件経過一覧表を参考にする。



## 第2節 「豊島事件」解決に動いた住民運動の分析視点

### 【「豊島事件」が象徴するもの】

瀬戸内海国立公園指定地に廃棄物処分場が認可され、さらに行政の監督指導を受けながらも有害産廃不法投棄が起きた。その後の処理過程をも含めて、地元住民が繰り広げた活動過程を住民運動として分析する。当該地域が離島であることから、非常に限られた地域の紛争問題を扱うこととなる。しかし大量生産・大量消費社会の到来によって、人々が排出する大量な廃棄物の処理が社会問題化するの自明といえる。廃棄物処理問題が大消費地の真ん中で発生するのではなく、周縁地域で顕在化することは1961年の「都市と環境・福祉問題研究会」で既に検討され「都市と環境—廃棄物の循環的処理を中心に」として報告されている。

飯島が「豊島の悲劇」と評するように、今や、「豊島事件」は産廃問題の象徴と捉えられている。「豊島事件」の発生とその後に出た経緯によって、廃棄物行政の問題点が可視化されることになった。「豊島事件」が法整備に影響を及ぼしたことは、1999年（調停成立の前年）に、豊島産廃処分場を視察した総理府公害対策室長の「教訓としなければならない」との発言からも明らかである。

1970年代、日本の公害の四大裁判が次々と原告側の勝訴となり、企業は公害・環境問題に強い関心を持たざるを得ない状況になった。また、国民も公害問題を通して地域生活を脅かす環境汚染に敏感になり、各地で環境汚染や公害から生活領域を守るための住民運動が頻発するようになった。地域・環境社会学を主たる研究領域とする研究者らは、新幹線建設問題、原発建設問題、ダム建設問題、産業廃棄物問題、自然界には存在しない環境ホルモン問題など、さまざまな環境問題と闘う住民運動を研究支援してきた。しかしながら、それらの問題の陰に発生する地域固有の問題が、公に「社会問題」と認知されることが簡単ではないことは、多くの研究者の指摘するところだった。1990年代になって、「豊島事件」をスクープした山陽新聞記者の曾根英二やニュースキャスターの筑紫哲也など、マスメディアに関わる人々が強い関心をもって継続して報道しだした。それによって、「豊島事件」は広く公になり、研究者の注目するところとなったことは否めない。かく言う筆者にしても個人的に関わりがあった地域だからこそ、「豊島事件」に注目することになったのである。

飯島伸子は、産廃が社会問題化する要因と紛争がなぜ地域で顕在化し解決困難なのかに

ついて、①強者—弱者の関係、②大都市圏における廃棄物の深刻化、③消費者に対する責任転嫁、④浪費文化の問題点と事業所責任明確化の必要性の4つの局面を示唆した。これら4つの局面は、何らかの形で「豊島事件」にも関わってくると考えられる。なかでも「弱者—強者関係」は、中央—地方、地方自治体—地域社会、知事—豊島住民といった関係性を内包している「豊島事件」においては有効と考えられる。

特に下記に引用した飯島の指摘は「豊島事件」の検討には重要な視点と考えられる。

こんなに重大な環境悪化の事態にいたるまでに、政府や業界、学界、教育界、自治体、報道機関などの社会に対して責任ある各機関が、問題への対応が適切でなかった場合が多いこと、そこに問題の根源がある。したがって、公害・環境問題が解決されるためには、被害を受けた人々や、被害者が生み出された事態を問題であると認識できた人々が集団的に行動を起こすことが、ほとんどつねに必要なだったということです。

(飯島 2000 : iii)

飯島の指摘を言い換えると、環境・健康悪化が社会問題となるほどに重大化しないと、問題解決への動きが発動することはない、さらには当該住民が問題への正しい認識ができないと、住民運動は成立しないことになる。その点では豊島の少ない人口（1975年 2356人）が有利に働き、3地区自治会を単位とした住民運動の成立は容易であった。しかし、住民による、反対署名運動やクレーム申し立て（県への公開質問状、行政監察局への提訴など）は、ことごとく「（豊島処分場の）処理は適切である」と終始する県の見解によって阻止された。人々は有効な対抗手段を見出せず、処分場認可反対から15年の時を過ごすことになった。当該地方自治体が限定された地域の問題について、「適切に対応しているどうか」という飯島の指摘は、射を得ていた。紛争解決の契機が、当該行政域の警察ではなく他県の（兵庫県）警察が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法と略記）違反で検挙したことも、飯島の指摘の妥当性を裏付けている。最終的に紛争解決に至ったのは、弁護士らの支援を得ながら地道にかつ戦略的に展開した住民運動が功を奏し、全国的に「豊島事件」が報道され、世論の支持を取り付けるのに成功したことが大きな要因である。

「豊島事件」には、産廃事件としては日本初の解決のパターンがある。①行政の怠慢・不作為を認めさせこと。②実際に産廃撤去が完了すること。③排出企業が解決金を払ったこと。④人口1500人足らずの小さな離島にあって、国や県と闘って要求を通じたこと。

これらをして支援弁護団は「偉業」と評した。これらの4つのうち一番困難なことは、「公共性」の論理に立ち向かうためにも④の運動組織の規模の小ささを、いかに乗り越えるかであった。「豊島事件」を自分たちで解決しなければならないという問題意識の共有はそれほど難しいことではないが、実際に住民運動に参加し自ら行動することとはズレがある。そのズレを埋めて住民運動に出かける契機には、住民が拘る義理の関係性や世間体意識があると考えられる。「あの人が行くなら私も行かねば」と世間に同調して、地域社会の行動規範から外れないように調節するのである。地域社会に張り巡らされた絆を媒介にして、住民の結束は強化されている。

### 【紛争解決への戦略的住民運動】

産廃処分場建設に関わる事業申請は、法的条件が整えば認可とする県の方針があった。産廃処分場建設認可に関わる紛争の場合、当該者は住民と業者ではなく、当該地の住民と許認可権をもつ行政＝地方自治体となる。産廃問題には、地方行政が産廃処分場建設推進の主体となり、地域の人々と対峙するという構図が内在していた。住民は、公害発生源ともなりうる産廃処分場建設について、結束して認可しないように県庁までデモ行進し要望書を提出した。地域紛争の契機には、処分場建設認可を推進する県の強引な説得にたいし、地元住民の反発があった。住民は行政と対峙するために行動を起こし、住民運動として組織化されていくことになる。それはまた、紛争の長期化をも意味する。

行政と当該地域の間で産廃処分場建設をめぐる、行政との紛争が長期化する事例は、豊島の例の他にも滋賀県栗東町の例（交渉継続中）や、山梨県明野町（解決）の例にもみられる。それぞれ10数年を要して解決したか、解決に向けて交渉中であった。豊島の25年は今のところ最長である。長期化の要因の一つは住民運動組織のありように起因すると考えられる。豊島の住民運動をみるうえで押さえておきたい視点として地域の社会的規模がある。原田峻は「住民運動と市民運動の連続性をめぐって」をテーマに都市圏での住民運動に注目し、地域社会にあつては地縁組織や住民運動組織、諸団体組織、市民活動組織などが共存し相互に影響し合うことを指摘している（原田2010：126-127）。豊島が離島という閉鎖空間であることから、住民運動組織は地縁による地域自治会のみで構成される単体組織となる。このことは、住民運動組織としては人的に濃密な関係が指摘でき、運動過程におきる出来事によって活動が大きく振幅することが示唆される。すなわち住民結束への動機づけも早ければ、挫折後の停滞感もより深くなり、さらには運動活性後の住民活

動への動機づけも深まり、住民は集中して住民運動に傾倒していくということになる。このことは豊島の地域社会の変動のダイナミズムの背景となると考えられる。

住民運動が地域社会のあり様によって変容することは産業廃棄物問題をテーマとする先行研究者らも指摘するが、主には新住民と旧住民との相互関係と当該地方自治体との交渉過程に言及するに止まっている。早川は栗東町の認可処理場と地域との紛争に関わる住民運動を論じている。当然問題に関わり合う複数の地域の社会的状況を確認するが、複数の地区の住民がどのような文化的特性を持っていて、住民運動への結束にどの様に関わっているかの視点が欠落していると考えられる。それは寺田にも同じことが言える。地域の文化的特性が住民運動に関わってくることは容易に考えられるが、地域の文化特性をさぐる手段となると容易ではない。本論文では、住民運動の分析枠組みとした義理と世間体のアイデアは、まさに住民から頂いたものである。地域社会の紛争をテーマにするなら、地域の履歴や伝統的文化などに注目するという当然のことが、実は見落とされてきているのではないだろうか。

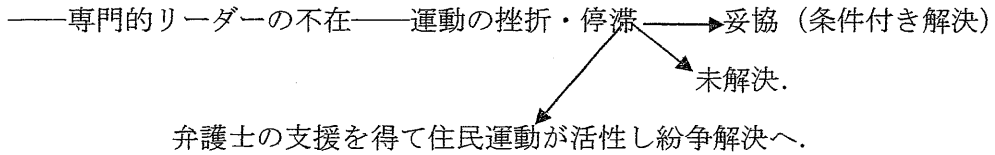
住民運動について早川は「地域固有の社会問題にたいして、階層や職業属性を越えて地域の人々が起こした、自発的で組織的な集合行動である」と定義したが、本論文では「地域の伝統や文化に則った」という文言を挿入して「地域固有の社会問題にたいして、階層や職業属性を越えて地域の人々が起こした、地域の伝統や文化に則った自発的で組織的な集合行動である」と再定義したい。地域の伝統や文化に則ることは自発的ではないという問いには、住民運動が地域固有の社会問題の解決を目指すなら、地域の文化や伝統を無視するような住民運動はもともとあり得ないのではないだろうかと応えたい。

本章は、認可産業廃棄物処理場を巡って行政と地域住民との紛争を扱い、紛争解決をゴールとすることから、下記のように運動組織の主体の違いによって住民運動の経緯を「解決」「未解決」の観点から分類した。

① 住民有志団体——専門性をもったリーダー——グループ運動  
↓  
紛争は未解決。

② 新住民と地つきの住民が異なるグループを形成しながら互いに補完関係を築く  
↓  
紛争の解決。

③ 地域自治会——全住民参加——リーダーは町内会長（短期で交代）



④ 住民と専門家と行政のネットワークの形成で三者一体となつての紛争解決へ

①のパターンは、奈良県下の産廃問題の現況に認められる。奈良ゴミの会などが中心になってHPに公開しているが、問題解決への困難性を示し、奈良県下の山間に点在するゴミの山は未だに処理されていない。（<http://www1.kcn.ne.jp/~k-okutan/genjou.htm>）

②のパターンは、1994年の山梨県明野町の住民運動にみられる。寺田良一は、公共的関与型産廃処分場建設（環境事業団体を建設主体とする施設）認可に対して、10年以上に渡って決定手続きの不透明性、非民主性、安全性への不安等から建設阻止を訴える住民と、県の計画のとおり建設を強行しようとする当局との紛争事例を検討した。寺田は、県の建設事案を止めたのは、産廃に対する専門的情報をもつ新住民と地域にネットワークをもつ旧住民らが、自らの問題フレーム（手続きの非民主性、安全確保の不可能性等）を確信し住民に定着させることに成功したからだと記す（寺田 2006）。

③のパターンは、豊島の例にみる事ができる。行政の一方的な姿勢に対して、対抗手段を見いだせないまま反対運動は挫折し停滞した。その後、外部からの弁護士の支援を得て運動を活性化させ解決に至った。リーダー不在でスタートした住民運動が、どのようなプロセスを経て問題解決にいたったのか。第Ⅱ部は豊島の地域社会を背景にした産廃問題に関わる住民運動に注目する。

④のパターンは、早川洋行が関わった滋賀県栗東町の既存の認可産廃処理場の拡大を申請する処理業者と住民との間で起きた紛争にみる事ができる。早川は社会学者として、また住民として紛争に関わり合いながら、行政との対話の道を開き、対話による紛争解決を目論んでいる。10年になろうとするも、未だ解決にはいたっていない。

これら4つの住民運動の展開のパターンをみてきたが、解決に至った明野町の住民運動ですら10年以上の期間を闘いに費やしている状況をも、産廃問題解決の困難性を示している。

次節では住民運動の生成—停滞—活性—問題解決のプロセスを3つのステージに分け

て具体的に考察する。

住民運動生成期を第一ステージとして、産廃処分場建設認可申請の当初から、住民が反対運動組織を結成して、認可権をもつ県に対してどのような抗議行動をとったのかに注目し、なぜ挫折したのかをさぐる。

第二ステージでは、認可反対運動が挫折し、住民の反対もむなしく産廃が持ち込まれる状況下にあつての住民の抗議手段について検討する。県の産廃処分場指導の是非を問い続ける住民にたいして、県は「豊島産廃処理は適切である」とする見解を変えなかった。住民運動としては停滞期をあつかう。

第三ステージでは、住民が、不法産廃撤去に向けて住民運動を活性させた時期を扱う。兵庫県警による、豊島産廃処分場の廃掃法に違反による摘発を契機として、紛争解決をみたプロセスに注目し住民が求めた「解決」とは何かを考察する。

### 第3節 第一ステージ

#### ——第一次住民運動生成と挫折（1975～1978）——

1975年、豊島家浦地区の住民松浦親子が実質経営する（株）豊島総合観光開発が、瀬戸内海国立公園内に立地する自社所有地で有害産廃処理業の認可申請を県に提出した。松浦は「豊島の碎石を（都市圏へ）運ぶ帰りの空船で処理に困っている都市圏のゴミを運んでやれば、一石二鳥だ。その上にリゾートをつくと若者の働き場所ができる」と住民に語った。住民の中には、跡取りの戻らないことに危機感をもち、土地を売る者もいたという。

しかし、業者が過去に傷害事件をおこすなど暴力的な人物であることは、狭い島内の日常的付き合いから住民には周知のことだった。住民の多くは、業者らの行動に疑念をもち、県に対して産廃処理業許可反対の陳情をおこなった。1975年にはまだ廃掃法の不備もあつて、法的根拠のないままの事業認可反対陳情であった。当時の県知事である前川忠夫は反対する住民説得のために豊島を訪れ、「業者は住民の反対にあい生活に困っている。要件を整えて事業を行えば安全であり問題はない。それでも反対するのであれば、住民のエゴであり、業者いじめである。豊島は海は青く空気はきれいだが住民の心は灰色か」（大川：8）と演説した。

表1は第一ステージでの住民の活動表である。

表 1 住民運動生成と挫折 1975~1078

1975/12/18	(株) 豊島総合観光開発が県知事に有害産業処分場建設の許可申請
02/23	住民の反対署名(住民のほとんどである 1425 名). 25 日に県に反対陳情
1977/02/15	前川知事が豊島で住民を説得(「住民の心は灰色」と発言)
02/27	「産廃持込絶対反対住民会議」を結成
03/02	知事が県議会で認可方針を表明
03/04	住民が高松港で決起集会ののち県庁へデモ行進
06/28	住民による処分場建設差し止め裁判を高松地裁に申し立て
06/28	住民 259 人が道路交通規制の杭打ち抗議
08/02	豊島観光開発経営者が住民に暴力を振るい逮捕される
09/16	豊島観光開発経営者が無害物によるミミズ養殖に申請を変更
1978/02/01	知事がミミズ養殖による土壌改良剤化処分業のための汚泥処理に限定して認可
10/19	住民と豊島観光らが高松地裁で和解成立, 県が住民に監視を約束

ここにきて住民の姿勢が一変することとなった。住民は、住民運動の核となる「産廃持ち込み絶対反対豊島住民会議」を結成し、1977年3月抗議行動の第一弾として515人の住民が県庁前で反対デモを行った。組織だった住民運動のスタートである。デモは住民にとって初めての経験であり、この折の住民の心情が下記のように収録されている。

デモは「過激派」がやることというイメージがあり、そのうえ、島の年寄りにとって知事は「殿様」で、こんな行動は昔なら「打ち首もの」という気持ちがあったから、悲壮な決意だった。(大川：10)

瀬戸内海の小島で、長老自治<sup>4)</sup>の伝統を守って穏やかに暮らしていた住民が、突然に都市のゴミ処理問題を突き付けられて戸惑いながらも、現実に立ち向かわざるを得なくなった心根が吐露されている。署名活動・陳情・要請などの手法で反対運動が展開されたが、県は耳を傾けることはなかった。知事の産廃処分場認可方針を知って、1977年6月には住民583人が原告となって、有害産業廃棄物処分場建設差し止め請求起訴を高松地方裁判所に提起した。しかし、1978年2月には、県は業者に対し、無害物によるミミズ養殖のための無害産廃処理業として認可した。県の産廃処分場認可を受けて、住民が業者に対し

て起こした処分場建設差し止め請求は県の仲介によって和解となった。県と産廃持ち込み絶対反対豊島住民会議との間で取り交わされた和解条項は、持ち込み産廃を無害な汚泥(製紙汚泥・食品汚泥・木くず・家畜のふん)と限定し、県の処理業者への監督・指導が盛り込まれたものの、事実上の廃棄物処分場建設認可となった。この和解は、産廃持ち込み絶対反対を目指した住民運動の挫折を意味し、県の産廃処分場建設認可の強い態度は「行政＝お上」の威光を住民に再認させた。「お上の認可」をいわゆる「水戸黄門の印籠」とした業者は、その後の住民を無視した強引な事業展開(第二ステージ)をすることになった。

公害等調停を支援した瀬戸内弁護士副団長の大川は、「和解は当事者双方の力関係によってその内容が決定せられる」(大川 2001)と指摘している。前述の住民の発言にみられる、「知事」を「殿様」にたとえる支配／被支配の従前の関係性を容認するような状況が、未だに豊島の日常生活の中にはあった。それはまさに従前の「上下意識の強い義理」に由来していた。住民と行政との間には、「お殿様とイエの子」という、支配／被支配の関係を内在させていることは明らかである。「裁判上の和解」と県による事業認可によって挫折した産廃持ち込み反対の住民運動は、急速に下火になっていった。しかし、当該業者と豊島中学同級生関係の住民も多く、業者の暴力的な面にたいする不信感は共有されていた。認可前から豊島産廃処分場に持ち込まれた産廃には、古タイヤが含まれていることが確認されるなど、住民の業者への不信が現実となった。3年後には、認可条項の無視による産廃持ち込みが大々的になり、業者の和解条項違反が明らかになる。業者の違反操業は、住民の苦情として県に伝えられるが、県はそれを無視するように「適法」と回答した。業者は、定期便のフェリーに産廃を積んだダンプカーを乗船させ、豊島に上陸し島内の生活道路を走りまわった。

参考のために県の業者への事業認可条件と、県の仲裁で住民と業者が取り交わした和解条項を掲載する。県が主張するようにこれらの条項が厳密に履行されているなら、安全な産廃処分場の運営が可能と考えられる内容になっている。

#### <業者に呈示した県の産廃処理場認可条件>

- ①産廃保管場所は認可申請記載の保管し施設に限る。産廃法に第8条の保管の基準を遵守。
- ②ミミズの飼料として不適当な産廃の収集・運搬・処分は行わない。
- ③豊島に搬入する産廃の最大取扱量はミミズ養殖に必要な量を越えない。
- ④産廃の収集・運搬・処分にあたっては、産廃及びミミズのふんの飛散・流出防止、ミミズの養殖場外への移動防止、悪臭の発散防止、蚊、ハエ、その他の衛生害虫の発生防止等必要な措置を講じ、生活環境の保全上支障のないようにする。
- ⑤収集・運搬・処分する産廃は無害なものに限る。
- ⑥産廃の性状及び処分施設周辺の集水池の水質については、定期的に検査を実施し、その



安全を確認する。

- ⑦認可申請書記載のミミズの養殖以外に、養殖場を設置する場合はあらかじめ知事の承認を受ける。
- ⑧事業過程から生ずる廃棄物は、焼却する等、法令の定める基準に従って適正に処理し、二次公害の生じないように措置する。

<産廃業者と住民の和解内容>

- ①排水を一切海に流さない。定期的な水質検査し住民に報告する。産廃等を野積みしない、著しい騒音、振動を発生させることのないよう配慮する。
- ②ミミズによる土壌改良剤化処分に限定し、それ以外の事業は営まない。
- ③将来、事業範囲の変更を余議なくされた場合でも有害産廃は取り扱わない。
- ④住民に損害を与えた時は賠償をする。
- ⑤公害の発生やまたはそのおそれのあるときは速やかに操業の一時停止または危険防止、除去の措置を講ずる。

## 第4節 第二ステージ

### ——第一次住民運動の停滞期（1978～1993）——

1978年から、横浜・姫路・神戸といった都市圏の港から船積みされたいわゆるゴミは、県の認可事業として瀬戸内海を航行し豊島の港にやってきた。この頃から、砂利運搬船を改造してゴミ専用運搬船とし、ゴミをコンテナに積みかえて運搬するのではなく、船に直載し一度の運搬量を増加させた。さらに、1984年からは和解条項を無視して、シュレッダーダスト（自動車を粉砕して金属類を取り除いた残りカスのプラスチック類）や得体の知れない廃液がタンクローリーやドラム缶入りで搬入され、野焼き処理がおこなわれるようになった。野焼きの実態について住民運動に関わった石井亮は、「ウンボで畳4・5枚分もの大穴を掘って、ドラム缶やシュレッダーダストを投げ込み、うえから重油(廃油)を播

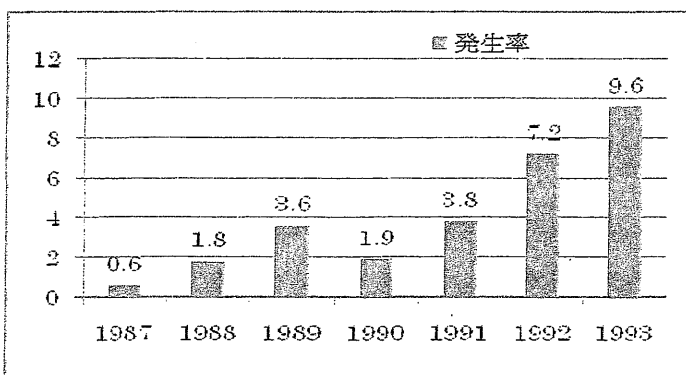


図1 ゼンソク児童生徒推移（「ふる里を守る」から）

いて火をつける乱暴なものだった」と語った（2008年豊島で収録）。

この頃から住民の間に喘息患者が増え、公害の発生が予測されはじめた。住民は、認可権をもち監督責任者たる県知事や県議会を相手に、異議申し立てを続けた。

毎日のように家浦港から3.5キロ

離れた処分地まで、産廃運搬のためのダンプカーは文教地区でもある家浦地区の通学路や生活道路を走った。むき出しの荷台からゴミを撒き散らし、児童や住民の安全を脅かすようになった。豊島の産廃搬入を山陽放送記者の曾根英二がスクープし、住民の悲惨な現状

が取材され『ゴミの降る島』として出版されている。

産廃処分地での金属回収の名のもとに始まった野焼きによる異臭・粉塵によって、住民の中に喘息患者が多発し、1988年には喘息による死亡者がでるなど公害発生の様相を呈してきた。大川の著書には「1987年ごろから、島内の小・中学校では喘息の症状をもつ児童・生徒の発生率が年々増加し0.6%から9.6%にまで達し、全国平均の10倍ちかくなった」（大川：19）とある。危機感を募らせた住民は県の指導監督に対して公開質問状(1984年)を出し、さらに行政監察局への訴えを繰り返すが、県は「豊島産廃処分場は適切」との判断を変えることはなかった。

当該処分場を監督指導する責務を負う県は、県担当職員2名(香川県庁環境保健課職員)と業者と住民代表とで、和解条項に則って処分場に立ち入り調査した。しかし、調査日は事前に業者に知らされ、当日は業者と従業員が率先して県職員を案内する状況であったという。立ち合った住民は、県職員に指摘されそうな産廃現物には覆土をして隠している場所を何か所も気づいたが、県職員に伝えることはできなかつたと語っていた。その後は、県の指導もあって産廃処理業を廃業し金属回収業として認可されることになり、住民の立ち入りは事実上できなくなった。

当時の廃掃法による廃棄物の分類上の曖昧さもあって、シュレッダーダストを一般廃棄物と認定しても違法とはされない状況下にあつて、県はシュレッダーダストから金属を回収するのだから廃棄物ではないという見解に終始した。現地状況を厳しく査察指導するような法的環境にはなかつたことも、現地立ち入り調査の形骸化を後押ししたともいえる。シュレッダーダストの野焼きを住民が指摘しても、県は「野焼きは金属回収の一環であり、搬入物は金属回収のための有価物だ。従って、ミミズの飼育業を廃業し、廃品回収業として認可内容を変更するように指導した。しかし野焼きは適当ではないので焼却炉の設置の指導をしている」との議会報告をしている(石井：28)。「有価物」としたのには業者は1トン当たり300円を排出業者に支払っていることを根拠としていたが、業者はこれの運搬料として2000円を徴収し差益の1700円が事業収益となっていた。しかし、シュレッダーダストは、自動車の粉砕で金属を回収したあとのプラスチック類などのゴミとされるもので、それから金属をさらに回収するなどとは、事実のすり替えであった。また、石井も指摘するが、1978年に高松地裁での県が仲介しての業者との和解条項には、業種の変更には住民の同意があるとの一項があり、県も業者もこれを全く無視するかたちになっている。

業者は「廃品回収業」を申請し法目の目をすり抜けた。県は住民の公開質問状(1984年)

にたいし、シュレッダーダストは有価金属を回収し販売する廃品回収業の原料であるから産業廃棄物処理業とはならない。従って県としては対処できないと回答した。(県とのやりとりは石井、豊島住民会議作成資料を参照)

表2 住民運動としては停滞期 1978～1993

1981/02/27	県、土庄町、住民代表らが処分地の立ち入り調査
1983～	豊島観光がミミズの養殖をしなくなり、大量の産廃の不法投棄がはじまる この頃から野焼公害に関する苦情が激増
1984/04/	住民自治会が県に公開質問状を提出
06/	上記公開質問状に対し、県が豊島観光を金属回収であるから「合法」と回答
10/	住民が行政監察局に訴える
1985/10/	住民が行政監察局に再度訴える
1986/10/	平井誠一氏が県知事に就任
1987～	喘息患者多発
1988/04/02	元家浦自治会副会長(56)が喘息で死亡
05/	姫路海上保安庁が豊島観光を検挙
1990/11/01	土庄簡易裁判所が豊島観光と経営者に罰金命令
11/16	兵庫県警が豊島観光らを強制捜査
11/28	「廃棄物対策豊島人民会議」を結成
12/20	県がシュレッダーダストを廃棄物と解釈変更(それまでは金属回収の原料とされてきた)
12/28	県が豊島観光の認可を取り消し、撤去等の第一次措置命令を出す
1991/01/23	兵庫県警が豊島観光経営者を逮捕
05/22	住民が県議会に産廃の早期撤去の陳情書を提出

産廃を「有価物」とする県の姿勢は業者に勢いづかせることとなり、産廃やシュレッダーダストの扱い量は、専用産廃運搬船を運行させるなどで一気に増大した。

1988年になって、姫路海上保安署が姫路港沖を航行する豊島観光経営者の船を立ち入り検査し、「廃棄物処理法違反一靴の打ち抜きカスを約190トンの積載・収集・運搬」で検挙した。この事件には1990年11月に業者に罰金命令が出ている。

1990年11月、兵庫県警が廃掃法違反の疑いで豊島の処分地の強制捜査を行った。50名近い警察官が家浦の港に上がり、空には県警のヘリコプターが飛びまわり、ものものしい

様子だったと目撃したY夫人がつぶやいた。

住民が県知事に訴え続けた産廃持ち込み中止は、思いがけないところからもたらされることになった。ここで当然の疑問とされるのが、なぜ問題発生地の当該県警ではない兵庫県警による強制捜査となったのかである。主には豊島産廃の積み込みが兵庫県姫路港からであったことが要因とされる。豊島観光総合開発とその経営者は有罪判決を受け、犯罪として「豊島事件」は確定することとなった。

この期間、住民の生活は産廃による公害の影響を被ることになった。産廃の搬入と野焼きによって発生するダイオキシン被害、煙害、飛沫による公害は、健康被害はもとより、海産物や農産物への風評被害へと拡大していった。特に藻場が広がる良好な漁場であった豊島周辺の漁業や養殖業は、市場で豊島産の魚貝が取引拒否されるに及んで致命的打撃となった。また住民自身も「特に海底に住むナマコや蛸は食べなかった」（2005年収録、女性、88歳）と周辺で採れる魚貝を口にする不安を訴えた。主たる産業がなく自給自足経済の地域社会にとって、生活の根幹に関わる事態であった。さらに島外に住む娘・息子の帰郷を楽しみにする住民にとっては、洗濯物が煙害で黒くなり、野焼きによる刺激臭で風向きが悪い時は窓も開けられない状況に負い目を感じることもあった。住民の日々の生活に陰を落とし地域の活力を奪い、その他の過疎の要因も重なって豊島は疲弊の度合いを深めた。

16キロ離れた県庁からも豊島産廃処分場の野焼きの黒煙は見えたといい、「あれが見えるのか」と抗議する住民にたいし県職員は顔を背けたという（2010年収録 S 82歳）。住民の前には「行政の大きな壁」があった。それを打ち破る契機となったのが、兵庫県警による瀬戸内海を運行する産廃船の摘発と処分場の強制捜査という事態であった。

この時期、住民運動が県の監督責任を問うのに有効な手段をとれなかったのは、行政と住民の力関係のみではなかった。

一つは、住民運動組織に要因がある。豊島の住民運動の組織母体が3つの地区自治会の連合であり、全住民が運動員と位置づけられ、個々人の積極的参加が問われるものではなかった。産廃処分場が家浦地区を通過して島の突端にあることから反対側に位置する唐櫃地区や甲生地区の人々の運動への意欲と家浦地区の人々との差異があり、運動が挫折した後は「県に逆らってもいいことはない」（2010年収録 S 82歳）と、県に楯突くことへの不満が表面化してきた。しかし、家浦地区は住民の数も多く、豊島の文教地区になっているため無関心でいるわけにはいかなかったことで、住民運動は停滞するものの組織分裂（住民の拘る義理が悪いこと）までには至らなかったと考えられる。

3つの地区自治会は、それぞれの地区の違いを相互に「あその地区はちょっと違うから」と言い合いながらも、地域運動会やお祭りや学校行事に寄り合い協力しあう。離島という閉鎖的空間である豊島にあっては、地域共同体の維持に禍根が残るような危機的状況を事前に回避するような仕掛けがあり、地域が分裂することは避けられている。例えば互いの関係が危機に晒されるとき、病気お見舞い行動などで日常的に再確認されていた義理の関係性が顕在化し、危機を回避するように働くのである。

二つめは、運動を主に推進する人々が3地区の会長と役員であり、彼らは短期間で交代することから、運動の継承が難しいという構造的要因がある。唯一事務局員として（土庄町臨時職員扱い）専従した若手のAさんは、若者や女性に発言権がない豊島自治会の長老制度にいらだちを漏らしていた。

三つめは、県との交渉に、外部からの専門的助言を積極的に得ようとしなかったことがあげられる。住民が世間体を意識して行動することを第一義とすることは第I部の論議で明らかにした。ここではその世間体意識の負の側面である、「弱みをみせない・みせたくない」という思いが働いたと考えられる。「住民のこころは灰色」との知事発言と、豊島処分場建設差し止め裁判の和解とによって、住民の世間体は二重に傷ついたのである。

## 第5節 第三ステージ

### ——住民運動の転換と活性(1991～2003)——

第三ステージでは、調停申請から中間合意（これから調停成立に向けて枠組みをつくるという合意）を得て、停滞していた住民運動を活性させ、世論の支持を得て調停成立という行程を辿る。不法産廃の撤去へ向けての実質全島民参加型運動となった。これを第二次住民運動期とする。第二次住民運動期としたのは、住民運動の停滞要因ともなっていた住民運動組織の再編成が行われたことによる。停滞期の豊島住民会議では、各地区の町内会長3人がリーダー的役割を担っていた。しかし、町内会長は交代制をとるために、運動の継承に問題があった。それを補うために住民会議議長経験者や役員経験者を相談役として「OB会」を組織化した。住民の若

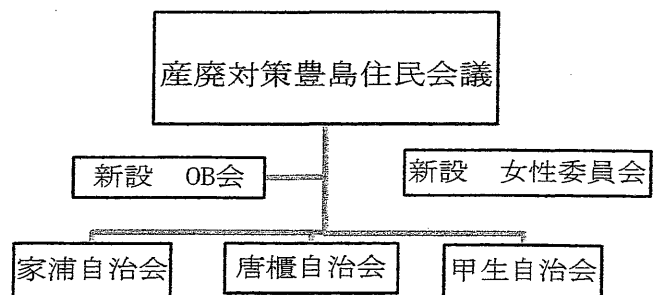


図2 再編住民運動組織

手（30代）を土庄町臨時職員扱い（豊島交流センターつき臨時職員）にして、住民運動事務を兼任する制度を導入し、運動の継続性を強化をした。さらに台所に引っ込んでいた女性たちを「女性委員会」として位置づけしなおした。豊島の長い歴史のなかで「おなご」が表にでてきたことになる。しかし、指令されたら動くことに慣れていた女性たちにとっては、戸惑いがあった。弁護士中坊を囲んで談笑するなかで「せんせい、わたしらは何をしたらいいのかね」との女性の問いに、中坊は「できることをしたらいい」と答えという（2008年地域婦人会会長から収録）。豊島の自治会組織のなかで位置付けされていなかった女性が、住民運動組織の中での地位が確認されたことになる。

第二次住民運動は、県が公害等調停の場で責任を認める「中間合意」成立までの期間を第二次住民運動前期。次に調停成立までの時期を第二次住民運動後期として2分する。前期と後期とでは、住民運動の質的変容がある。

兵庫県警の産廃処分地の強制調査を受けて、県が「有価物」としてきたシュレッダーダストを産業廃棄物と解釈を変更し、業者へ撤去等の措置命令を出すなど、それまでの是認の姿勢を転換させはした。しかし、兵庫県警の摘発を受けても、県の姿勢は監督指導の不適切を認めるというよりは、当時は56万トンと言われた産廃の撤去を業者に対して行政指導する程度の対応に終始し、住民の産廃撤去要請は無視され91・92・93年と経過していくことになった。さらに住民が危惧したのは、処分地に放置された産廃のなかから特に有害と推定されるドラム缶類を若干運びだし、産廃の上を覆土して処分地の安全宣言（1993年）をだす県の姿勢であった。住民の要求は1975年時の「産廃持ち込み絶対反対」を訴えた当時の原状回復であった。ちなみに産廃処分地は瀬戸内海国立公園第二種指定地で水ヶ浦（みずがうら）の地名をもつ白砂青松の風光明媚な海岸沿いに位置していた。縄文土器の出土した遺跡は業者に破壊され産廃の下に埋もれている。

公害等調停申請から成立までには7年（1993～2000年）の月日を要し37回もの公害等調停委員会が開かれる。その間の第二次住民運動を通して、本土 vs 離島、中央 vs 地方、都市 vs 過疎地という複層した対峙の構図が顕在化したのが第三ステージである。ここでは大川の「当事者双方の力関係によってその内容が決定せられる」という発言が大きな意味を持ってくる。交渉は事の正義のいかんではなく、力関係で成否が決まるという現実と住民は向き合う。公害等調停が「中間合意」「最終合意」へと進むには、調停の場の力関係を変える必要があると気付いた弁護士中坊の示唆によって、住民は運動の方向を見直した。調停の場は交渉の場であり、交渉を方向づける最大圧力は世論であり、調停当該者らのど

ちらが「香川県民の世論」と「全国民の世論」の支持が得られるかによって調停が方向づけられることになる。

1994年に3月の第一回公害等調停作業は相手方の県の産廃の不法投棄の責任について全面否定からスタートし（前期）、1997年1月の第14回公害等調停で県は「遺憾の意」を表明し調停は中間合意から最終調停へと進む（後期）。

### 第1項 第二次住民運動の前期（1991～1997）

有罪判決の出た「豊島事件」の調書が豊島住民会議に開示され、当該県職員の証言内容から、県の責任が問えると判断した住民は再び住民運動を活性化させた。知り合い弁護士の紹介で大阪弁護士会の中坊公平弁護士<sup>5)</sup>に相談した。弁護士中坊は豊島の産廃現場に足を踏み入れてから受諾している。弁護士中坊は、県の行政上の明らかな誤りを法廷で争うにしても、当該処分地に残された大量の産廃の調査が申立人に課せられ、それには莫大な費用負担が生じるなどの問題があることを考慮して、公害等調停申請の方法が適当と判断した。公害等調停では、当該処分地の実態調査は国費（実際には調査費2億3千万円が予備費に計上された）でされる利点があった。1993年11月、住民約549人が公害等調停申請人となり、中坊公平が弁護団長として采配することとなった。

住民は豊島産廃処分場の監督責任を約束した責任を問い、県は当該業者の責任であり、県職員の過ちを県が責任を問われることはないとの主張は対立した。1994年3月の第1回公害等調停から1997年の第14回公害等調停で県が産廃処分場の監督責任を認めるまでには3年を要した。公害等調停が開始されたといっても、当該者の溝を埋める作業は、その力関係に左右され、遅々として進まなかった。警察による摘発を契機として「豊島事件」はマスメディアの注目を集め、継続的にTVの報道番組で報道されるようになる。地元小豆島選出の県会議員はこの状態を評して「豊島に不法投棄された廃棄物を撤去するためには莫大な費用がかかる。そうすると他市町が本来もらえるはずのお金が減る。豊島住民は他の市町の住民に迷惑をかけるのに、そのことに配慮をしない。豊島の運動は『根なし草』だ。東京ばかり見て県民の迷惑を考えない」と批判した（石井：38）。

この批判を契機として住民運動は全島民参加型運動へと転換されることになった。調停申請前後の住民活動は、調停に出席した住民代表が持ち帰った懸案事項の報告を受けて検討し、次の調停打ち合わせを支援弁護士たちと相談するという体制で進行していた。住民は調停の進行具合の報告を聞く位しか具体的活動はなく、「根なし草」批判も全くまと外れ

ではないが、発言当該者の県議会議員が土庄町を選挙区としていることから土庄町豊島の産廃問題をあまりにも理解していない発言と捉えられ住民は傷ついた。この批判を契機として、住民は個人が足を使って、顔を晒して「豊島事件」への理解を香川県民に求める活動へと転換した。その目的とするところは、住民が求める「産廃の島外撤去」が「住民のエゴ」ではない社会的正当な要求であることについて、香川県民の理解を求めることであった。

しかし、豊島の超高齢化社会にあって具体的に住民運動をするということは、60・70代の高齢者が中心になって香川県内を歩き回るようになるということになる。豊島の高齢化率42%とはどのような人口構成なのか。公害等調停申請に世帯代表として名を連ねた549名の年齢構成を表したのが図3である。

公害等調停申請人は世帯主が名を連ねることから、この数字は1993年当時の豊島の人口動態を表すものとなる。図3からは、1993年次の住民運動の構成員は70歳代が全体の44.2%と突出していることが分かる。逆算すると彼らが50代のとき産廃問題がスタートし70代になってようやく解決の糸口を得たということになる。この世代は戦時中に10代でありながら出征した父・兄に代わって「イエ」を守った世代であり、地域へのこだわりも強く、住民運動の要になっていると考えられる。

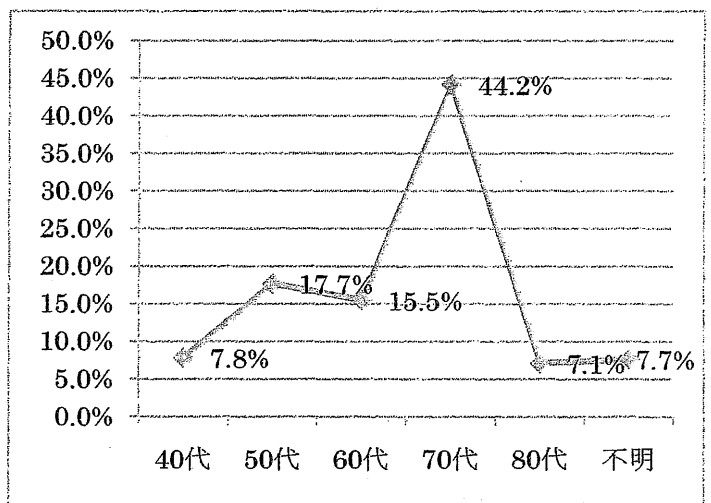


図3 公害等調停申請人年代別割合(総数 549人)

#### 公害等調停申請時の住民の思

いは、公害等調停が成立した2000年6月の住民大会に出された「豊島宣言」にみることができる。

先人から受け継いだ豊かで美しいふるさと豊島、そして国民共有の財産である瀬戸内海を子孫に継承していくことは、現在に生きる私たちすべてに課せられた債務です。私たちが25年前、豊島に産廃が持ち込まれることを知って、その阻止に立ち上がり、その後長期にわたって不法投棄された大量の産廃を、豊島から完全に撤去させるため



にたたかい続けたのは、まさにこの思いからでした。

(2000年6月「豊島宣言」から)

初回調停委員会は高松で開かれ、以降は東京・総理府で開かれた。住民は傍聴が許され代表者の発言も一部認められている。産廃対策豊島住民会議は5名の住民代理人を指定し、申請代理人の弁護士たちと計36回の調停に臨んだ。住民代表として選ばれた人の構成は豊島地区の2名の土庄町議会議員、産廃対策住民会議議長、解決が長引くことを考慮して若手の3名(40・50代)の5名が選ばれている。

豊島産廃処分場にある産廃の詳細な調査が、国の予算を使って3カ月をかけて実施された。その報告には、有害産業廃棄物だけでも46万<sup>m</sup>³、51万トンがあり、地下水と産廃の検体分析からは、大まかでもダイオキシン、PCB、鉛、砒素、水銀、ジクロロエタン、ジクロロエチレン、ベンゼンなどが数値とともに報告されている。住民はこの報告が公表されることに躊躇したという。この調査報告の公開で「産廃の島」のラベルが確定されてしまい、風評被害が決定的となることを恐れたという。

調停が進むなかで、相手方の県が産廃にたいする責任を認めることと、56万トンの産廃撤去・処理費用とが調停成立の案件になっていることが明らかになってきた。「豊島事件」の業者が有罪となった判決のなかで県の監督責任が指摘され、民事裁判へ提訴した損害賠償請求でも産廃撤去費用115億円を含めての損害賠償金が認められている。それにもかかわらず県が責任の全面否定を主張するには、推定でも115億円(2010年現在では320億円)もの費用を要する産廃撤去事業を県独自の事業とされることへの危機感があったと弁護士団は指摘する。また、県の責任を認めると住民からこの後際限もなく損害賠償請求される懸念があるというのである。産廃の島外撤去を求める住民の主張に対して、産廃処分地を遮蔽して産廃を当該地に封じ込めることでの最終処理を主張し続けた県の姿勢には、安易には主張を変えられない政治的事情があった。

弁護士中坊は住民に対して「あんたらも悪い」、なぜもっと早く行動しなかったのかと問う。人々は「瀬戸内のちっちゃな島に住む人間にとって、県は私らのお父さんなんです。何処の世界に親が子を騙して泣かすようなことがありますか。だから、私らは県の言う事を信じたのであって、騙された私らを責めないでください」と答える。それにたいして中坊は「あなた方にも落ち度があった。権力というのは甘くない。(中略)。国民の暮らしや権利というものは、じっとして守れるものじゃないのです。主権者であるあなた方が足を踏み出さないと守れるものではないんです」(中坊：172)とさす。

表 3 住民運動活性化の前期 1993～1997

1993/11/11	住民約 500 人が公害等調停申し立て、弁護士団長に中坊公平弁護士が就任
11/22	県が豊島観光に第二次措置命令をだす 代執行として県による遮水壁の施工をする（←産廃物を覆う工事）
12/20	住民が県庁前立ちっぱなし抗議運動を開始（～1994/05/31 まで）
12/ -	県が豊島の「安全宣言」を環境白書に発表
1994/02/	住民会議がパンフレット「ふる里を守る」を発表
03/23	第 1 回公害等調停（県は責任を全面否定）
05/ -	住民が県下 5 市 38 町へのメッセージ・ウォークをスタート
05/29	第 2 回公害等調停（県は自らが主体の撤去は困難だと主張）
05/31	県が豊島観光経営者を措置命令不履行で告発
07/01, 07/29	第 3, 第 4 公害等調停
12/13	専門委員による処分地産廃物の調査を閣議決定（予備費より 2 億 3600 万円）
1995/05/ -	専門委員が処分地廃棄物等調査の中間報告
10/10, 11/28, 12/20	第五, 第六, 第七回公害等調停
1996//02/22	第八回公害等調停 一調停委員長が産廃島外撤去の法的根拠な何か、被害のないところに請求権がなりたたない。県は周辺海域への影響はないとっていると発言、紛糾
02	住民 245 人が豊島観光らを相手に損害賠償裁判を高松地裁に申し立て
03	瀬戸内弁護士団を結成
04/04, 07/31,	第 9, 第 10, 公害等調停
09/20	第 11 回公害等調停（住民 42 名が東京デモ行進の後傍聴）
10/23, 12/04	, 第 12, 第 13 回公害等調停
12/26	豊島観光らに対する損害賠償裁判で住民側の全面勝訴
1997/01/31	第 14 回公害等調停 県が初めて遺憾の意を表明
03/31	第 16 回公害等調停 排出業者に対する公害等調停再開
04/06	住民大会において県に対する損害賠償権の放棄を決議
05/15	公調委事務局が住民側に最後通告
05/17	第 17 回公害等調停期日を取り消す
06/22	住民大会（中間合意の結論出ず）
06/26	地元県議(小豆郡地域選出)が住民運動を「根無し草」と批判

36). 当日の夕刊はもとより、翌日の全国紙5紙の紙面に鉢巻姿の住民の行進の写真が載せられることになった。

### 【住民運動の様子】

#### <県庁前立ちんぼう抗議行動>

豊島処分場の監督責任を全く認めようとしない県の姿勢に対して、住民は高松市にある県庁前で幟を立てての抗議運動を始めた。公害等調停申請の翌月の1993年12月20日から1994年5月31日までの連日、4・5人の住民が県庁敷地と道路との境界地での無言で立ちつくした。南国四国とはいえ冬に連日戸外に立つという過酷なものである。平日に参加できる人々といえは高齢者や女性となるのは当然の帰結である。寒空の下で立ち尽くす住民の姿をテレビ報道で見た調停委員は、流石に心打たれたのか公調委の後の面談で「こころが痛む」と豊島住民代表に語った。その10日後豊島に来島し役員会議に出席し「公調委を信頼して、県庁前での立ちんぼうを中止してほしい」との趣旨の発言があった(住民会議資料参照)。

——住民の声—— (2009収録 k 68歳)

- ・立っているわたしらに、暖かい缶飲料を渡してくれた人がいて、涙がでた。
- ・県の職員は、わざわざ遠回りして通勤する人もいた。
- ・県庁のトイレを使わしてくれたが、訴えの鉢巻とタスキを外すように言われた。

#### <県下メッセージウォーク>

1994年5月。若手が連休を利用して、県下の市町村役場(5市38町)を回ってパンフレットを手渡し豊島事件への支援を求めた。

——住民の声—— (「豊島のゆたかさを問うⅡ」から)

- ・なかには担当者が不在と言われ(豊島産廃資料の)受け取りを拒否された。
- ・連休を利用して10人位の若手が交代でメッセージを書いたタスキをかけて一人ずつ歩いた。残りは伴走車に乗って待機しました。宿泊は知人宅などの民泊と四国学院大学の宿泊施設を提供していただきました。伴走車を出してくれ、ともに走ってくれた学生さんもいました。宿泊のときに世話になった地元の人や学生との交流もあり、島内外の人たちのサポートで完遂できたと思っています。

## <東京教寄屋橋通りデモ行進>

1996年9月、「豊島事件」を全国に発信するために日本の中心でデモ行進をした。

42名の住民が夜行バスで東京に向かい、東京銀座で産廃の現物を手に行進し、そのまま公害等調停を傍聴し、夜行バスで帰る強行軍であった。旅費は自腹であったという（石井：36）。当日の夕刊はもとより、翌日の全国紙5紙の紙面に鉢巻姿の住民の行進の写真が載せられることになった。

——住民の声——（「豊島のゆたかさを問うⅡ」から）

・東京へのバスに揺られながら、なぜこんなことをするのかと思っただが、銀座通りで“豊島のことを知ってますよ”と声をかけられ感激した。

・議長さんは胃の手術あとで体がきついのに、みんなとともに夜行バスにのったが、きのどくだった。

## 第2項 第二次住民運動の後期 1997～2000

公害等調停は、中間合意形成に向けて、当該者双方の交渉は調停委員を間に綱引き状態であった。調停委員長長の「産廃の島外撤去の根拠は何か」などの発言があるなど、次回公害等調停の開催日の取り決めが出来ないという状況も生じていたという。小豆島選出の香川県議会議員の「豊島の住民運動はマスコミ頼みの根なし草だ」との発言があり、住民運動には逆風が吹いている状況が現出している（前期）。

第二次住民運動後期では、住民は膠着する交渉を打開するために、より戦略的に運動を展開していった。この期の住民運動の特徴は、6ヶ月、9ヶ月と長期間にわたっての継続した運動を展開したことにある。単発のイベントではない継続性のあり、香川県下とはいえ小豆島以外は見知らぬ地域での活動となり、住民個人にとっても負担になることは明らかであった。しかし、住民は小豆島土庄町や四国本土の県下町内会に足を運び直接訴え、住民個人個人の顔を晒し語り合うといった運動の展開へと活動範囲を広げていった。豊島処分場への責任を認めようとしない県に対して、「豊島産廃問題が豊島に限って起こる問題ではないこと。豊島にある産廃撤去は県に責任があること」を説いてまわり、香川県民の支持を訴えた。

四国の夏は暑く、日中活動するのは身体的に負荷が高いにも関わらず、住民は真夏の小豆島や四国香川県下の町々を歩いた。

## 【住民運動の様子】

<1997年7月 小豆島に拠点事務所を設置，土庄町6000戸ローラー作戦開始>

地元選出の議員の発言「豊島の運動は根無し草である」を契機に，地元土庄町住民にたいする支持をとりつけるための運動を5カ月にわたって展開した。実働部隊として女性委員会が動いた。運動組織の中で新たに立ち上がった女性委員会が中心になり，小豆島の人々に豊島の産廃問題を理解してもらうための戦略的運動であった。朝一番の船で小豆島に渡り，個別訪問しながら人々と語り合うのが活動内容であった。

——住民の声—— （「豊島のゆたかさを問うⅡ」から）

・熱中症でたおれそうになった。パンフレットを配りながら（説明し），「豊島の人はいたいへんやな，がんばりや」といわれて勇気づけられた。うるさそうに両手で遮るように走り去る人もいた。留守の家にはポストにいれたが，こころのなかで読んでくれることを祈った。

<1998年8月「豊島の心を100万県民に」キャンペーン運動開始>

県内100ヶ所座談会を企画し，住民4・5人がグループとなって県下の市町村の町内会を通して会場を借りて，県民との膝詰めでの懇談会という体裁をとった。当該町内の人々への広報は，町内会名簿をもとに電話で参加を呼び掛けたり，車に乗ってマイクロホンで呼びかけたりしている。

——住民の声—— （「豊かさを問うⅡ」から）

・相手側の町内会長などとは（事前に）連絡はとったものの，座談会に何人来てくれるか不安だった。2・3人の参加者しかいない会場もあった。

・人に話すのに，こっちが何も知らないではラチがあかんから，勉強した。

ある座談会会場で参加者が「豊島のことは良くわかった。これからも頑張ってください」と財布をひっくり返して全部のお金39346円を寄付してくれた。他にも9000円を出してくれた人もいた。世の中にはこのようなやさしい人もいるのだと感激した。

ここに至って住民一人一人が，改めて「豊島事件」を自らの言葉で語ることとなる。足掛け9ヶ月をかけて県下の町村で座談会は開かれ，1999年3月には100回目の記念集會を開いている。記念集會では200人の住民が高松市内をデモ行進しピラをまき，運動の総括している。弁護団副団長の大川は住民と行動を共にして下記のように語った。

これまで強大な「官」の力が社会を支配し、民衆は支配の対象とみなされてきたのではないか。だから「官」が誤りをおかしても、その非を認めることもなければ、まして謝罪などしないでことをおさめることができた。 (大川：182)

県下 100 ヶ所座談会を契機として、県民から「住民のエゴ」と捉えられていた豊島の産廃撤去の主張に対して、「豊島は私たちの問題ネットワーク」というボランティアグループの結成という本土での支援活動がおきた。言い換えると「世論が動いた」といえる。小豆島土庄町 6000 戸ローラー作戦には筆者も一回だが義父母の代理で参加した。もっているビラを手渡すのが精いっぱいだったが、見知らぬ地域を歩き回るのに、高揚感を覚えたのはやはり「豊島事件」をアピールする使命感が根底にあったからだと思う。

公害等調停は 1997 年に中間合意をまとめたが、これは住民にとっても弁護団にとっても「苦渋の決断」といわれるものであった。中間合意とは調停案の大枠を示すものであり、ここでは県が産廃処分場に対する行政責任を認め、豊島内で産廃の中間処理する案が提示された。しかし、弁護団長中坊は、豊島に産廃処理施設を作ることで将来的にも豊島に産廃が流入し続けることに危惧を抱き、住民にとっては産廃の完全撤去という願いが叶うことにはならないと考えた。さらに最大の懸案は、責任を認めながらも県知事の「謝罪」の文言が書かれないことだった。

この時のことを当時の産廃対策豊島住民会議議長だった人が、「わしら、これで区切りがつくと祝杯をあげていたら、中坊さんが怒った。あんたらまだ早い、ゴミのひとかけらも島から出ていない。(県と町で豊島に資料館をたてることが決まりかけていた) あんたら また県の口車に乗るのかと。わしら、資料館ができることに賛成していたので、祝杯の席は一気にシーンとした」(2010 年収録 S 82 歳)。住民の県に対する姿勢に「資料館」を建ててくれる有難い「親」「お上」という意識が根底にあるのを、弁護士中坊は危惧している。住民にとっては、県に楯突くことは子が親に楯突くことと同じで、言い換えればミウチのケンカも同然で、生活を守る権利意識とはかけ離れているのは明らかであった。ここでもう一度自分たちの運動を見つめ直し、再度話し合いがもたれたという。中間合意を受け入れるか否かで住民の意見は 2 分し、弁護士の意見も 2 分したという。

弁護団と住民は中間合意を受け入れるものの、これが最終合意ではないとして、さらなる圧力を調停委員会にかけるべく住民運動を強化していくことになる。

## <住民総出の選挙運動>

1999年、豊島住民会議が推薦母体となって調停申請代理人5人の一人である石井亨(39歳)を県議会に送った。これは、住民の声が香川県議会に届かないもどかしさから(地元土庄町出身の県会議員は、住民の訴えを住民エゴと批判的)、県議会に住民代表をおくる意図があった。これまで運動を率いていた人たちは、この選挙に負けることは、住民運動組織の終焉にもなるとの危機感を持って最初は乗り気ではなかった。「では草の根選挙でやればいい」と声があがって選挙ははじまった。豊島の有権者数約1000票にたいして小豆島約30000票であり豊島の持ち票の8倍が当選ラインという厳しい選挙である。結果、当選得票数7340票を獲得し、豊島出身の香川県会議員が誕生した。選挙運動は全くの人海戦術であった。毎朝、船に乗って小豆島の事務所まで20人以上の住民が選挙運動に出かけた。出かけられない人は自宅から小豆島在住の親戚・知人に電話をした。筆者も小豆島の各地区を戸別訪問し草の根選挙を体験し、電話帳を捲った。個別訪問では、候補者の名前は出さないようにと注意を受け、閉じた戸を開けて「豊島からきました。これを見てください」と候補のビラを渡す。この行為が公職選挙法に抵触するかなどの知識もなくである。

石井の履歴をみると産廃持ち込みが始まった1975年に中学を卒業し高校進学後、農業を志してアメリカで農業研修を受け1983年に豊島に戻り、壇山で養鶏を柱に農業で生計を立てようとしていた矢先の出馬であったという(石井:46)。住民の一人は「ひとりに貧乏くじを引かすわけにはいかん」と語った(1999年収録、Sさん71歳)。石井の母は「息子を頼む」と選挙事務所開所時に土下座した。その後、石井の県会議員とし議会質問などから、県議会の「豊島事件」に対する姿勢——受け入れたのは住民だ。豊島に人ただけのために膨大な県費を使うのはおかしい——が徐々に住民が知るところとなった。住民は県議会の意向を変えさせるには県民の支持を得なければならないとして、自らの顔を晒しての対話という直接的活動を10カ月かけて展開した。

2000年の調停成立にいたるまで、さまざまな課題がクリアーされた。それには住民運動を積極的展開した住民の働きに負うのは勿論であるが、弁護士らの貢献も大きいと考えられる。「豊島事件」の調停では、日本初の事例となることが多々あり、産廃排出企業が「解決金」の支払に応じたことも一例である。企業側の抗弁は、契約に則った商取引であり、企業には責任はないというものだった。弁護士らは調停委に働きかけ、和解に応じるかたちで「解決金」が支払われた。ただ名目は「解決金」なので解決の当該者の県に6割が渡る仕組みになっている。住民には6000万円がわたされ、運動資金を皆で賄っていた住民

にとっても一息つけることになった。

調停作業の最大の難関であった中間処理施設の建設を直島町が受け入れ表明したことで一気に調停成立となり（中間合意では豊島で処理するとなっていたが住民はあくまで完全撤去を求めている）、最後の調印は豊島中学校の体育館で住民の見守る中で行われた。最後まで住民を支援・指導した中坊公平弁護士らは満面の笑みと涙顔をみせ、相手側として出席した県知事の真鍋は「長い間ご迷惑をかけた」と住民に向かって深々と頭を垂れた。

第三ステージでの住民運動は、限定された地域の問題とされる「豊島事件」を、どの地域でも起こりうる環境汚染問題として世論に訴えるため、住民が「豊島事件」を自らの問題として捉えなおし、全島民総がかりの運動体制が整えられ過程であった。住民一人一人が「豊島事件」を語ることで、当初は「住民エゴ」と批判的だった本土の県民の世論は覆された。1998年の山陽新聞の世論調査では「豊島の産廃問題は県に責任があるか」の問いに78.6%が「ある」と回答していた（曾根：249）。戦略的住民運動は、地元はもとより中央の世論をも動かした。豊島の産廃闘争の行方は、世論をいかにみかたに引き入れるかで決まったといえる。

本章は、住民の25年間の産廃闘争の履歴である。最初の住民運動への結束の契機は、産廃処分業認可に反対する住民を説得にきた知事発言であった。住民の一人は「豊島の人のこころは灰色か」との発言をうけて、「こころに釘が刺さったよう」と表現した。産廃持ち込み絶対反対運動は、3年間で挫折した。県という権力に対抗する手段を見つけられず、人々は15年もの忍従の日々を過ごすことになった。事業認可時に県と住民の間でとりかわした約束違反や監督責任を問う住民に対して、県はさまざまな騙しの技法を使って住民の口を塞ごうと画策した。住民も、それに対して対抗手段をみいだせないままに、「親が子を泣かすはずがない」と、「いつか県が何とかしてくれる」と我慢せざるをえなかった。しかし弁護士に助けを乞う事で事態は一変した。住民と弁護士らは、殆ど一体となって公害等調停の場に圧力をかけるべく、戦略的に住民運動を展開した。それだけに1993年から2000年の住民運動は、凝縮されたものになっていた。住民が拘る義理や世間体意識は、運動の変換点で顕在化した。運動勃発の契機となった「知事発言」で住民が拘る世間体が傷つき、次に、産廃建設差し止め請求の和解の場では県の言い分を飲まざるを得なかったことで住民の世間体は再び傷ついた。



表4 住民運動活性化の後期 1977～2000

07/06	小豆島の土庄町中央公民館で中坊弁護士団長講演を開催, 約 1000 人が参加
07/11	調停委員会「中間合意について」見解を表明
07/13	豊島住民大会 (中間合意案を受け入れ決議)
07/14	豊島住民会議が小豆島に拠点事務所を設置, 土庄町 6000 戸ローラー作戦開始
07/14	豊島住民会議に「女性委員会」を設置, ローラー作戦実働部隊として機能
07/14	公害等調停委員長に川寄義徳氏就任
1997/07/18	中間合意成立
07/28	技術検討委員会が発足 (委員長に永田勝也早稲田大学教授が就任)
07/31	コンサルタント委託問題で住民, 県, 公調委の三者協議会を開催
08/07	第一回技術検討委員会を開催
09/09・30, 10/14, 11/06	三者協議会開催
12/19	第 18 回公害等調停 (豊島住民と排出業者 3 社との間で初めて調停成立) 豊島住民会議が豊島 3 地区での座談会を開催 (調停条項の説明)
1998/02/04	第 19～25 回公害等調停 (排出業者 7 社と調停成立)
03/25	第 26・27 回公害等調停 (排出業者 2 社と調停成立)
04/12	永田委員長が住民に技術検討結果を説明
07/05	豊島住民会議が田尻宗明記念の「田尻賞」を受賞
07/15	「豊島の心を 100 万県民に」キャンペーン運動開始 県内 100 ヶ所座談会の一回目
07/20	高松市における中坊弁護士講演会に 2100 人が参加
8 月	技術委員会の報告書をまとめる
08/26	第 28, 29, 30, 回の公害等調停 (排出業者 3 社と調停成立)
08/30	真鍋武紀が県知事に当選
10/18	公調委が「今後における問題点」を示す
10/28	住民会議が「日韓環境賞」を受賞
12/02・22	三者協議会
12/06	豊島住民大会
1999/01/31	自治会が管財人から処分地を買い取る (700 万円)
03/07	9 ヶ月に渡った県内 100 ヶ所目の座談会・記念集会
03/14	石井亨 (住民運動中堅) が県会議員立候補
03/22	豊島住民大会 (「県民のための県政」に立ち上がる)
04/11	県会議員選挙に石井亨当選 (7340 票)

04/11	県会議員選挙に石井亨当選（7340 票）
04/25	豊島住民会議 県議選報告
05/10	第二次技術検討委員会が報告書を発表
05/11	第 35 回公害等調停
08/30	真鍋知事記者会見で中間処理を直島でおこなうことを発表
9 月～11 月	第三次技術委員会発足
10/23	県が直島町民に説明会を開催
2000/03/22	直島町が中間処理受け入れ表明
04/04	公害等調停準備会を開催
04/28	住民側が最終合意案の骨子を提出
05/08	住民側が最終合意案を提出
05/18	県知事が謝罪の意思表示を決意したとの新聞報道
05/19	公調委が調停条項案を提出
05/22	豊島住民会議が豊島 3 地区での座談会を開催（調停条項の説明）
05/26	第 36 回公害等調停（事実上の調停成立）
05/29	知事が担当二職員を処分
06/03	豊島住民大会で調停条項案を承認
06/06	豊島中学校体育館を会場にて調停成立 真鍋県知事が謝罪表明

豊島の住民運動には、スタートから住民が拘る義理や世間体意識が関わり、住民運動へと結束する契機になり、さらには住民運動停滞要因ともなっていた。特に、豊島の地域社会の根底にある県を「親や殿様」にたとえる義理の意識は、産廃処分場の認可権をもつ県との対峙する姿勢を弱めるように作用したことは明らかであった。県は、「豊島事件」について県の責任を問う住民にたいして、住民エゴと批判した。「豊島事件」を巡っての住民と県の紛争の過程には、強者たる県が住民に対してとったさまざまな騙しの手法があり、それについては第Ⅱ部のまとめに記す。

## 第2章 「豊島事件」解決の構図

第1章は、「豊島事件」を住民運動に注目して考察してきたが、「豊島事件」の解決には県、産廃処理事業者、産廃排出業者、住民、弁護士、報道記者、県民のほか行政などの数種のアクターが関係している。本章ではそれらのアクターが、それぞれの内に葛藤を抱えながら互いに連関しあい事件解決にいたった経緯に注目する。

「豊島事件」での産廃不法投棄は、最終的には有害廃棄物を含む産廃56万トン、さらに汚染土壌を加えると65万トンの処理が必要との調査報告がされ、瀬戸内海に浮かぶ隣の直島で溶解処理されることで決着した。産廃の不法投棄事件は日本の過疎地や山間地で発覚しているが、行政が責任を認めることで解決が図られる「豊島事件」の例は現在のところはない。日本最初の公害等調停を申請するに当たって、弁護士中坊は豊島産廃の規模と問題の発生地が離島という地域性からしても、調停成立への困難を予見していた。だが、7年に及んだ困難な調停作業のなかで、弁護士たちは洗い出された問題点を一つ一つ解決し、世論を味方にして調停が有利に進められるように住民運動を支援し、住民は真摯に応えた。これを豊島弁護団の一員である岩城裕は以下のように記述する。

人の世で起きる事件や事故には必然性がある。豊島の事件も例外ではありません。ごみの大量生産、行政の怠慢と不作為、過疎化と高齢化、地域社会の衰退、利益優先の業者（中略）。これらの要因が揃えば不法投棄はどこにでも起こり得る。それがたまたま豊島であったというにすぎません。通常事件や事故の被害者は、生じた結果が重大であればあるほどこれを運命としてあきらめます。かしこい人ほどそうします。そうしないと精神の安定が保てないからです。豊島の人たちがすばらしかったのは必然性を運命として諦めなかったことです。豊島の人たちが何かを変えたのではなく、豊島のひたむきで愚直な運動が、人々の共感を得た結果、世の中の方が変わったのでしよう。めったにないことだと思います。

（「ゆたかさを問うⅡ」：36）

住民は確かにあきらめなかったし、ひたむきに愚直に運動した。しかしその陰には国や県関係者、県民からの言葉によって、あるいは態度によってさまざまに傷ついた住民がいた。住民は傷つき体験を怒りに転換することで、ただひたすらに頑張ったといえるのでは

なかろうか。住民らの傷つき体験については、第2節で検証する。

「豊島事件」は公害等調停成立によって解決のめどがたったが、そこには調停に関わった各アクターのさまざまな関係があった。それぞれのアクターに属する人々は相互に関わるなかで「豊島事件」への理解を深め、最終的には世論の後押しを得て調停成立にいたった。本章は「豊島事件」解決に関わったアクターに属する人々がどの様に関わり合っていたのかに注目する（第1節）。次に各アクター相互の関わりを強者／弱者の関係性（飯島）に注目して考察する（第2節）。

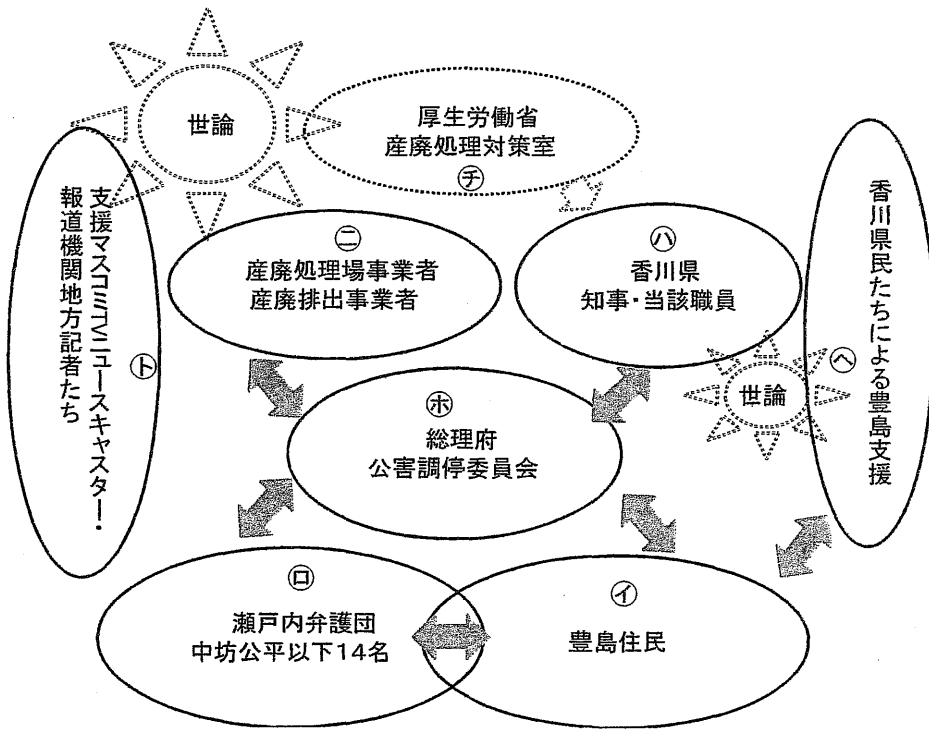


図4 豊島事件調停に関わるアクター関係

図4は、豊島事件調停成立に関わったアクターの相関を表した。

## 第1節 豊島事件調停に関わった関係者たち

### 【アクター①—住民たちの自覚】

本論文の第I部で、住民の義理や世間体に拘りの一端があきらかになっている。住民が暮らしの中で紡いできた個々人の関係性である義理や世間に同調する世間体への拘りは、住民運動への行動契機にも関わってくる。人々は運動に参加しながら「なぜここまでせんなんの」と自らに問いかけ、集団（＝住民運動）から外れないよう行動を調節している。しかし、それは「きれいな豊島を取り戻す」という住民に課せられた債務履行のため

には、苦になる類の調整ではない。公害等調停調印(2000年)のとき出された「豊島宣言」に「(きれいな豊島と瀬戸内海を)子孫に継承していくことは、現在に生きる私たちすべてに課せられた債務です」(本論文:78参照)というように「債務」という文言が使われていることに注目する。住民が拘る義理に論理においては、先人から受け継いだ地域や伝統を守るのは先祖への義理を果たすことであり、次の世代への継承は当該者にとっては「借金を返す」と同義であり、「課せられた債務」として返さなければならないのである。まさに第I部の事例で病気お見舞いをもらった義母が「借金が増えた」ということと同義なのであった。

住民運動の発端となった産廃処理業認可に反対する住民を説得に来た知事の演説「業者(処分場認可申請者)にも生きる権利がある。空は青いのに、豊島の人のところは灰色か」に住民は反発した。この発言によって、産廃問題が感情論にすり替えられることで住民の世間体が傷ついたのである。住民運動の中堅として公害等調停の住民代表として活動したAさんは「(あの言葉が)ここに釘が刺さったように残っている」とう。知事発言を皮切りに、さまざまな場面で住民は傷ついた。

知事や県職員や県民やその他外部の人たちが住民に投げかけた言説を石井、曾根、住民会議資料から拾う。

「ミミズの養殖という事業は畜産業の一種で……このような事業が環境破壊や健康被害を起こすはずがない……だから受け入れなさい」「認可権者は知事であってあなたがた住民ではない…だから受け入れなさい」「県と町と住民が力を合わせて監視すれば間違いなんか起こせるはずがない……だから受け入れなさい」

(各地区を回って豊島住民を説得した県職員の発言。石井:18)

「あんたらなあー、気に入らんかったら、知事を訴えたらどうですかあー、言うときまずけど勝てませんでえー」

(業者が検挙された後、豊島での説明会で県環境部長の発言。石井:26)

「なぜ、謝罪を求めるのかわからない」「欲しいんでしょう、お金が(豊島に造る産廃処理施設の土地使用料について)」

(記者の取材に応える県知事発言 曾根:265)

「豊島に不法投棄された廃棄物を撤去するには莫大な費用がかかる。そうすると他市町が本来もらえるはずのお金が減る。豊島住民は他の市町の住民に迷惑をかけるのにそのことに配慮しない」  
(県会議長の議会発言。石井：38)

「なんで、こんこんになるまで、放っといたんな 今頃いっても、もうおそいわ」  
「住民が悪い」「今にさら撤去しろなんて豊島の人間は無茶をいう」「あんたらの責任もあるんじゃないの」「こんなことにかかわりたくありません」  
(香川県下 100 か所座談会参加依頼の電話での県民の発言。住民会議資料)

「君らゴミの上を歩いて通学してるのか(修学旅行先で)」  
(修学旅行先で出あった人。住民会議資料)

「もう送ってくれるなと言われた」  
(外で暮らす子供へ自家野菜を送る住民の声。住民会議資料)

「ゴミの島や言われると都会に出ても肩身が狭いね」  
(豊島フェリー乗船の帰省者。曾根：28)

ここで拾った言説だけでも住民の世間体が傷つけられたことが分かる。しかし、住民の拘る義理や世間体意識が住民運動を混乱させてもいる。公害等調停の山場であった「中間合意」の後の香川県知事選挙での出来事である。豊島選出の町会議員 2 人(調停の住民代表を担う)が、知事選の立候補者への公開質問状の問い「豊島事件に謝罪するか」に、「謝罪」を言明しない知事候補(他 3 人の候補は謝罪をすると回答)を応援する車に乗ったというエピソードが起きた。このとき当該者は「町長に頼まれたから」と弁明している。町長と町会議員はまさに「義理の関係性」にあり、彼ら 2 人の行動は住民にとっては理解できることであった。しかしこのエピソードは「優柔不断な住民」と印象付けられ、住民の「謝罪」要求を無視し続ける理由を県に与えたことになった。「優柔不断な住民」について弁護士中坊は「豊島の人についていけないと思ったほど」(曾根：271)と取材記者に語っている。

「中間合意」を得て県は産廃資料記念館を県費で建てることを提案、住民は受け入れよ

うとしていたが、中坊はこれに対して「あんたら、また県の口車にのるんか」と叱った。中坊は、「中間合意」は「最終合意」ではなく、この時点で県の提案を受け入れることは、県に懐柔されることになるかと警告したのである。また、住民は調停成立を目指して当然の権利である「損害賠償請求権」を放棄したにもかかわらず、産廃処理建設地の使用料の問題を巡って「結局、金が欲しいんでしょう」との知事発言が飛び出してきた。処分地が業者の私有地であることで個人所有の処分地をきれいにするために公費を使うことは認められないと主張する県に対して、住民は業者の破産管財人からこれを700万円で買い取り豊島住民会議所有とした。住民会議所有地に産廃処理施設を建てるからには使用料（中坊は年間3千万円と試算）が発生すると主張する豊島側に対しての知事発言であった。

住民は、知事が自分たちの庇護者であり得ないこと、自分たちの暮らしは自分たちが守るしかないことを住民運動に参加することで徐々に気づいていった。暮らしのなかで育まれた絆を糧に、放棄された56万トンもの有害産廃の問題解決のための公害等調停成立までに25年の月日を分裂することなく凌いだ。「豊島事件」は豊島だけではなく香川県全体の問題ということを県民に伝えるために、個々人が直接県民に語りかける方法をとった。時には県民の発する言葉に傷つきながら、見知らぬ人に語りかける住民の取り組みは、県民の共感を呼び、県民世論が形成されていった。豊島を報道し続けた曾根は、マスメディアによって呼び起こされる世論を上からの力といい、香川県民の世論を下からの力と評した。

しかし、住民相互に張り巡らされた強い絆と島にたいする世間体を守りたいとする意識は、ときとして外部者の支援・助力を求めようとしないうる要因となって問題解決を長引かせたという側面もあった。1978年の「県との和解」を受け入れることで県を信じた住民にとって、親とも頼む県が自分たちを騙すなどとは考えられず、再度衝突するには、自分たちの恥（県を信じたこと）を「世間」に晒すことになり、住民にとっては受け入れ難いことであったと考えられる。

住民の25年の闘争は「国民として責任を担う住民」を自覚する過程でもあった。これを弁護士中坊は「実質主権」と言い現わした。

### 【アクター② 公害等調停を指揮する弁護士たちの覚悟】

日本初の公害等調停は21社の排出事業社と県と担当職員を被申請人とし、代理申請人として弁護士らと5名の住民、3名の調停委員がテーブルにつき当該者たちの主張の隔た

りを埋め妥協点をさぐる作業となる。一回毎に次回の調停日を決めながら進められる。相手方は責任を全面否定しているため、初回や2回目で調停不成立となる可能性もあり、どちらにしても辛抱強い交渉の場となる。当然素人集団の住民が立ち向かえる道理もなく、調停成立には代理弁護士らの手腕は勿論、弁護士と住民の関係性も重要になる。

弁護士中坊は、当該処分地の産廃の内容の重大さが調査委員会で明らかになるにつれ、瀬戸内海の環境を守るとの趣旨で、瀬戸内の環境問題に関心を持つ13人の弁護士からなる瀬戸内弁護団を結成した(1997年)。弁護士のなかには「豊島事件」に興味を持ってというよりは、弁護士中坊を信頼して参加した者もいることが、豊島で開催されたシンポジウムで語られた。弁護士らは岡山、広島、兵庫、大阪、和歌山、愛媛、香川から手弁当で参加している。とくに地方の若手弁護士にとって、東京での公害等調停作業に関わることは勉強になり、自己アピールにも繋がるとの発言が注目される。

弁護士中坊は公害等調停の交渉を指揮するだけでなく豊島にもよく足を運んでいる。1993～2000年の期間に豊島に来たのは150回を超したといい、著書の中で「豊島の運動は国民主権の実質化運動」と総括している。敢えて言えば、中坊は調停作業をとおして、県に頼ろうとする住民のこころを鍛えたといえる。住民運動の発端が県知事の産処理業認可の説得演説に感情的に反発したことにより、住民は自分たちの権利が侵される危機感を最初から持っていたわけではない。県との紛争の過程で、中坊は住民に生活を守るとはどのようなことかを事あるごとに説き、豊島住民大会に出席してよく泣いた。筆者も2回ほど中坊の涙を見ている。中坊は、地域に暮らす人々の人権が踏みにじられることに敏感に反応し権力の横暴に怒る。さらには、土庄町や高松市で講演会に出て、「豊島事件」を県民にアピールし、住民への支援を要請した。香川県下100か所座談会では山本町座談会に出席し住民に寄り添っている。

豊島の問題は国民主権を守る問題なのだという弁護士中坊の信念は、瀬戸内弁護団の弁護士たちにも共有されていた。弁護士たちは、住民大会に出席し調停内容を報告する住民代表らを支援し、住民とともに抗議デモにも参加し、運動総括など積極的に発言している。産廃対策豊島住民会議資料にも、山崎和友「豊島廃棄物管理委員会」、岩城裕「島の再生をめざして」「調停申し立てのころ」、日高清司「安全・妨害排除について」、大川真朗「調停の日の明るい日差し」、石田正也「処分地の土地取得について」の一文を寄せている。弁護士の活動は調停委員会での交渉や調停資料づくり主であることから、住民には見えにくくこれらの弁護士の寄稿文は弁護士活動を知る機会となる。



県行政と豊島住民との支配関係・力関係が事件の裏にあるとして、弁護士中坊が特に調停委員の中立性の保持に注意を払ったことを大川が指摘する。官僚が問題解決で使う手段としての事前根回し（会議の前の会食や事前説明・調停日程を意図的に調節するなど）を警戒したという。また、弁護士中坊は「中間合意」（1997年）を受け入れざるをえなかったことを契機として住民運動について「気づいた」という。「県知事が謝罪しないのは、このことを県民が承知していないからだ（豊島事件に対する県の責任について）。われわれの住民運動のあり方・願いを本当に県民のものにしなければならない」と住民に説いた（中坊：180）。ここでは弁護士中坊は「われわれの運動」と表現し、弁護士と住民との一体性を顕わにしている。

### 【アクター① 香川県知事・当該職員たち】

1975年の豊島産廃処分場は有害産廃処理業認可申請が出されたのにたいし、県議会は当初不認可の姿勢を示した。それが1977年には知事が住民を前に認可促進の演説をし、1978年には、ミミズ養殖による土壌改良剤化処分業のための汚泥処理に限定して認可されることになった。県は3年の間に業者寄りになっている。当初の県の不認可方針を知った有害産廃処分事業申請した住民の一人でもある松浦は、「住む所がない」と寝袋を県庁内に持ち込み、「子どもがいじめにあって不登校になった」と県庁職員に詰め寄り、県庁廊下に寝袋を持ち込むなどの威喝する行動をとったという（2005年収録 S 77歳）。当時の県政は革新系知事と保守系の県議会というねじれ現象があったという。県知事は指導力を発揮する意味もあって、申請者にも生活権があると、問題をすり替えて認可容認を住民に迫った事情があると石井が語っていた（2009年豊島で収録）。県職員たちは、国政にたいする地方行政の立場は国の出先機関であり、県にとって産廃処分場建設は国の産廃行政に沿った推進事項であり法的条件がそろえば認可するのは事務手続きの一環であると、豊島の各地区を回って説得した。豊島産廃問題が紛争化してから、県知事は2人交代している。歴代知事にとって「豊島問題」は騒がれて欲しくない問題であることは明白であり、13年間に渡って知事は住民の要請に取り合わなかった。ここでは、行政の継続性が求められるなかで、たとえ誤った判断であってもそれを正しいとする趨勢＝行政の無謬性の論理がまかりとおっている。当該知事である3代目の真鍋知事は、豊島問題は公害等調停にあがっている案件であり、それ以外の場では論じないとの姿勢を示した。したがって県議会も調停参加者の報告をうのみにする状態である。県議会は、豊島産廃撤去事業が県独自の事業とな

ることを恐れて、政治の公平性を主張し、豊島だけに巨額の県費を使うことに難色を示した。それが「住民エゴ」と批判する根拠となっている。住民の請求する損害賠償費用もまた県の責任を否定する要因にもなり、住民が損害賠償請求権を放棄すると、県は中間合意で「遺憾の意」をあらわした。

被申請人となった当該県職員らは、所属は環境保健部で産廃問題にそれほどの専門知識があったとは言い難く、警察の調書には、「とにかく業者に反対するのは恐ろしかった」と業者よりに指導監督しとことを供述している。調停では当該職員が適切な指導監督を怠ったことがこの事態を招いたとされている。「香川県はその固有事務として公害の防止及び環境の整備保全を図るべき責務を負っている。本件については、香川県は特別な関わりをもっている」と1996年12回公害等調停で調停委員会の見解が県に示された。

産廃行政が国政の代理事務となっていることから、「豊島事件」調停での被申請者は県と産廃排出事業社と産廃処理業者であり、国の産廃行政が直接問われたわけではない。しかし、調停員会での県の責任を全面否定する姿勢にたいして瀬戸内弁護士は国を相手方として調停のテーブルにつかせた。県が責任の全面否定をする中で、産廃処分地の現地調査費として2億6千万円が閣議決定された(1994年)。しかしその前年1993年12月には県の独自の調査で「安全宣言」をだしている。公調委の依頼による3カ月もの現地調査の結果、「廃棄物の量約49.5万立方・51万トンには重金属やダイオキシンを含む有機塩素系化合物等の有害物質が相当量含まれ、これによる影響は地下水にまで及ぶ」(調停の前文)という。その後産廃の総量が増え続けている。2010年現在では産廃直下の汚染土壌を含めると65万トンと産廃処理量は増加している。

行政の無謬性については先に指摘したが、トップダウン方式についても注目する。1996年8月当時の菅直人厚生大臣や厚生労働省産廃対策室長の現場視察のあと、「県のおちど」を指摘する趣旨の発言が続いた。その年の秋、総選挙で全国遊説中の橋本竜太郎総理大臣が高松の選挙集会で「豊島問題に香川県が先頭に立って一生懸命にやろうとしていらっしゃる。国はそこそこの努力に対し、地方財政措置できちんと対応していこう。それと同時にその処理のための技術開発を国でも一生懸命やろう」との趣旨の発言をした(曾根：143)。1997年、香川県はシュレッターダストを廃棄物と認定した責任を認め「遺憾の意」を表し中間合意が成立し、最終合意形成へと調停作業は大詰めとなる。この事態では、行政のトップダウン方式が起動したといえる。

## 【アクター① 産廃処理業者、産廃排出業者たち】

業者は自身も豊島の住民であり、豊島の碎石を都市圏に運搬し帰りの空船に産廃を積み、産廃をトン当たり300円で買い、運搬費3000円を得るというビジネスモデルをつくった。ミミズの養殖を事業化する目論見は見せかけであることは、業者を知る住民に当初から危惧されていた。事業に反対する住民に暴力をふるい検挙されてもいる。業者は1990年の豊島産廃処分場の摘発で有罪判決を受け、量刑は「罰金50万円、禁固10カ月、執行猶予5年」であった。この後、住民の起こした業者への損害賠償処訴が認められ、住民は支払い能力のない業者の自己破産を申請し、当該処分場は破産管財人の管理下におかれ、業者が勝手に転売することを阻止した。その後住民は業者の個人所有となっている当該処分地を破産管財人から買い取り住民会議名義とした経緯がある。県が「豊島事件」は業者がしたこと産廃撤去は業者がするべきと業者に対して措置命令をだすが、業者はまったく無視し、罰金50万円払ってお構いなしといった様子であった。近年は産廃処理業者への監督指導は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金と罰則強化の方向に法改正がされている。

産廃排出業者のなかには、担当者が豊島の現場まで視察にきて契約している会社もあった。したがって、彼らは認可処分場であることを前提として契約しているので責任はないと主張した。しかしながら、瀬戸内海国立公園の一角にある豊島処分場を視察したのなら、この処分場への疑問を覚えなかったであろうか。そこには企業の利益優先の姿勢が見え隠れすると思うのは筆者だけではないであろう。

1997年12月には排出業者に対する応分の負担を求める厚生労働省の意を受けて、調停委員会は21社の排出業者に対して和解調停を勧め、19社総額3億7000万円での調停を成立させた。廃棄物投棄事件の前例では、排出業者が原状回復費用を負担することは法的にも方法論的にも困難とされており、大川も指摘するところである。住民と排出業者との調停成立は、今後の廃棄物行政での排出業者責任を明文化したことで新たな先例となると調停条項の前文でも触れている。産廃排出企業が払う解決金（損害賠償金ではない）は当然申請人に渡ると考えられるが、企業から排出された産廃の撤去費用を払うのは県だから、一部は香川県に支払われる。解決金は県がその6割を、豊島には4割が支払われることとなった。住民は受け取り分の半分を手弁当で活動してくれた弁護士らに渡し、解決金から住民が使用を認められたのは約6000万円であった。6000万円は住民会議が運動に使った金額として調停委に申請した額とも対応するものである。この解決金使用は、住民運動費

用捻出に苦しんでいた住民に配慮した弁護団の申し立てによるものであったという。

### 【アクター④ 総理府公害等調停委員・技術検討委員】

総理府や公害等調停委員会が立場上は中立であるのは当然ではあるが、大川の指摘するように、和解が力関係によって決まるということを考慮すると、それぞれの側が相互に圧力をどのようにかけるか、それをいかに調節するのか微妙な駆け引きがあると考えられる。副団長を務めた大川は、弁護士中坊の調停での戦略について「関係者への顕在化しない圧力に注意を向けていた」と記述する。

1996年、公害等調停10回目の席では「県だけの努力や対応では限界があり国の支援が必要だが、どうして東京の新聞にのらない事件で大蔵省や厚生労働省を説得できようか」との調停委員長の露骨な発言があったと出席した豊島住民代表の石井が記す(石井:36)。3名の公害等調停委員は任期満了か諸事情で交代するが、委員の一方寄りの発言があって次回の調停委員会日程が決まらない状況が何度かあったという。調停委員長は3年を任期として交代している。何回も言うようだが、交渉は力関係で方向がきまると言った大川の発言は、裁判とは違う調停という手法での問題解決の要点をついたものである。「中間合意」後の1997年に、公害等調停委員の南は「住民の意をくんで真摯に取り組むから」と発言し、住民による12月の寒空の下での「立ちん坊作戦」の中止を要請した。

同じく1997年に発足した技術検討委員会では、早稲田大学工学部の永田勝也が委員長に就任し、2次汚染を出さないことを目標に情報開示を掲げて「豊島事件」に向かい合った。永田は産廃が実際に豊島から運び出されるようになってからも、何度も島に足を運び報告会に臨んでいる。しかし、豊島産廃処理は特別措置法に基づいて執行されることから、状況に応じた新技術を導入するにしても住民の同意と法改正が必要となり、新技術を試すなどの先駆的な取り組みには時間がかかる状況があった。産廃処理作業も終盤になって汚染土壌処理に水洗浄という新技術で処理するとコストと時間が短縮されるとの提案が技術検討委員会から2010年にされている。

### 【アクター⑤ 県民の支援と世論の形成】

「豊島事件」に関わる住民運動には、直接的な利害のある豊島住民と、間接的な利害のある豊島住民以外の香川県民という複層性があり、それらの関係性の調整が課題としてあ

った。「豊島事件」の発生地が香川県土庄町に属しながらも離島であったことで、本土との問題の共有には温度差がある。離島と本土という地政学的な違いは、離島を従属的地位におしとどめる。さらに豊島の産廃が香川県本土から搬入されたのであれば問題の共有も容易だが、香川県からの産廃持ち込みはなかった。敢えていえば、産廃処理という狭い業界のなかで豊島の産廃処理場への危惧が、同業者間で共有されていたのではないかと考えられる。豊島産廃処分場での野焼きの煙が高松市内から見えたというが、それ煙が何を意味するかを理解するのは県職員くらいであり、ほとんどの県民は、1990年の兵庫県警の強制調査が新聞やテレビで一斉に報道され、四国地方の報道機関や記者たちが県庁に取材に押しかけてニュースになり、豊島で産廃問題が起きていることを知ったのである。「豊島事件」が報道され、豊島住民の産廃撤去要求は「住民エゴ」と逆に非難されることになった。四国本土に住む県民に対して、豊島住民は県下各地に出向き、自分の暮らす地域が不法な産廃で汚染された事実を伝えて歩いた。県下百ヶ所座談会の成果は、「豊島事件」のようなゴミ処理問題が何処の裏庭にも起きるといふ普遍性に県民に気づかせたことにある。「もとの豊島を子孫に」と訴え続けた住民への共感もあったと考えられる。

ここでは、四国本土の住民の中から「豊島は私たちの問題ネットワーク」（豊島ネットと略称）がたちあがったことに注目する。

高松市在住の真鍋さんは、県立高松高校の運動場地下に県営の駐車場が建設されることになり、PTAの一員として反対運動を展開し県との対話を通して行政に対する問題意識と県への不信感を募らせていた矢先に、友達から聞いて豊島のことを知ったと言う。真鍋は「豊島は私たちの問題ネットワーク」というボラティアグループをたちあげ、種々のイベントで「豊島事件」をアピールし続けた。豊島への感想として「豊島の人はいんそこ、一生懸命だった」と言い「(行政が) おかしいという気持ちに共感できた」と語った。最初の豊島アピール地図「豊島へいこう」は真鍋らによって作成されたものである。「豊島事件」が解決した今も地域支援として、唐櫃地区の放棄された棚田の再生に取り組んでもいる(2007年8月インタビューから)。

一般的に世論が形成されるには、新聞やTV報道が流す情報を人々が広く共有することで徐々に醸成されるものである。しかし、地域社会にあつてローカルな問題に対する世論形成には、住民個々による直接的な言動によるアピールが効果的であることが確認された。香川県下の市町もまた過疎化や地域経済の衰退といった地方の課題を抱えており、豊島住民への共感はそれほど難しいことではないと考えられる。豊島ネットの一員である市村氏

は、豊島の空き家を借りて住民運動の事務局やイベントを手伝い全国へ情報発信の役を自ら担っていた。また、産廃対策豊島住民会議の事務を手伝いながらそのまま豊島に居を定め結婚し新たな豊島住民となった女性もいる。

#### 【アクター④ マスコミとTVニュースキャスターらの闘いと支援】

1990年5月、山陽放送の曾根が、TBS系の報道番組「ニュース23」のニュースキャスター筑紫哲也らと「瀬戸内海の光と影」に焦点をあてて報道する過程で、「東京のゴミがきている島があるらしいよ」と語り、それが筑紫の関心を引き、「東京からくる豊島のゴミ」は産廃問題として追跡報道されることとなった（曾根：15）。曾根は実際に家浦の港で産廃搬入現場を取材し、処分場でゴミの印刷文字からルーツを辿って追跡取材をしている。これらの取材経緯は1990年7月「ニュース23」で「追跡ゴミルート」として放送され、産廃の島・豊島が初めて全国に報道された。

厚生労働省産廃対策室の室長は曾根のインタビューに応じて「つまり、中央のために地方のどこかが『ババを引く』ことがあっても致し方ないことだ。公共の福祉のためならそれもやむを得ない」との趣旨の発言をしている（曾根：22）。この曾根の情報がなければ、産廃問題に内在する中央と地方の関係を、行政がどう判断しているのかは分からずに終わっていたであろう。つまり、われわれ一般人が必要とする情報の多くは、マスメディアに働く記者たちがいないと一般には伝わらない仕組みがある。「豊島事件」にしても、誰が、何処で、何時、どの様に報道してくれるのかによって、一般に伝わる内容は大きく変わってくる。産廃処分場を巡って15年間も紛争状態にありながら解決できなかった住民にとって、「豊島事件」としてTVのニュースとなり全国ネットで報道されたのは、幸運なことであり、曾根らの報道関係者が注目して継続的に報道する影響は大きい。その半面、住民運動を「根なし草」と批判する根拠にもなっている。地方局の報道記者である曾根は、社会問題としてのニュース価値は全国紙に載ることであり、それによって全国的な世論の喚起の重要な要素となると指摘する。報道の世界でも、中央／地方に強者／弱者の関係性を内在させているという。世論にも「地方の世論」と「中央の世論」があるとするとするならば、それは単に大小の問題ではない力関係があり、「中央の世論」が「地方の世論」を凌駕するのか、あるいは相補的關係にあるのかによって、全国世論の動向は方向づけされると考えられる。たとえば「中央の世論」が「地方の世論」を凌駕する場合、地方の特性は希薄になり均質化された全国世論が形成されるが、相補的關係が醸成されるときより強力な全国的世論が

形成されていくと考えられる。曾根はマスコミ報道によって形成された世論を「上からの力」といい、地方住民によって形成される世論を「下からの力」という（曾根：187）。「豊島事件」を解決に導いた世論は、産廃撤去を訴え続けた住民とその住民運動を報道し続けたマスコミによる「上からの力」とが公害等調停委員会への圧力となり、香川県の責任を認める「地方の世論」である「下からの力」の相乗によってともたらされたといえる。住民は、日本のど真ん中で「銀座通りのデモ行進」を決行し、ゴミを手に行進する姿は全国紙やNHK・民報局などで一斉に報道されることとなった。「豊島事件」の報道は地方記者たちにとっても中央との闘いであったといえる。

・「豊島事件」を報道し続けた記者たちの発言に注目する。（2004年8月豊島シンポジウムで収録）

筑紫哲也（TVニューキャスター）は弁護団長中坊と対談し、「ニュースソースの出所は権威筋からである」といった。「すなわちマスコミが眼をつけることで、公害は公害問題になるのだ。日本では問題のスタートは四大新聞の記事になった日がスタートとなり、それが〇〇月〇〇日と解るのは記者クラブが一勢にそっちをみるからだ」と述べる。

「県知事発言——結局金が欲しんでしょう」を取材した記者は、「新聞社の組織を乗り越えて記事を出し続けた。個人的な思いで書いた。ズーと1つの問題（豊島のゴミ）を追いかけて、東京にはアンカーとしての筑紫さんがいた。（産廃で汚れた）海に潜ってみた時は、海が死んでいたことが解らなかった。今、海が綺麗になったその海を見て、（初めて）海が変わったのがわかった」と発言した（山口記者・朝日新聞社高松支局）。

『ゴミの降る島』を書いた曾根は「豊島のゴミが溜まり続けたのは、マスコミが報道し続けなかったからだ。自戒の念を込めながら、これからを見ていきたい」と発言した。曾根は、最初に豊島を取材報道した記者として、産廃に苦しむ住民を撮影・取材し著書『ゴミ降る島』を表した。その後も膨大な取材を元に「豊島事件の記録フィルム」を制作、各学習の場で上映され参加者へインパクトを与えている。

地元紙の記者の蔭山は「調停の経緯を追ったが、県は変わったのか。法があっても行政の怠慢が起こった時、住民（香川県民）が無関心であれば（解決は）長引く。地元紙は豊島を報道しなかった」と語った。シンポジウム会場にいた筆者は、地元紙が報道し続けなかった理由を質問したが、そのような会場の雰囲気ではなかった。しかし、記者たちが抱く報道への使命感と地方紙の記者と行政府（香川県庁）の微妙な関係は伝わってきた。「豊島事件に関わってからは、所属部署が変わっても、個人的にも（情報を）追いつけて

いた」との女性記者の発言もあった。

上記はマスコミ関係者たちのシンポジウムでの発言の一部である。報道関係者たちが〇社の記者として「豊島事件」を報道するだけでなく、個々人としても深い関心を持ち続けて「豊島事件」に向き合っていることがわかる。時として報道が政治的意図に与したり、社会情勢に与したりとニュースバリューを追いかける姿勢があるのは否めない。世論を動かすのは当該者の真摯な姿であることは自明なことであろうが、報道記者もまた当該者の姿に心を動かされるという当たり前なことがここで確認された。

### 【アクター④ 厚生労働省産廃対策室】

厚生労働省産廃対策室は、産廃行政の元締めにあたる行政機関である。したがって、この機関の意向は、県にとっても重要な判断基準となる。産廃調停において、県が責任を否定するなかで、厚生大臣・国会議員・所轄官僚らが相次いで豊島にきて「県の責任を問わざるをえない」との趣旨の発言をし、これらは県への圧力となった。国の支援が決まった結果、直島町の産廃処理施設受け入れ声明もあって調停はいっきに成立し、放棄された産廃は豊島の外で溶解処理されることになった。国の支援が決まったことは「稀有」のことと弁護士中坊は指摘する。調停の席で、「総理府公害対策室としては不適切な産廃処分場の学習として豊島事件を捉えている」との趣旨の発言があったと住民代表の石井が記す(石井：37)。

総理府公害対策室は、「豊島事件」が公害等調停の場に問題解決を委ねた1993年にはまだ設置されておらず、1999年（平成11年）に設置され、産廃不法投棄対策は強化されている。産廃処理に関わる法的経緯について、第10回日本廃棄物会議での「産廃行政と法制度の運用」をテーマとした講演要旨を、秦 康之（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産廃課課長補佐）のHP記事から引用する。

昭和45年に廃棄物処理法が制定され、平成3年以降、3回の大改正がありました。従来は「燃やして埋める」という概念でしたが、平成3年改正では発生抑制や再生利用が目的に入りました。廃棄物処理業を収集運搬業と処分業に区分し、特別管理廃棄物制度も創設しました。マニフェスト制度が創設されたのもこのときです。9年改正では、業の許可の欠格要件を強化し、施設設置手続きで生活環境アセスメントの実施や公告縦覧などを義務付けました。12年改正では、不適正処理で生活環境に影響を及ぼした場合の措置命令の対象を排出業者まで広げるとと



もに、15年改正では、悪質な処理業者に対する業、施設の許可取り消しの義務化などを行いました。これらの結果として廃棄物処理業の許可の取り消しが増え、12年に約80件だった処分件数が15年には700件近くとなり、悪質業者の淘汰が加速しています。

([www.jwmet.or.jp/event/konwakai.shtml](http://www.jwmet.or.jp/event/konwakai.shtml))

産廃処理政策を執行する国側の関係機関の窓口となる機関が、厚生労働省産廃対策室となる。当然ながら世論に敏感に反応する機関でもある。上記の記述にもあるように産廃行政が改正を重ねていったことは認められる。国が豊島産廃公害等調停で被申請人として追加されたのが1997年であり、総理府公害対策室長の「豊島事件を不適切な産廃処分の学習とする」の発言にもあるように、豊島は産廃行政の実践的学習の場になったのであろうが、損害賠償請求権を住民が放棄したとはいえ、住民の被った迷惑と被害はまったく置き去りされているのは現実である。しかしながら、瀬戸内海の小島に住む豊島住民と国政を担う官僚らが同じテーブルにつく意味は計り知れないものがあると考えられる。調停成立まで7年間に調停回数36回の実績は、産廃行政担当者にとっても問題意識を深める場になっていたのは確かである。これも「豊島の悲劇」の由縁なのだろうか。

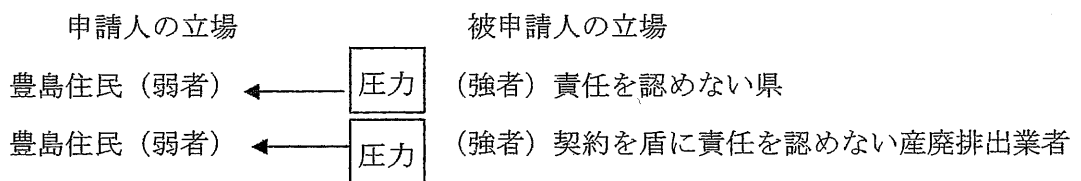
## 第2節 「豊島事件」調停の解決への経緯

事弁護士らが「豊島事件」の解決を公害裁判にはよらず公害調停の方法を選択したのかについて見直す。一つは費用負担が軽減されることによる。特に紛争の核となる現場調査が調停委員会の負担になったことはお金のない豊島住民にとっては大きいことだった。二つには住民の求める県による産廃の撤去の根拠についてである。法的根拠によるのではなく、社会的に正当性があることを主張するには裁判制度下では難しいというのが弁護士らが指摘するところである。弁護士らと住民にとって「社会的正当性」を調停という交渉の場でどのように認めさせるかが大きな課題であった。その手段としたのが世論の動向であった。弁護士らと住民がとった戦法は、世論を味方にするための戦略的住民運動の展開であった。

「豊島事件」解決のカギは、調停の場での当該者双方の力関係にあることから、申請人たる豊島住民が優位にたつことである。県の主張は「県職員が対応を間違ったからといって、県が責任をとる法的根拠がない」とするものであった。県が「責任」を認めるか否かは、公害等調停委員会での交渉の風向きにかかっていた。その風向きは公害等調停委員会

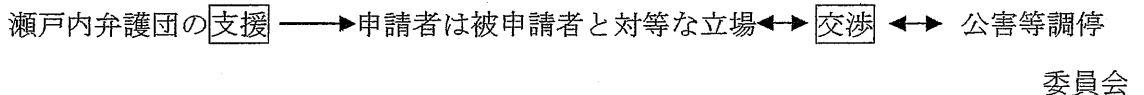
の交渉に臨む当該者双方の強者と弱者の力関係性によって変わるものである。調停申請までは、申請者は弱者であり被申請者は強者であった。各アクターの相互作用によって、調停で当該者の立場の変換が起きるプロセスについて、下記の経緯を提示する。矢印の方向は影響力の方向を示す。加えられる影響力には支援（相手の立場を強化する）、圧力（相手を譲歩させる）の2種類がある。公害等調停委員会は交渉の場であることから矢印は双方向となる。

①調停開始当初の当該者関係（産廃処処理業者は破産しているのでここでは除外）



公害調停開始の前は、①の関係図が示すように豊島住民（申請者）は香川県（被申請者）と産廃排出業者（被申請者）に対して弱者の立場にあった。

【②前提要件—豊島住民は被申請者に対して同等な場に立つことで交渉が可能となる】



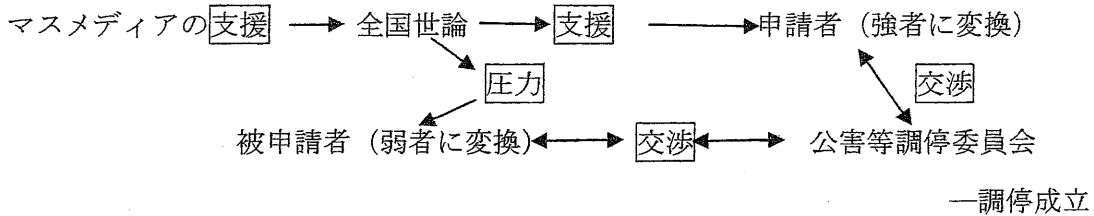
②の関係図のように調停委での交渉開始に先立って、瀬戸内弁護団の支援を受けて豊島住民が県に対して同等な立場へと変換されることで、産廃撤去が「要請」ではなく要求として「交渉」が可能となったところから調停は始まる。

【「豊島事件」解決のルート】

「豊島事件」解決の5つのルートを提示する。

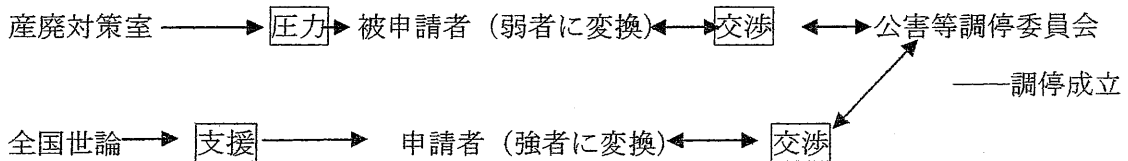
③と④は申請者（豊島住民）が各アクターの支援を受けて強者への立場の変換がおき、被申請者（県と排出業者）は各アクターからの圧力を受けて弱者へと立場の変換がおき、調停は成立し、「豊島事件」は解決する。⑤は産廃排出業者との調停和解の過程。⑥はローカルな事件解決の過程である。香川県が県民世論の圧力によって責任を認める過程であり、これを契機に香川県の立場は豊島住民に対して弱者となり、立つ位置の変換がおきる。調停の場では、県民の世論は豊島住民の立場を支援し、県への圧力として働く。

③マスメディアの支援を得て豊島住民は強者へ変換することで調停成立



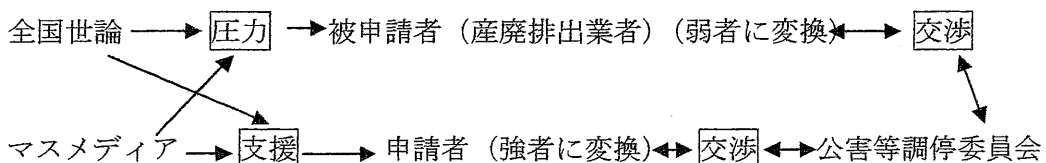
③の関係図のように、住民運動のマスメディアによる報道で全国世論の支援を受け、申請者の立場は強者へと変換がおき、被申請者の香川県は弱者へと変換し調停は成立となる。

④行政のトップダウンルート—豊島住民に対して強者の県が国の圧力を受けて弱者へ変換し解決へ。



④の関係図は、産廃行政の国の窓口である産廃対策室が主導して香川県に「豊島事件」が起きた責任を認めさせることで、調停は成立する。豊島の産廃は島外で処理されることになり県との紛争は解決する。

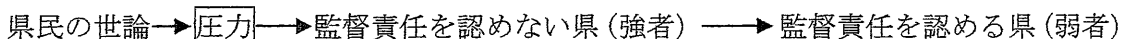
⑤産廃排出業者との調停和解の過程



⑤の関係図は、産廃排出企業にとってマスコミと世論は企業活動に影響力をもつことから無視できない。それらから受ける圧力は当初は豊島住民を無視していた産廃排出業者の立場を強者から弱者（＝解決金を払う立場）に変換し調停は和解成立する。

【ローカルなルート（調停委員会を経由しないルート）】

⑥香川県民の圧力を受けて県は弱者へ変換し解決へ



⑥の関係図は豊島産廃処分場への責任を認めない香川県の強硬姿勢に、ダイレクトに圧

力を加えられるのは香川県民の世論であり、住民がターゲットとしたのが県民世論である。

この節では、日本初の公害等調停委員会に臨んだ住民が、戦略的に住民運動をおこしたことで、公害等調停という交渉の場で県に対して劣勢であったこれまでの立場を優位に転換させられたことが、調停成立の要因であったことが確認された。

## 第Ⅱ部のまとめ

第Ⅰ部では、住民が拘る義理や世間体意識が地域社会に張り巡らされた社会的絆として機能していることが確認されている。義理や世間体意識への住民の拘りが、「豊島事件」を巡って展開した住民運動のさまざまな局面で現出してきた。住民の拘りが住民運動終了の手段として機能する半面、停滞や分裂の危機を招いてもいた。25年間にわたって産廃と向き合ってきた住民は、弁護士中坊ら13人の弁護団と一体になって日本初の公害等調停委員会に調停申請をすることで問題解決を図ろうとした。それを契機に住民は解決のゴールのみえないまま、香川県中を歩き回って県民に「豊島事件」を訴えた。豊島の産廃問題は何処にでも起きる問題であり、今香川県の責任が問えなければ、次の豊島はどこかの話になることを訴えた。香川県も中央からみたら地方であり、豊島の問題は他人事ではないが、県民は豊島の産廃が認可された処分場へ不法に産廃が搬入されていたことについて、全く知らなかった。四国で発刊される地元新聞も住民デモなどのトピックは報じても、それを継続して取材報道する態勢はとられなかった。それには豊島の産廃処分場は適切であり、住民の要求は住民エゴとする県の姿勢が影響しているのは否めないであろう。

1990年の兵庫県警の「豊島事件」摘発は、県にも県民にも衝撃だった。豊島住民にとってもここまで大きく報道されることになるとは思ってもみない事態であった。一方では自分の暮らす島が産廃で汚されていることを報道されるのは世間体の悪いことでもあった。

「豊島事件」が広く報道される事態になって、住民は「県がなんとかしてくれる」とばかりに業者への指導を要望し続けた。弁護士中坊から「あんたら、県に騙されたんや」と言われても、「県ゆたら親や、親が子を騙すはずがない」と県を擁護するのが住民だった。そこには県とそこに住む住民という互いの関係性で解決を図ろうとする住民の義理への拘りがあった。

そんな住民が18年目の1993年、「お上=県」に楯突いて弁護士を頼んで公害等調停委員会に調停申請をした。13人もの弁護士たちが7年もの期間、報酬なしで問題解決に奔走したのは、国民の権利を確認する闘いという陰の課題があったからである。「お上」は320億円の途方もないお金をかけて問題を処理しようとしている。

問題解決へのプロセスは決して平坦ではなく、「豊島事件」解決へ住民運動を展開するなかで、住民自身もどうしたら自分たちの要求がとおるのかを学んだ。そして気づいたのは「行政」に頼ること危うさだった。弁護団長の中坊は住民運動のプロセスを「実質人権闘争」と評した。

「豊島事件」は調停成立によって、産廃は島外完全撤去されることになり、県との紛争は解決したかにみえる。しかし、調停成立に最後まで住民が求めたのは「知事の謝罪」であったことをもう一度見直してみる。香川県知事は1977年に有害産廃処理業申請認可に反対する住民の前で「豊島の空は青いが、豊島の人のところは灰色か」と演説した。この「ところは灰色」発言を「知事さんがそこまで言うのかと思いましたがね。今でもその言葉が釘のようにここに刺さっている」と調停に臨んで豊島住民代表を担った一人が言う(曾根：122)。この言葉は住民が受けた衝撃を代弁しているといえる。ここに刺さった釘は容易に抜けるものではない。それから25年間、権力をもつ知事・県職員からさまざまな言葉が投げつけられ、本土に住む香川県民からも「あんたらが悪い」と責められ、島外に住む子どもからは「何も送らないでくれ」と言われ、住民の世間体への拘りはさまざま方法で傷ついた。住民にとって住民運動を止めるという選択肢はなく、「せめて一矢報いたい」とゴールの見えないまま住民運動を展開した。弁護士中坊は「住民の闘いは人間の持つ巢を守る本能で、閉鎖された島の中で純粹に昇華していった。そこに思いが至った時、私はこの事件の持つ恐ろしさに触れるようになってきた」と言う(住民会議資料)。幾重にも傷ついた住民の世間体を回復するには、どうしても県知事の「謝罪」がなされねばならず、そこから「許し」が生まれ、次の一步が踏み出されるのである。公害等調停の調印式が豊島中学校体育館でおこなわれたが、調印に臨んだ県知事を迎えたのは穏やかな住民たちだったと報道関係者は指摘している。

#### 【県の騙しの手法と住民の対抗手段について】

離島にすら1400人足らずの住民が挑んだ香川県政の間違いを正す闘いには、県が採った数々の騙しの手法と、それに対して住民がとった対抗手段があり、あらためて整理す

る。

①産廃問題という社会的問題を感情論にすり替えた。

1976年、当時の県知事が反対する住民を説得するために来島して演説をした。「住民のこころは灰色か」と反対する住民を批判した。産廃問題は感情論にすりかえられた。「こころは灰色」発言は、世間体に拘る住民にとって傷つき体験となった。知事演説について「こころに釘が刺さるよう」と住民運動の中堅を担う人が比喻する。

・住民の対抗手段

この発言を契機として、産廃持ち込み絶対反対豊島住民会議が結成された。しかし県の認可方針を阻むことはできなかった。

②産廃処理業の認可権について、認可責任の所在がすり替えられた。

産廃処理業認可が国政の委託事務であり、法律的に認可要件が整えば認可するのが行政の姿勢。県は認可するだけと説明し、住民に受け入れるしかないと受け入れを強要した。

・住民の対抗手段

法的根拠を盾に受け入れを強要されて、住民は対抗手段を見つけられないまま、受け入れざるをえなかった。

③産廃処理業の認可内容のすり替えがおきた。

業者が申請した「有害廃棄物の運搬・処理業」は「ミミズによる土壌改良化剤化処分業」と変更されて県は認可した。ここでも、産廃処分場を認可するための騙しの手法が使われた。

・住民の対抗手段

住民の一人でもある業者を個人的に知っていることもあって、業者を信用していない住民は危惧を覚えた。しかし、実際に被害がでていない状況にあっては、県の強硬な認可方針を変える法的根拠がなかった。

しかし、産廃処理業申請業者に対して、住民は豊島産廃処分場建設差し止め請求を高松地方裁判所に提訴したが、県の仲介で裁判は和解し、豊島処分場は稼働した。だが、「和解条項」が交わされ、香川県はこれを守らせるべく指導・監督を住民に約束した。後に、業者の違反操業が顕在化したとき、「県は約束を破った」という住民側の根拠になっていた。しかし、住民は裁判所で交わされた「和解条項」の内容にそれほど重きをおいていなか

った。住民にとって、親とも頼む県が住民を騙すはずがないという思い込みがあった。後に公害等調停委員会への申請には「和解条項」が根拠となった。

④違法操業を指摘する住民に対して、「適法」と言い逃れた。

産廃処分場の現地指導を行った県職員は、違法行為を適法にするための助言・指導した。

・住民の対抗手段

業者寄りの議会報告をする県職員について、対抗手段は見いだせなかった。しかし、住民運動の若手を香川県議会に議員として送り込むことに成功したのちは、香川県議会の様子が当該議員よりもたらされるようになり、住民運動の戦略の資料となった。

⑤悪いのは業者であり、県に責任はない。

不法操業をしたのは業者であり、撤去は業者に責任があると県の責任を否定した。ここでも騙しの手法が使われた。

・住民の対抗手段

不法操業の苦情をいった住民が業者から暴力を振るわれ、何をするか分からない業者として住民は恐れて直接交渉ができない状況となった。もっぱら、住民は県の監督責任を迫り業者への指導を要請する姿勢に終始した。業者と癒着する県への有効な対抗手段はとれなかった。

⑥「豊島事件」が起きたのは県職員の責任と言い逃れた。

住民は時効目前にして「豊島事件」調書の閲覧が可能なのを知って、調書を取り寄せた。調書には、豊島産廃処分場の現地監督した2人の県職員の供述であった。その供述には、県が以前から豊島産廃の違法性を知っていたことが読み取れた。この指摘を受けて県は、責任は現場で監督指導した職員にあって、県が責任とる必要はないとの強硬姿勢をくずさなかった。ここでも、職員の責任と県の責任をすり替えるという騙しの手法が使われた。

・住人の対抗手段

住民は香川県の責任が問える根拠を手に入れ、それまでの異議申し立てから、県との対峙へと運動を転換した。さらに、県との交渉を有利に進めるために、弁護士の支援を乞い、問題を公害等調停委員会という公の場に持ち込んだ。

⑦住民の要求は住民エゴといい、県の責任を感情論で覆い隠した。

住民の産廃の島外撤去の要求は、過疎の島の住民エゴの批判にすり替えた。相手を非難することで、自らの主張を正当化する騙しの手法は有効だった。香川県民もこれを支持した。

#### ・住民の対抗手段

住民は、それまでの運動を反省し、県を交渉窓口としていたこれまでの住民運動を、方向転換させた。住民運動は、集団としての一致した方向性のもとに、香川県民に対して豊島の個々人が語るという手段で対抗した。結果は、県民世論を受けた支援活動が動きだした。

⑧住民の福祉は、公共の福祉の名のもとに覆い隠された。

地方で問題化する産廃問題に関連して、「公共の福祉」の概念をもちいて、地方でおきる紛争を、「地方がババを引いた」としてしまう官僚の姿勢にも、騙しの手法がみられる。

#### ・住民の対抗手段

東京銀座の真ん中で、産廃の現物を手にして、デモ行進をし、その日の夕刊と翌日の朝刊には、タスキ・鉢巻姿の勇ましい住民の写真が掲載された。

全国紙に掲載された住民の姿は、住民運動の厳しさを伝えていた。今・この問題というリアリティを全国民に顕わにしたことが、自ら顔を晒すことの意味付けとなった。

豊島という離島の産廃問題が、中央の世論を動かし、公害等調停の交渉に圧力をかけることとなった。

行政が用いた騙しの手法を8つあげた。最初は県の騙しの手法に住民は対抗手段を見つけられないまま、頭を下げざるをえなかった(①～⑤)。産廃問題が「豊島事件」となり、その違法性を問われるようになって、住民は県への対抗手段の糸口をみつけた。弁護士の支援を受けながら、住民運動は県の騙しの手法を覆すかのように戦略的になり、県との対峙の姿勢が鮮明になった(⑥～⑧)。

地方行政と地域住民という「強者一弱者」の関係性を内在させる産廃問題の場合、強者が使う騙しの手法は最初のうちは有効だが、弱者たる当該者も活動の経緯の中から対抗手段をみつけるようになる。問題の所在を感情論にすり替えるという強者の騙しの手法に感情論で対抗しても効果はないことは明白だった。法的知識のある専門家の支援をえて、有



効な手法として住民運動を戦略的にすすめ世論を味方につけることが対抗手段の要素であることが確認される。

第I部のまとめでもふれたが、住民の拘った義理と世間体との関わりは、世間にあつて自己と他者との関係性に派生する期待である義理に拘って互いに確認された関係性の継続に配慮し、世間に準じて自己の行為を規制し世間体を守って暮らしていこうとする社会的規範意識である。この視点で豊島の住民運動を総括すると、離島という閉鎖空間である豊島では、住民運動は必然的に全島民参加型の活動となり、その結束には義理や世間体という社会規範で働いていた。特に豊島には、従前の絶対的規範とされていた上下意識の強い義理が温存され、世間体に拘ることで秩序を維持し結束を固めて集団として行動しようとする住民がいた。住民個々人の意志での一枚岩の結束は困難であっても、義理が優先される住民運動では住民の結束は一枚岩として強固になることが認められた。

今、1975年の産廃問題スタートから人口は半減し、放置された荒廃地が居住区域内にも広がる。豊島産廃闘争に費やされた住民の時間と労力は取り戻せないが、きれいな野山は人の手によって戻る。50～60歳で産廃撤去のための住民運動の中心になって闘った人々の多くは70～80歳を過ぎているが、まだ衰えてはいない。若いとき島から出て世帯を持ち、時々親元に帰っていたものの中には産廃運動を知らない団塊の世代が、今、ふる里に帰ってきている。彼らが、住民運動世代に見守られながら次の豊島を拓いていくであろう。

## 追記

本論文の産廃量や費用についての数字は2000年の公害調停成立現在の資料をもとにしている。しかし、2013年8月23日付けの新聞で現在進められている豊島産廃撤去現場において新たに産廃が発見されたと報道された。——豊島産廃処理は最大3年半の遅れがでる。公害調停が定める撤去期限内には処理できると県の定例記者会見で知事が説明し「事業の早期終了を望む豊島住民、直島町、県民に対して誠に申し訳ない」と陳謝した。県によると新たに推計した総処理量は86万8千～90万5千トンで、従来の総処理量を20万～23万7千トン上回る。2012年末までとする全量処理計画は3年1カ月～3年半の大幅な遅れが生じる見通しとなり、総事業費は最大約137億円の増額となる。処理延長などに伴い、総事業費は330億円から452億円～467億円に増える見通し。国が事業費の約6割を支援する産廃特措法が12年度末に期限を迎えるため、知事は「他県と連携して期限延長を国に強く要望していく」と強調した。——

---

[注]

1) 本文 69-70 ページに記載.

2) 1971年(昭和 46 年 6月)のイタイイタイ病裁判をはじめとして,1971年(46 年 9 月)の新潟水俣病裁判, イタイイタイ病控訴審裁判, 1972 年(47 年 7 月)の四日市公害裁判, そして, 1975 年(48 年 3 月)の熊本水俣病裁判. いずれも原告が勝訴し, 公害の原因企業に対し損害賠償の支払を命じるとともに, 厳しく企業の責任を追及した.  
[kougai.kankiyo.kan-suke.com/untitled/14.html](http://kougai.kankiyo.kan-suke.com/untitled/14.html)

3) 葉っぱビジネスとは日本料理のかざる「つまもの」を販売する農業ビジネス.

[http://www.irodori.co.jp/asp/nwsitem.asp?nw\\_id=2&design\\_mode=0](http://www.irodori.co.jp/asp/nwsitem.asp?nw_id=2&design_mode=0)

4) 豊島の長老自治会組織. 明治 23 年家浦村, 甲生村, 唐櫃村の 3 つの村が合併して豊島村となり, 次に昭和の大合併で小豆郡土庄町の合併された. 豊島の自治は村時代の各地域の独立性が維持され, 3 つの部落長は等しく位置づけられ, 豊島の自治を担ってきた. 代々の自治会役員たち, 地域の有力高齢者は長老と呼ばれ, 地域の決まりごとについて優先的な発言権を有していた. この組織は現代にも継承され産廃対策住民会議の組織はこれを継承するものであった.

5) 1975 年の「森永砒素ミルク事件」を弁護することで社会派弁護士として生まれ変わった著書に記す.

## 第Ⅲ部 地域活性への歩み

### はじめに

第Ⅰ部では、人と人を繋ぐ絆を、人から人へ渡される諸々のモノに託して暮らしのなかで紡いでいることに注目した。慣習化された病気お見舞い行動は、病気お見舞いを交わす相手との関係性である義理を可視化する。病気お見舞い行動を媒介にして、住民相互の義理の関係性は維持し再認され、紡がれた絆は地域の広範におよぶ。豊島の病気お見舞い行動を事例とすることで、住民が拘る義理の関係性や世間体意識の一端をみることができた。

第Ⅱ部では、住民は、地域の内に張り巡らされている絆を媒介にして、「豊島事件」解決のための住民運動を展開した（第Ⅱ部）。住民運動の生起—停滞—活性のプロセスにはそれぞれに住民の拘る義理や世間体意識が関わっていた。県と住民との関係に義理の関係性を適用させたことが住民運動の挫折・停滞の要因があることを、「豊島事件」解決の過程で気づいた住民は、県と対峙する姿勢を鮮明にした。これは、住民がそれまで拘ってきた義理に反することであった。しかし、住民は暮らしの中で盛んに病気お見舞いを交わすことで、個々人相互の義理の関係性を維持・再認して、県との対峙する住民結束の縁とした。

豊島に暮らす住民が義理や世間体を重要な規範としている地域社会を維持し、その地域社会におきた産業廃棄物処理場の問題解決を、全島民の結束した住民運動で勝ち取り、今、住民の目は疲弊した地域活性に向けられている。

第Ⅲ部では、「豊島事件」による風評被害で疲弊を深めた地域の活性の方策に注目する。豊島のような周縁地域で過疎・高齢化が社会問題として顕在化し、「地方再生」が声高に言われたのは1970年代であった。高知県上勝町の「葉っぱビジネス」(久繁:146)は1986年にスタートしているが、マスメディアが注目するまでには10年以上の期間を要した。地域活性への試みが一定の結果を出すには相応の期間が必要になると考えられる。

地域社会の発展には「内発性」が重要な要件になることは、多くの先行研究者が指摘する。日本で最初に「内発的発展」に言及した鶴見和子は、精神的知的側面の発展—自己覚醒および知的精神的創造性を強調する(鶴見1989)。自ら覚醒して行動することで地域社会の変容を導くことができるというのである。住民が産廃闘争から目覚めてみたら、主要な生活道路以外の小道は藪化して通れなくなっていた。田畑の耕作放棄による荒廃地が広がり、棚田風景も荒れていた。超高齢化社会にあって、地域発展のため行動しなければな

いと自覚するものの、物理的に不可能という状況があった。第一次産業をみると、農業では唯一イチゴのハウス栽培農家6軒が専業として成り立っている位である。それも指導する農協の方針で「豊島産」ではなく「小豆島産」としてイチゴは出荷されている。2年前くらいから、一部の生産者が豊島産として農協を通さない自主流通で出荷し始めた。豊島産ブランドのたちあげには風評被害の払しょくという課題もみえる。漁業を専業としているのは海苔の養殖業者一人いるくらいである。零細な個人漁師が数人いるが、年金収入と合わせて暮らしを維持している程度である。25年間豊島に貼り付けられた「産廃の島」のラベルは、第一次産業を生業とする地域経済を壊滅させたが、産廃による瀬戸内海汚染が止まり、磯にカニが戻り、アサリも食べられるようになるなどの変化もみえている。しかし、一次産業で栄えたかつての豊かな島の面影を求めるよりは、あらたな方向性をさぐる事が得策と考えられる。第Ⅲ部では、住民が拘る義理や世間体意識が、外部支援者らとどのように折り合いをつけるかに注目し、現在豊島で展開中のCSR（Corporate Social Responsibility=企業の社会的責任）活動を地域活性の事例とする。

瀬戸内弁護士団の事務長を務める岩城は、廃棄物対策住民会議の冊子に「豊島の再生をめざして」との一文を寄せている。「島の再生は闘争ではない。成功体験が有害になるかもしれない。全く新しい自由な発想と行動が必要だ」という。岩城に限らず、弁護士たちはよく豊島に足を運び、ポスト住民運動期の住民の歩みに寄り添っているが、住民の側からの自由な発想による活動はまだ生まれていない。県会議員を2期務めた石井は、豊島の主たる収入源は国民年金と声高に説明する。最低額の年金収入でも穏やかな瀬戸内気候のなかでは、暮らせなくはないという。

第Ⅲ部では第1章とまとめで構成される。第1章は地域活性への多様な試みである3つの事業を、事業主体別に分類する。3つの事業のなかでも、住民の自発的活動を誘発した事例としてCSRの有効性に注目する。

## 第1章 地域活性化への多様な方策

1978年に豊島産廃処分場が認可され、1990年に搬入が止まり、2003年に不法産廃処理が始まり、2016年には産廃処分場は完全に撤去される予定である。実に38年もの間、豊島には不法な産廃が居座っていることになる。特に1993年に公害調停の申請時から住民運動が活性化し、地域の主だった人たちは殆ど毎日のように住民運動に没頭する状況にあった。

2000年の公害調停成立で、産廃対策豊島住民会議の主だったメンバーはやっと「住民運動後」に目を向けた。彼らが、住民運動で得たスキルを生かして、地域活性の可能性を探るのは、当然の帰結であろう。住民も、住民会議の提案に乗るのに、何の異議も唱えない。こうして始まったのが「島の学校」という取り組みだった。しかし、ここでの住民は指示されて動く裏方だった。飯島のいう「住民の自発性に裏づけられる取り組み」とは言い難かった。

同じく2000年に、「豊島事件」に関わった弁護士中坊と産廃処理場の建築デザインに関わった安藤忠男が呼びかけ人になって「瀬戸内海環境をみどりに」の声かけで「瀬戸内オリーブ基金」が立ち上がり、一般からの募金活動が始まった。関係者は豊島産廃現場近くに、オリーブの植樹をした。呼びかけに応じて著名人たちが島に訪れ、1200本のオリーブが植えられた。住民はこれを、遠巻きに見ていた。

「瀬戸内オリーブ基金」に賛同した一人に、宇部市出身の(株)ユニクロを統括する柳井正がいた。柳井は全国展開する自店舗のカウンターに瀬戸内オリーブ基金の「募金箱」を置いて協力し、その活動を企業の社会貢献活動と位置付けた。その後、企業に働く従業員が、ボランティアで豊島にやってきた。

2009年には、直島福武美術館財団の福武総一郎が豊島にやってきた。豊島美術館を建てるという。豊島で開かれた説明会に訪れた住民は、最初は土地を売る者はいないと噂していたが、2010年の瀬戸内国際芸術祭が始まり、豊島美術館がたった。住民は、訪れる観光客に笑顔をふるまった。

第Ⅲ部は、これらの動きを豊島活性の動きと捉えて、住民目線に立って考察する。「豊島事件」の解決したその後の豊島の地域社会を扱う第Ⅲ部を、第Ⅱ部とは別にしたのは、ポスト住民運動期として、住民運動とは違う分析視点にたつことによる。前述したが、弁護士岩城は「地域再生は住民運動ではない」と指摘し、「住民運動の成功例が、逆にマイナス

になる」と指摘する。

本章の構成は、第1節で、豊島で動きだした地域活性の試みを、事業主体別に3つの事業形態に分類し、それぞれの事業の概要にふれる。第2節では、日本におけるCSRの現状と、CSR活動と地域社会に連関する先行研究を検討する。第3節では、豊島に関心をもつ企業のCSR活動を具体的に検証・考察する。第4節は、企業のCSR活動と住民の関わり合いをとおして、住民のなかで新たな絆の生成も可能であることについてまとめる。

## 第1節 試みの3つの事業

公害調印成立の日から住民は地域活性の方策を探り始める。事業主体で分類すると下記の3つの事業がスタートした。

A型——事業主体は豊島住民会議

「豊島事件」のノウハウを生かした事業

B型——事業主体は企業ボランティア

「豊島事件」に関心を持った他者たちと住民との協働事業

C型——事業主体は外部団体

「豊島事件」とは関わりなく展開する事業

### 【A型の事例】

「島の学校」の名称がつけられている。事業主体は豊島住民会議組織をそのまま継承し、産廃処理技術委員を務めた早稲田大学教授・弁護士・報道関係者の継続的支援を得ている。

目的は、「豊島事件」を風化させず、地元から情報発信をすることとした。地域・自然環境に関する研究者、課題をもつ地域活動家、地域の小・中学生による環境学習発表など多彩である。2泊3日のイベントで参加者約80人は民泊し住民のお接待を受け、各種の研修を受講する。近年は、大学ゼミの一環として指導教官と共に参加してくるグループが多くなってきた。その他、豊島の産廃に興味をもった一般参加者がいる。ただ、「島の学校」というイベントは年一回限りであり、それ以外の展開への展望がなく、地域活性の方策とするには限界があると考えられる。産廃闘争時の住民組織を継承したことで住民参加が義務的になり、住民は参加か否かの選択の余地がなく、参加意欲に欠けることが次の事業発展を阻害する要因となる。しかし、このイベントは、解決困難といわれていた「豊島事件」

を解決した豊島住民と評価されることで、「豊島事件」解決の過程で傷ついた住民の世間体の癒しにもなる。

### 【B型の事例】

産廃問題に関心を持った外部者による、当該地域の活性を支援する試みである。産廃問題に関して社会的責任があるとする企業が、地域整備などを住民との協働事業を展開している。ユニクロボランティアによる CSR 活動が、調停成立の 2000 年に開始されている事例である。この事例に触発されて住民のなかから、自発的に「豊島をきれいにする会」が結成され、ボランティア活動を地域づくりに生かしている。

### 【C型の事例】

産廃とは関連のない外来のイベントである。事例として 2010 年に開催された「瀬戸内国際芸術祭」がある。直島福武美術館財団と香川県とのタイアップによる企画となり、説明会には香川県幹部と土庄町職員 6 名が背広ネクタイ姿で並んだ。香川県幹部の中には、「豊島事件」解決の場に県側関係者として顔を出した人もいた。参加した住民から「なんで、あの人がいるんや」とのささやき声が聞こえた。主催者の一人である福武総一郎は「アートで町おこし」を提唱し、豊島美術館を建てた。この後、美術館効果がどうなるかは未知数である。外国人観光客や日本人観光客の来島にたいして、宿泊などの受け入れ体制が無い豊島では、観光客は通過型になり地元経済への効果は期待できない。しかし美術館周辺の荒廃した棚田の復興など、景観の回復は進められた。関係者はアートで地域おこし成功事例を住民に説くが、住民のもつ「あちら様の活動」感覚は今のところぬぐえていない。

これら 3 つの事業のうち、特に本論文では住民の内に新たな活動を誘発した B の形態に注目する。CSR の一環である地域貢献活動としての企業従業員らの活動と地元住民とが、地域活性にいかに関連してくるのかに注目することは、周縁地域にあって疲弊から活性への方策の新たな視野を広げることになると考えられる。

## 第 2 節 地域活性の方策としての CSR の有効性について

本節は、近年注目される CSR (Corporate Social Responsibility=企業の社会的責任) の諸活動の一環である地域貢献活動が、離島である豊島で展開されていることに注目する。

帯谷博明は地域再生を多義的としながらも、それを「住民や自治体が主体となって、環境破壊などの主として地域外部からの作用によって大きな変容が生じた当該地域の住民生活や生活環境の復元を行い、広義の地域の発展をめざす」（帯谷 2004）と定義した。豊島はゴミ紛争に巻き込まれ著しい環境破壊が起きた地域であることから、住民の願いは帯谷の言う「地域再生」にあることは明らかである。しかし豊島の一次産業の壊滅状況を考えると「復元」を意図することの困難性が考えられる。産廃撤去の後、住民が何を願い、何に向けて行動を開始するかについて自らが気づくことが重要であると考えられる。鶴見の指摘するように、内発性の要因としてあげる精神的覚醒に関わってくる。本論文では、「地域再生」へ向けての人々の精神的覚醒でもある「気づき」への過程を、「活性」と捉えなおす。地域文化振興による地域への波及効果をテーマにしている枝川明敬は、「地域の住民が生き生きと精神生活を営み、所得だけでは測定できない豊かな心の面での活性化」（枝川 2007）を指摘する。筆者もまた住民の、「豊かなこころの面での活性」は、地域社会に還元され、地域活性への原動力となると捉えている。

分析枠組みとしては、鶴見らが提唱した内発的発展論<sup>1)</sup>を援用するが、鶴見のいう「発展は物質生活の向上とは限らない。精神覚醒と知的創造性とをとおして人々は社会変化の主体となることができる」（鶴見 1989：46）の視点に注目する。企業の地域貢献活動と地域社会の出会い、双方の当該者である企業従業員と住民との出会い、離島にあっては異質な存在の相互行為をとおして生成される絆と、それらを媒介する結節機関が本論の重要なテーマとなる。

## 【日本の CSR の動き——先行研究をふまえて】

### <CSR の現状>

CSR は 1960～70 年代頃から世界各国の企業で取り組まれている諸活動の総称であるが、主に欧州やアメリカが先行している。一般的に CSR として広く知られながら、その概念はかなり曖昧である。西欧社会では、国際的に規制緩和が進むなか、外国への直接投資が進み、市場競争激化、企業の社会的影響力が一段と広く・深くなりそれまでも懸念されていた多国籍企業への批判が高まった。2001 年欧州委員会は『グリーン・ペーパー』<sup>2)</sup>を出し、企業の社会的責任について緩やかな合意を形成していった。日本の企業労働者と CSR について論じている稲上毅は「企業の社会的責任を問うにしても、企業はその社会に埋め込まれて存在しているゆえに、国民社会によって企業への問いかけも違う」と述べる。稲



上の言うように日本の文化・社会に則って考察するのが妥当と考えられる。

CSRの本質について「企業と社会の持続的な相乗効果に資すること」であり、「事業の中核に位置付けるべき『投資』」であり、『コンプライアンス』以上の自主的な取り組みである」（稲上 2007：25）と稲上は整理する。1990年代になってCSRの啓蒙活動をすすめる日本経団連は、「本業と社会貢献活動の融合について、各企業が自らの得意分野で社会的課題を解決することが効果的であり、社会全体でも効率がよい」と記す（経団連HP「シンポジウム『CSR時代の社会貢献活動』の様相について」）。笹本雄司は「CSR登場の背景には、人類社会がサステイナブル（持続可能）な行動様式に転換し、自然環境や心の豊かさのある健全な社会が復権するという基本的な考え方がある」（笹本 2004）と指摘する。

たとえば、本事例の当該企業が本業に関連した「全商品リサイクル活動」をUNHCR（国連難民高等弁務官事務所）の協力のもとに2006年から展開している。この活動は「消費者は企業の店舗で当該ブランド衣類を買う→消費者が着古した当該ブランド衣料を店舗に持参→企業がリサイクルラインにのせる→UNHCRへ贈る→難民が着る」の図式で展開される。「普段着の難民支援」と取り組むUNHCRの担当者は、「企業に加えて消費者が参加することで二重の意味で普段着の難民支援」となるという（『考える人』秋号、2008）。この事例は、CSRのお手本ともいえる活動である。

21世紀に入ってCSRは「さらに戦略的になってきた」（梅田 2006）と指摘されるようになった。表1は2007年に日本経団連社会貢献委員会・1%クラブが実施した「社会貢献活動実績調査」のデータをもとに、ボランティア支援制度の増加率に注目して作成した。各項目の増加率からもうかがえるように、従業員の選択可能なボランティア・社会貢献活動を推進するための支援制度に高い増加がみら

表1 社員のボランティア・社会貢献活動を推進するための制度

	02年	07年	増加率
ボランティア休職制度	65	83	1.3倍
青年海外協力隊参加制度	69	81	1.1倍
ボランティア休暇制度	118	178	1.5倍
ボランティア活動者表彰制度	36	62	1.7倍
ボランティア活動者登録制度	21	43	2.0倍
ボランティア研修制度	15	28	1.8倍
退職者ボランティア支援制度	7	13	1.8倍
マッチング・ギフト資金支援制度	35	85	2.4倍
地域貢献活動促進運動	36	95	2.6倍
制度導入社合計	402	668	1.6倍

経団連HP「2007年社会貢献活動調査結果」をもとに作成。単位は社

れる。また、マッチング・ギフト資金支援制度<sup>3)</sup>、地域貢献活動促進運動といった企業が直接に社会と向き合う CSR の動きが制度として定着し、企業の戦略的姿勢が認められるといえる。

### 【「CSR と地域社会」についての先行研究】

CSR と地域社会を連関した先行研究は数少なく、多くは株主などのステークホルダーむけに企業の「CSR レポート」「環境白書」として発刊されている。

そのなかでも三浦典子は企業活動の地域社会への展開過程に注目し、社会貢献にかかわる企業への実態調査を実施した。地域社会と企業の社会貢献との関わりを以下のように定義した。「企業の業種、地域社会とのこれまでの関わり方、経営理念のありかたによって企業の社会貢献の実態が差異化されていると仮定することができる」(三浦 2004: 244)、そして「私見ではある」と前置きして、「我が国における企業の社会貢献活動の歴史は、地場企業において操業とともに始まっており、決して目新しいものではない」(三浦 2004: 256)という。

三浦は、地方産業都市における地場産業とコミュニティのかかわりの事例分析をしている。その事例のなかに、1950年代後半(昭和30年代)には日本一の降下煤塵量を記録した山口県宇部市での取り組みがあった。「宇部方式」といわれ、議会、行政、企業、学識経験者らの協働により、公害の未然防止に成功した取り組みである。政治と企業活動と地域社会との連携がとられるなら、相当な成果が可能であることが明らかとなった例である。三浦の研究が地方産業都市を対象にしていることから、その周縁地域への視点に欠けるのは否めない。しかしながら三浦が言うように、企業が「経営理念に即した地域貢献活動」をさらに戦略的に推し進めるなら、三浦の視点にはない本業と関わりのない分野で、かつ地域的連関のない周縁地域での CSR 活動は広がっていくと考えられる。

以下の第3節では、当該企業と地域的連関のない豊島を舞台として、本業とはかかわりのない分野で、企業とその従業員による CSR の一環としての地域貢献活動を展開する過程に注目する。その過程には、単に企業の CSR の一環としての活動というよりは、企業に属する個々人と住民との相互作用(協働)から創出される新たな絆も見出される。

### 第3節 ユニクロボランティアたちと住民との協働

本節は、企業従業員で構成されるユニクロボランティアと住民、それらの結節機能をも

った「NPO 法人瀬戸内オリーブ基金」の関わり合いを通して、疲弊した地域活性の新たな方策をさぐる。

### 【豊島の疲弊の要因】

豊島の疲弊の要因を考えたとき、一般的な疲弊要因と豊島の特殊な要因との重複が指摘できる。一般的には、過疎化と少子高齢化に加えてその地域社会特有の人口動態のひずみが、地域社会疲弊の主な要因になる。豊島の例でみると、人口構成は1948年3626人849世帯を頂点とし2010年1056人508世帯と下降直線を描く。人口減少割合に比して世帯数の減少割合は少なく、一人世帯、二人世帯などの世帯構成員の変容が顕著である。さらに高齢化率42%となると、地域共同体としては限界を予測させる社会的状況にある。

さらには豊島ならではの特殊要因として、「豊島事件」の長い闘いの過程と、顕在化した「産廃の島」という風評被害による一次産業への打撃があげられる。跡取りすら島の外で生計を立てざるを得ない状況となり、年金生活者とサービス業従事者（福祉施設職員、教員、郵便局、農・漁協組合従事者など）、零細事業者（土木・建築業、港湾に関わる事業者）によって共同体としての機能は維持されてはいるものの、地域社会は疲弊の色を濃くしていった。ただし豊島のサービス業従事者の多くをしめる福祉施設職員、教員、郵便局員らは地域自治会とは交流が薄く、地域の社会的役割の担い手とはなっていなかった。

しかし、住民はただ坐しているわけではなく、「豊島を創ろう」といろいろな手段を試みている。たとえば、2003年に始まった「豊島事件」を風化させないという目的の「島の学校」という取り組みや、最近では「瀬戸内国際芸術祭」への参加もある。そんな豊島に2001年からユニクロ従業員たちがCSRの一環である地域貢献活動としてボランティアに入り込み、初期の試みの活動から現在は地域の住民と共に働く活動へと発展しはじめた。本章はこのユニクロの地域貢献活動を事例とする。ともすれば街中での活動に集中しがちなCSR活動が、周縁地域の活性の方策として有効であるかについて明らかにする。仮に「国民協働」とも表すべき実態を詳細に検討するものである。「国民協働」とは「官民協働」に対峙するもので、協働の双方の当該者個々人が主体となって、かつ内発的發展を誘発するような活動を指す筆者の造語である。

### 【国民協働について】

筆者が「国民協働」にこだわるのには、地域再生法<sup>4</sup>をベースにした「官民協働」とい

う構図と本例との違いを強調する思惑がある。

2005年、政府は地方分権の方針の元に地域再生法を制定・施行した。地域再生法の概要は「①地域再生基盤強化交付金、②補助対象施設の転用の承認手続の特例、③地域再生支援利子補給金の3つの特別の措置が定められていますが、さらに地域再生総合プログラムにおいて、地域再生計画と連動する施策が設けられています」と解説されている。要は、再生計画を申請してくれば、国が資金の支援をしてあげますよという趣旨である。

ある程度の規模をもった再生計画でもなければ、この法令に則った支援申請を要請するのは難しいと考えるのは筆者だけではないと思うが。

民間機関である「NPO 法人瀬戸内オリーブ基金」を結節機関として、消費者＝市民（citizens）が募金し、企業（corporate）が協力し、地域（community）の緑化事業を支援するという三種の民間アクターによって、「民協働」が地域活性の有効な手段となることを、本事例をとおして明らかにする。地域再生法を活用して、国の資金を使つての活動とは違い、より融通性と機動力があり、地域のニーズに細かく対応する機能をもつことに注目する。

### 【CSR活動と地域社会とをつなぐ「NPO 法人瀬戸内オリーブ基金」】

住民は産廃処理に向けて原告団（549人）を結成し、香川県と排出企業とを相手に1993年公害等調停委員会に申請、2000年に日本で最初に公害調停を成立させた。しかしながら約15年間に渡って運び込まれた都市圏の産廃56万トンによって、国立公園第二種地域に指定された瀬戸内の風光明媚な白砂青松の海岸は面影を失った。

この一連の公害紛争調停を指揮した弁護士長中坊公平と産廃処理施設建設に関わった建築家安藤忠雄とによって、失われた自然の回復を呼びかけ「瀬戸内オリーブ基金」が設立された。この呼びかけに応じた企業の1社が本事例の当該企業である（株）ユニクロである。山口県宇部市はCEO柳井正の創業の地でもあり、三浦の事例にある公害発生を未然に防いだ「宇部方式」（宇部市）を成功させた地域でもある。安藤忠雄は産廃処理施設の建築に関わり、基金運営委員会にも関わっている。

公害調停が成立した2000年に、瀬戸内オリーブ基金第1回記念植樹が豊島産業廃棄現場近くで行われ1200本のオリーブが植樹された。その趣意書には「この運動は、そこで生活する人々と共に植樹し、育てつづけることによって、一人一人が環境を守り、自然と共に生きてきた人類の原点を見直す意識を促そうとするものです。そして、大きな打撃を

受けた豊島をはじめとする瀬戸内海の島々を結び、次の世代へ美しいふるさとを託すことを目的としています。多くの方々にこの趣旨をご理解いただき、ご協力いただけることを心から願っています」と記されている。

2006年には、瀬戸内オリーブ基金発祥の地である豊島に事務局を開き、特定非営利活動法人格（NPO 法人）を取得し、環瀬戸内の各地域の緑化事業助成を本格化させた。同基金が事業主体になるのではなく、市民が主体となつての緑化事業に対する経済的助成に特化されている。先述したが、「NPO 法人瀬戸内オリーブ基金」によって、消費者＝市民（citizens）が募金し、企業（corporate）が協力し、地域（community）の緑化事業を支援するという三種の民間アクターが結節し、「民民協働」が可能になる。（以降「NPO 法人瀬戸内オリーブ基金」を「瀬戸内オリーブ基金」と略記する）

協力企業であるユニクロは、店舗カウンターに「瀬戸内オリーブ基金募金箱」を置いて一般からの募金に協力した。企業本体は消費者の募金額相当の金額を寄付するという「マッチングギフト資金支援制度」を利用すると同時に、市場で販売する企画商品の数パーセントを寄付する「慈善活動付きマーケティング手法」<sup>5)</sup>などで資金集めに積極的に協力した。次に、店舗従業員らによる「ユニクロボランティアクラブ」を創り、CSRの一環として個人が「豊島でなにができるか」を模索しながら、「学習と活動」の具体的取り組みを加速させている。途切れることなく続いた活動は、自らの啓蒙はもとより企業従業員と住民との協働を誘発するまでになった。

消費者でもあり企業従業員でもあるユニクロボランティアと、住民との協働の橋渡しを担った結節機関と、地域のキーパーソンの存在に注目する。さいわい豊島での CSR 活動には、結節機関として機能する瀬戸内オリーブ基金豊島事務所があり、当該者間の橋渡しをするシステムはできていた。しかしこうしたシステムが効率よく運営されるには、豊島社会の内情に通じ、かつ CSR という新たな企業活動をも理解できる人材が得られるかに懸かってくる。瀬戸内オリーブ基金豊島事務局職員の1人は、中学まで豊島で過ごし、その後は他所で生活したものの高齢の両親の世話のために早期退職し58歳でUターンした人（A氏）である。A氏は豊島での人脈を手掛かりに、ユニクロボランティアの活動を世話する過程で、企業ボランティアと住民との融和をすすめるキーパーソンの役割を担う人材となっている。いわゆるよそ者視点をもったUターンした定住者として、A氏は企業と地域社会という異質な組織の協働の媒介者となつていった。それには、伝統的社会で信任される条件のひとつである「家柄」（藤井和佐 2004）も重要な要件である。具体的には、

A 氏の祖父が大工の棟梁で寺社や学校建築にかかわり、実家は家業としての旅館・商店を経営し、また父親が豊島郵便局長代理経験者であるなど、それなりに地域に貢献していると認められる「家」の出身であることも大きいと考えられる。

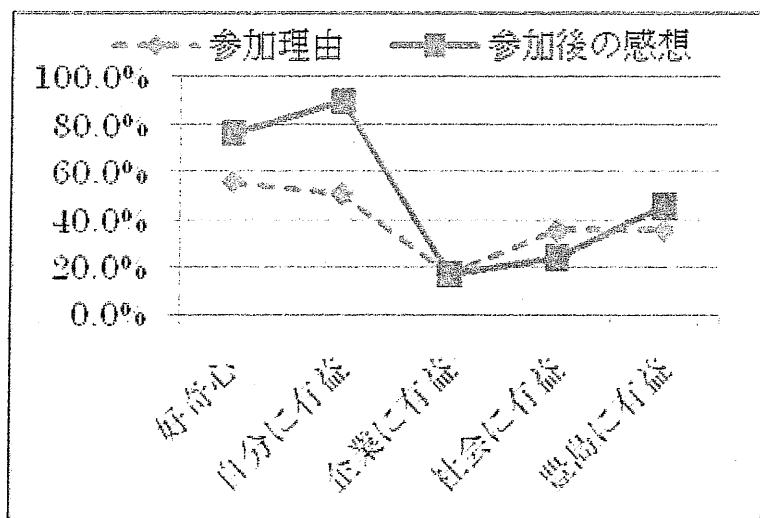
豊島での企業従業員と住民の協働の直接的経済効果が期待できるものではなく、地域活性の動きとしては微々たるものであったとしても、鶴見らが提唱する「よそ者の視点」を取り込んで、創造的・内発的発展の可能性を秘めることとなる。地域社会が、あるいは地域住民がよそ者を受け入れる過程は、地域社会の活性とともによそ者と住民との間に紡がれる絆の生成の過程でもあることに注目する。

### 【ユニクロボランティア豊島の活動と住民との協働】

2001 年以降、ユニクロは全国 766 店舗のカウンターに瀬戸内オリーブ基金への募金箱を設置し、啓蒙ポスターを店内に掲示するなど積極的な関心を示しだした。ユニクロの募金活動への協力は、店頭で寄せられた消費者からの募金額と同等額の寄付をし（マッチング・ギフト資金支援制度）するなど多彩であった。また他の賛同企業や個人の寄付も加わり約 2 億円の基金が 2005 年までに積み立てられた。さらに店頭で募金箱を置くことで、店舗の従業員たちも同基金の設立経緯を知り、「豊島」に関心を持つようになった。2000 年から CSR の担当者ら数名が豊島に来て実際に「オリーブ」を植えることを始めた。さらには、有害産業廃棄物不法投棄現場を見て学んだ彼らは、「豊島事件」を自らの問題として意識を深め、もっと積極的に豊島に関わろうとする姿勢を鮮明にした。企業内でボランティア豊島グループをたちあげ、年 2 回程度を目標に豊島に行ってオリーブを植えることからスタートした活動は、その後は全従業員が参加する制度となる。さらには、2007 年の瀬戸内オリーブ基金の NPO 法人化とともに豊島事務局という活動拠点ができたことで、豊島のボランティア受け入れ態勢が整った。参加従業員数が一挙に増え、活動は本格化していった。

ユニクロボランティア豊島の活動は、耕作者の高齢化や地主不在で何年も放置され荒廃した個人の土地を瀬戸内オリーブ基金豊島事務所の仲介で借り、荒廃地の緑地再生事業が主な活動となる。地域貢献とはいっても、本業とは連関しない地域での活動には地元住民の協力は不可欠であるが、そこにはキーパーソン A 氏が媒介者となった。また、荒廃地の手入れ、植樹にしても素人のボランティアには指導が必要であり、その任は住民で構成されている「森の番人」たちが当たった。ユニクロの若者たちと住民の最初の協働である。

「森の番人」たちが使う刈払機（草刈り機）の側で鎌を使う都会の若者との取り合わせは「祖父と孫」の関係に似て、まさに協働の実践であった。「森の番人」制度は、緑化事業の一環としてのオリーブ苗の育成・植樹地の手入れを専門に担うために発足した住民組織である。ユニクロボランティア豊島の活動は、地域緑化事業として瀬戸内オリーブ基金の助成対象事業となっていることから、作業に当たった「森の番人」には日当が支払われる。現金収入になる仕事が少ない住民にとって、多少とも経済的な恩恵を受ける制度である。2007～08年の2年間に、全国のユニクロ店舗や東京本部から延べ412名の人々が豊島に集まってきた。一泊参加者は、南は沖縄から北は北海道と全国の店舗エリアから、日帰り参加者は主に中四国・近畿圏からと色分けされるものの、豊島とは縁も所縁もない若者たちであった。エピソードとして、交流会の席で、参加者の一人が豊島出身者であることがわかった。彼は、企業が豊島に関心をもつことを不思議に思ったという。ちなみに彼の両親は筆者も面識があった。



2007年のボランティア初回参加者に対しアンケート調査を実施した。社会調査としては標本数も少なく同一企業従業員と限定のなかったアンケート調査<sup>⑥</sup>ではあるが、豊島への「声」や「思い」を拾う事が出来た。図1は、「ボランティア

図1 ボランティア豊島参加理由と感想

豊島」にはじめて参加した従業員

へのアンケート59票を集計し、参加契機の傾向と一連の日程をこなした後での感想を重ねてあらわし、活動前後の意識の変容をあらわした。

図1からは、豊島の事を知らない初回参加者は、ボランティアの公共性よりは「なにかいいことがありそう」という好奇心から参加し、活動後には好奇心とともに自己への高揚感が高まり、自分は豊島のためになったとの自己評価が高まっている姿が浮かび上がる。表2は、2007～08年に企業従業員が豊島で展開した一連のボランティア活動を一覧表にしたものである。ボランティア日程は、5時間の作業時間のほか「豊島事件」を学ぶ産廃現場見学、「CSRと豊島」についてのワークショップが組み込まれている。宿泊施設は元小

学校を転用したもので集落によって管理されているため基本的には自炊となっている。食材の準備は住民がするとしても食事の準備・後片付けは自らとなり、時間的な余裕はない。一日目の夕食はバーベキューを囲んでの参加者と住民との交流の場とされる。夜の時間は、同じ企業に属しながら日常的に接触のない企業従業員にとって、ボランティア豊島に参加することに別の意味を見出すことになる。彼らは豊島に来ることで出会い、互いに親交を深め情報交換の場を得る。

ユニクロボランティア豊島は、「オリーブの植樹」を最初の活動とした。木は植えるだけでは育たず、年間を通した手入れが必要であることから活動の継続が求められることになった。下草を刈り、肥料の施しと手入れが必要であり、過疎の豊島で人手を頼むことは難しく、当該企業の中四国圏の店舗従業員が日帰りで作業することになり、ボランティアの継続性が保証されることになった。参加者はボランティア休暇を利用、交通費の8割を企業補助、宿泊費と食費は企業が負担する。参加者の就業形態は特に社員に限定されることなく、パート勤務者やその家族も対象とされている。豊島が離島であるために交通費に船賃が加わり関西圏からでも往復2万円を要する。関東以北から来ると航空運賃が加算されるなど、企業の支援がないと実現しないことは明白である。

表2は、2007～08年のボランティア豊島の活動一覧である。ボランティア豊島の活動は豊島の内情に通じたオリーブ基金豊島事務所が仲介することから、活動は組織的に行われる。企業のCSR専任担当者から、全国の店舗従業員へ企画案内があり、手を挙げた者が参加してくる。当然それぞれの職場での調整があるが、概ねは参加できるとのことだった。北は北海道、南は沖縄からと全国456店舗の従業員が豊島で寝食を共にし慣れない作業をすることは、単に同じ企業従業員としての意識の共有だけではなく、個々人としての絆の生成も考えられるような濃密な時間の共有となっている。「また、豊島で会いましょう」と声掛け合う姿が見られる。日頃は空調の利いた事務所・店舗で流行を創る先端を担っている者たちは、豊島に上陸してまずは産廃現場を見学し、住民から闘争の経緯と現況について説明を受け、実際に荒れた土地での作業を体験する。この一連の活動経験は彼らの心をゆり動かしたことは下記のアンケートの自由記述にも明らかとなっている。



表2 豊島内ユニクロボランティアクラブ活動実績 (2007~2008年)

回数	日時	日程	人数	活動内容			植栽本数		
				産 廃	勉 強	作業	オリ ーブ	スイ セン	アジ サイ
1回目 2007春	2007/4/12-13	一泊	23	○	○	植樹・4番札所除草・竹林 開墾・北海岸清	25		
	2007/4/13	日帰り	7			〃	10		
	2007/4/14-15	一泊	27	○	○	〃	35		
2回目 2007秋	2007/10/29-30	一泊	32	○	○	第一農園除草・竹狩り・植 樹・スイセン植付け	32	300	
	07/31-11/1	一泊	40	○	○	第一農園除草・竹狩り・植 樹・4番札所除草・収穫	42	200	
	2007/11/1	日帰り	22			第一農園除草・竹狩り・植 樹・収穫	22	200	
	2007/11/3-4	一泊	44	○	○	〃	74	300	
3回目 2008春	2008/4/9	日帰り	45	○		除草・植樹・竹狩り・4番 札所除草・アジサイ	45		150
	2008/4/16-17	一泊	29	○	○	〃	25		80
	2008/4/19-20	一泊	19	○	○	〃	20		90
4回目	2008/6/11	日帰り	5			第1・第2農園除草			
5回目	2008/7/9	日帰り	4			第一農園除草			
6回目 2008夏	2008/8/6	日帰り	17			第一農園除草			
	2008/8/6-7	一泊	21		○	第一農園除草・海の学習			
7回目	2008/9/17	日帰り	23	○		第一農園除草・スイセン		1,000	
8回目 2008秋	2008/10/22-23	一泊	27	○	○	アジサイ園・オリーブ園除 草・植樹・収穫	38	1,000	
	2008/10/25-26	一泊	27	○	○	家浦港・アジサイ園・オリ ーブ園除草・植樹	35	1,000	
	計		412				403	4,000	320

豊島の産業廃棄物の問題は知ってはいたが、それは過去のことでもう終わった事と考えていた。でも、現実にはまだ終わってはいなく、豊島の人はまだ苦しんでいるということが解かった。豊島の人のために何かしたいと思った。

(1982 年生まれ 2004 年入社)

オリーブ植樹の土地が整備されていたのですが、竹林を切り開く事から始めたらもっとよいような気がします。「さあどうぞ」という印象があり、ボランティアに行ったのにと違和感をおぼえました。

(女 1974 年生まれ 2006 年入社)

お手伝いさせていただいたことは、本当にささやかで、島の人達の為になっているのかと思うところがありますが、心の交流がとてもうれしかったです。私たちはたいしたことをしていませんが、豊島のみなさんにはとてもよくしていただきました。自分の会社が豊島と深くつながり、感謝されていることを聞き、この会社で働くことに誇りを持てるようになりました。

(女 1981 年生まれ 2000 年入社)

「飛行機に乗ってちょっとした旅行ができる」という不純な動機で参加しましたが、豊島の自然の中に不自然に建っている産廃処理施設とビニールに覆われた産廃が衝撃でした。

(女 1979 年生まれ 2000 年入社)

多くは軽い気持ちで参加した彼らにとって、産廃現場を実体験し住民の生の説明を聴き、その地で作業し、「何ができるか」を討論する経験の重要性については疑う余地もなく、中にはリピーターとして 15 回を数える者もいる。

#### 第4節 新たな展開

企業従業員個々人と住民個々人との協働の実績に注目する。

2007～09 年と活動実績を積んだユニクロは、自らの課題として「もっと住民に密着した活動をしたい」と活動の新たな展開を図った。本節は CSR 活動を通して顕在化した個人人の関わり合いがテーマとなる。

## 【壇山桜並木整備】

壇山桜並木整備企画は、豊島公民館で開催した瀬戸内オリーブ基金助成相談会に住民 B が相談に来たことを契機としてはじまった。豊島の中央に位置し 339m の高さをもつ「壇山」の周回道路に沿って 20 数年にわたって桜 200 本を植えてきた住民 B は、その世話が高齢のために難しくなったとして、その維持作業を委託したいとの相談内容であった。瀬戸内オリーブ基金は事業主体ではないが、ユニクロから「もっと豊島の人に密着した活動を」と要望されていたこともあって協働は可能と判断し、豊島事務局の仲介によって「壇山桜並木整備」が動き出すことになった。さらにその動きに触発されて、豊島観光協会と住民有志が参加、加えて豊島で美術館を建設する意図がある直島美術財団の関係者も加わるようになった。

表 4 壇山県道桜並木整備参加ボランティア

	ユニクロ 一泊組	ユニクロ 日帰り組	直島 住民	豊島 住民	総参 加者
1 回目 (09/2/1)	6	14	11	30	61
2 回目 (09/2/26)	5	14	8	13	40
3 回目 (09/3/18)	0	13	0	8	21

詳細は表 4 の通りである。ユニクロ日帰り組の参加者は、主に中四国圏の店舗従業員が占める。一泊組は仙台、宮城などの主に関東圏以北

の勤務者で、作業日の夕食・朝食は自炊するなど、自分たちの存在自体が地元住民の負担を増すことになるのは避けようと意図的な取り組みもなされていた。

ユニクロの CSR 活動の当初からの目論見でもあった地元住民個人との協働が、本格的に始まった。さらには、隣島の直島の住民が豊島の草刈作業に参加したことは、住民にも刺激となった。「(普段に) 関係ない直島の人が働いて、豊島住民が黙って見ているだけでは情けない」(70 代女性) との声が聞こえるようになった。

特にこの事例で注目されるのは、住民参加人数の多さである。荒れた土地で草刈り機械やチェーンソーなどを使い慣れていて、かつ無償の活動に参加できる住民となると一集落に数名といった豊島の状況を考えるならば、30 人という数字は驚くべき数といえる。ではいかなる契機が住民参加をうながしたのか。下記の 3 つの要因があげられる。

その一つは、作業現場の壇山が豊島にとって象徴的存在であったことだ。壇山は弘法大師が壇を築いて秘法をしたとの記述が「豊島村史」にもあり、伝承の息づくゆかりの地でもあった。さらには、瀬戸内海の島々でも一番の標高 (339m) をもつ山頂からの瀬戸内

海の眺望は 360 度可能であった。瀬戸内海の「多島美」と評される景観は、住民にとっても誇らしいものであった。子ども時代の檀山遠足、蝙蝠穴探検（豊島石探掘あとの洞窟）と住民の記憶に残る遊び場所でもあったという。だが産廃闘争中は山の手入れの人員も確保できず、生活に連関しない地域は荒れるに任され、自慢も檀山の眺望も雑木に遮られ、山頂への道も小型のトラックでも難しい状況になっていた。その地を整備する活動は、単に荒廃地の整備だけではなく、地域活性の象徴と捉えられる活動であった。

二つには、CSR の一環としての企業ボランティアとの協働作業の目新しさがあげられる。都会の若者が、住民と共に慣れない刈払機（草刈りの機械）を駆使する姿や、自分の娘でもない草集め作業をこなす女性社員たちを目にして、住民たちは笑顔をみせていた。

三つには、公道や町所有地の整備を住民自らするという前例にない作業への関心の高さがあげられる。従前は、公の仕事とされてきた桜並木や山頂の整備を、自らするという当事者意識は豊島にはなかった。豊島の県道・町道の側道整備は、年 1・2 回の土木事業者への委託事業であり、そこでボランティアが活動することは事業を侵害すると言えなくもないことだった。しかしながら、その委託事業も近年は主要な生活道路に限られ、人の往來のない多くの道は、手入れされることはなくなった。そのなかにあって、往來のなくなった檀山の道に 20 数年にわたって桜を植える人がいて、その手入れをユニクロボランティアがするという事態は、多くの行為には「お返し」が期待される豊島の生活慣習に馴染まないものであったといえる。いわば象徴としての檀山でのボランティア活動は、従前の慣習の殻を破ることになった。ユニクロボランティアが住民の心の内にもたらした波紋は、地域社会の変動の最初の一步と捉えなおされる出来事であった。

### 【一家に一本オリーブを植えましょう】

檀山作業の後、ユニクロボランティアと住民の協働という新たな動きは継続し、さらに加速することとなる。豊島にオリーブ油の搾油機<sup>7)</sup>が導入されることを契機として、自家製オリーブを各戸で作ろうと「一家に一本オリーブを植えましょう」が企画された。高齢者宅へ直接ユニクロボランティアが出向き植樹の手伝いする活動で、お手伝い依頼の窓口を豊島婦人会が担った。以前より「個々人を対象にした直接的な手助けをすることで住民の力になりたい」と希望していたユニクロ関係者と婦人会員との相談会がもたれ、協働が決定された。豊島住民会議（3自治会の上部組織）が 10 年前から育成しているオリーブの間引きによる木を提供することになり、一本は無料、二本目からは 1000 円の有料で配

布することとなった。

2009年5月17日、オリーブ植樹申し込みをした個人宅で、ユニクロボランティアが植えこみの手伝い（主に高齢者宅）をした。作業後は豊島婦人会有志によるお接待（手作りのたこ焼きとコーヒー）があり、住民の個人宅にユニクロのメンバー21名が招待され交流の場が持たれた。婦人会員からは「私たちは皆さんのこと（ユニクロの豊島での活動）を今まで知らなかった。でも今回皆様が来て私たち（高齢の住民）の手助けをしてくれことに感謝する。これからもよろしく」の発言があり、ボランティアからは「ユニクロに勤務して9年になるが、前回参加した同僚から豊島の話聞き今回初めて参加した。このようなお招きをいただき大変うれしい」との趣の言葉が交わされた。この活動は植樹後の草刈りも手伝うということで地域の中での協働活動の継続的な展開が考えられる事例である。

しかし思わぬ課題があることも判明した。植樹の協働作業を垣間見た住民からは「知らなかった。植えてくれるなら頼むのだった」との声が後で聞こえてきた。企画への申し込みは「公民館だより」に掲載されたが、老眼や白内障などで目の機能が落ち本当に手助けの必要な高齢者には、もっと丁寧な案内を考えることが必要だということであった。

豊島の高齢層の多くは70歳後半から85歳の世代で、彼らは「豊島事件」解決の中心的役割をはたしつつ、疲弊する地域にあって自給自足を暮らしを柱にして生き抜いた人々であった。それだけに自立心が強くよそ者はもとより、隣人に頼ることすら潔しとしない世代である。その世代が豊島に出入りするユニクロボランティアを見て、「ミカン」「イチジク」を携えて差し入れてくる。「若い人は、(見ていて)いいのう」と顔を和ませることは、まさに「こころの活性化」といえる。豊島は高齢化率42%に達していて、人口の半数を占める高齢者がやる気になることは、地域活性化をおしすすめる最大要因と考えられる。

## 第5節 CSR活動との協働から生まれた住民による自発的ネットワーク

壇山桜並木整備活動や個人宅オリーブ植樹活動にとユニクロボランティアらと協働した住民の中から新たな活動グループが立ち上がった。従前の住民活動は自治会組織の下位組織的活動が全てであった豊島で、住民有志が語らって創る自発的ネットワークは、全く新たな動きであり、微々たる動きであるものの社会的変動をもたらしたといえる。

キーパーソンA氏ら団塊の世代の豊島中学卒業生たちが語らって、「豊島をきれいにする会」がつくられた。彼らは、月の第一日曜日の3時間を活動時間と決め、壇山整備を継続する一方、荒れていた生活道路の草刈りなどの地域の清掃に汗を流しだした。

豊島の伝統的な生活慣習である「お返しの慣習」から考えると、「豊島をきれいにする会」のような全く無償の行為は日常には考えられないことである。特に「草刈り」は数少ない「賃仕事」とされていることから考えても慣習を破るできごとであった。たとえば、毎月一回早朝1時間ほど「お宮さんの清掃」が老人会の手でされているが、参加者には老人会から500円相当の品が渡される慣習がある。これなどは「奉仕」への「お礼」なのか、「賃仕事」としての「報酬」なのか微妙なところであるが、どちらにしても有償の行為なのである。

ユニクロボランティア（CSR活動）と地元住民の協働を契機として創られた自発的ネットワーク型の活動は、住民の間に張り巡らされた伝統的な地縁・血縁に起因する従前の「絆」とは異質の、いわば都市型ともいえる友人・知人といった個々人の縁に起因する絆を創出させたと考えられる。伝統的な地域社会にあっては、人々の繋がりはその土地の多くの生活慣習によって強化され、人々は共同体の慣習に従うことで地域社会を維持してきた。その中にあるのは、ユニクロボランティアが慣習を揺るがし巻き起こした波紋は、社会変動というには微々たる動きであるが、人々を元気づけやる気を起こさせたことは確かである。

### 【事例 CSR活動のまとめ】

日本のCSRでは、所在地や本業などに関連付けての活動が効率的であるとされてきた。だが本事例の意義は、企業所在地や業種などの本業とは連関しないところでの地域貢献活動であることにある。課題をかかえる周縁地域が社会活性の方策を考えると、企業のCSR活動とのタイアップも選択肢として有効であることが明らかとなった。当該企業と当該地域の出会い、さらにはそれぞれに関わり合った人々の協働が有効であるにはいくつかのポイントがあった。

豊島の活性化に関わってくるCSR活動のポイントを以下にまとめる。

- i. 当該企業は、本業とは別な文脈で地域貢献活動を継続的に、通年にわたって展開し、単なるイベントに終わらなかったことが特筆される。産廃問題を内包した豊島の特殊性があるとしても、企業従業員としてボランティアに参加しながらも個人としてモチベーションを高めていった過程が認められた。
- ii. 本事例には、NPO法人瀬戸内オリーブ基金の存在が大きな影響を及ぼしている。NPO法人瀬戸内オリーブ基金への募金という手法で広く消費者を取り込み、地域住民、企業従業員といった異なるカテゴリーに属する人々を結節させる機能を担い、さらにはその

機関から域社会変動を導くようなキーパーソンが育った。キーパーソンはまさにその役割を果たし、企業従業員個々人と住民とを媒介し、微々たる動きではあるとしても地域社会の慣習という壁にヒビを入れた。

iii. 特にその地域社会が社会的に限界にあるような周縁地域にあつて、公的な支援が期待できない状況の中で、よそ者たち（ユニクロ従業員）と地元住民との住民協働を現出させた。それは伝統的地域社会にあつて内発的發展をうながす重要な視点となる。

iv. 当該企業従業員個々人にとつても、豊島での活動を一過性のイベントではない、自身にとつての価値ある活動として意義づける人々が現出してきた。特にゴミ問題には敏感に反応する様子がでてきたことは、「豊島事件」を風化させないという住民の願いにも合致するものであった。

v. 本論の核ともなる「地域住民の変容」があげられる。NPO 法人瀬戸内オリーブ基金の寄与もさることながら、自分の娘・息子にも見捨てられて荒廃した土地の再生緑化に取り組む都市の若者たちへの奇異の眼差しがあつた。しかし壇山桜並木の整備と、住民個人宅での植樹手伝いといった個別の活動から、互いの中で信頼が醸成されていった。慣れない鎌を手にも長靴を履いて無償で手助けするよそ者（ユニクロ従業員）の姿勢は、住民の間に年老いて無力だと嘆くだけではなく、自らやれることはやろうという活力ある姿勢を引き出すこととなった。たとえそれが「たこ焼きをふるまう」といった些細なことであっても自発的活動としての意義が認められる。

### 第Ⅲ部のまとめ

第1章で考察した活性化の方策として示した3つの事業は、それぞれの明白な役割をもっていた。毎年8月に、産廃運動の組織を継承して開催される「島の学校」は、豊島事件解決の経験から産廃問題について情報発信することをメインとした事業である。このイベントが地域の外に情報発信をする役割を満たし「学びの場」として有効ではあるが、住民自身の参加意識はどうであろうか。外部参加者をせっせとお接待する住民の姿は見えるも

の、交流し今後に繋げる動きが見えてこない。民泊で受け入れた参加者を無事送り出して、「ヤレヤレ」と肩の荷を下ろすようでは、その後の動き・展開が課題となってくる。

2010年、「瀬戸内国際芸術祭」を契機とした「アートで地域おこし」は、外部からもたらされたイベントであり、住民としては受動的であり続けたイベントであった。このイベントには香川県と土庄町が全面的支援にあたっているのは、住民説明会に居並ぶ県職員や町職員の数でわかる。瀬戸内国際芸術祭豊島プロジェクトのまとめ役は土庄町町長があたり、事務局員は県職員が担った。当然、支援費用は県費が使われている。豊島美術館の周辺整備には、失業対策費が臨時雇用される住民に支払われている。香川県は「豊島活性化イベント」と位置付け、船舶の航行や豊島内のマイクロバス運用と資金を提供する。しかし、説明会での反応でみる限りでは、住民はあくまでも懐疑的であった。しかし、このイベントは同じ瀬戸内の6つの島を繋げての開催であり、今後の展開によっては新たな地域活性の契機になることは十分考えられる。このイベントが観光客を呼び込んだのは確かである。今のところは、豊島観光協会が、経済効果をねらった動きを活発化させている。この事業の一番の課題は、産廃紛争で失った県への信頼がどこまで回復できるかである。いみじくも弁護士中坊が指摘した、「いつか、このしっぺがえしがくる」という住民が抱く県への懸念が払拭されないと、このイベントを自分たちのイベントとして自発的に取り組むのは難しいと考えられる。

この2つの事業の隙間を埋めるのが、CSR活動の一環としたボランティア豊島の企業従業員らと地元住民の協働事業である。企業従業員の活動趣旨は、「荒廃した地域を緑化し、疲弊した地域の人々の助けになりたい」と単純明快なものであった。CSR活動の一環であることから、宿泊や交通費などのボランティア費用は企業負担となるので、参加者にとって金銭的負担が少なく参加しやすい制度が整っている。しかし、前述の初回参加者のアンケートにもあるように、離島である豊島で慣れない植樹や草刈りをするのは、遊びではできない作業である。それを見守る住民の笑顔を引きだしたのは、真剣に草刈りに取り組む都会の若者を見つめる住民の笑顔引きだすのは容易なことだった。住民にとっては都会で働く孫が手伝ってくれるといったところである。先の「島の学校」や「美術館で地域づくり」の2つの事業と本例の違いは、住民とは関係のない企業従業員と関わる協働は、義務や世間体に捉われることなく、当該者相互にとって純粋に喜びがもたらされる事業内容であった点にある。

無償のボランティアという行為は、伝統的共同体である地域社会の文化にはなじまない



行為である。脈々と続く暮らしの連関のなかでは、「ある行為」には後に「お返し」という行為が付随し、それは次の行為へと連関される。それを本論文では義理の関係性の維持と再認とした。それらの相互行為の連関によって、互いの関係性の内に張り巡らされた絆は再確認され、住民はその繋がりの中で地域社会を形成してきた。伝統的共同体の絆を頼りに地域生活を維持するという慣習は、容易に変わるものではない。豊島の疲弊を深めた産廃問題はとりあえず解決をみた。住民運動の過程では、いままで自治会組織の下層に位置づけられていた女性の存在が「女性委員会」として光があたった。豊島の伝統的共同体にとっては、画期的なできごとである。しかし、住民運動の終了とともに忘れ去られてしまった。だが、豊島家浦の婦人会の若手（40～50代）が、従前のような会の運営には協力出来ないと反旗を翻し、家浦婦人会は休会となった出来事がおきた。女性たちが地域社会で発言がするようになることは、豊島社会の変動の起爆剤になると考えられる。地域社会に張り巡らされた互いの義理の関係性を優先させるばかりではなく、住民個人個人の思いが時には優先されることが、地域社会の変動に関わってくると考えられる。

地域活性を論じるにあたっては、特に経済的基盤を持たない地域社会にとって、予算的裏付けの必要な事業の多くは、県や外部からの支援に頼らざるをえない状況が歴然としてある。とはいっても、住民は、香川県との紛争で「行政」に頼ることの危うさを学んだ。2010年、住民は公害調停10周年のイベントを開催した。挨拶した永田勝也（豊島廃棄物等管理委員会委員長）は「もっと、県との間で緊張感をもたなければ」といい、大川副弁護士は「もっと、住民は足元を見つめ直す必要がある。団結したから偉業を成し遂げたのである」と挨拶した。内容は香川県主導の「瀬戸内海国際芸術祭」に経済的効果を期待する住民の思惑を指摘するものであった。

継続的に豊島に入ってくる都市圏の若者によるCSR活動は住民にとって新しい感覚での取り組みと映った。当該企業従業員の若者たちは、住民と共に働くことで、住民のところに直接働きかけることになった。いわゆるよそ者に目覚めさせられた活力は、自ら「豊島をきれいにしよう」あるいは「できるはずだ」という意識を呼び覚ましたといえる。

ゴミの島から再生を果たそうとする今、豊島は住民自身が新たな活力を得る過程にある。それを後押しするのは、「豊島はすばらしい」というよそ者の認知であり、住民が拘る世間体を慰撫することにもなる。わずかな住民が何役もの地域役割を兼ねてなんとか地域社会を維持している現状にあって、住民はそれまでの伝統的生活慣習を見つめながらも互いに、あるいはユニクロ従業員との間に新たに緩やかな「絆」を結びつつ地域活性へ向けて一歩

を踏み出した。そこに欠けてならないのは「よそ者がもたらす視点」であることは先行研究者の指摘するところである。本論文では、よそ者がもたらす視点を契機として、生き生きとして暮らし続ける住民の内から緩やかな絆の生成が確認されている。

活力ある企業が経営理念にしたがって CSR に取り組み、地域内にキーパーソンあるいはキー組織を得られるなら、今後 CSR といった企業活動が社会的にも地理的にも不利な周縁地域社会の活性への支援策として、限りなく有効であると考えられる。

[注]

1) 鶴見は特に内発性を強調した。1970年代のアメリカ社会学(パーソンとう)の近代化論はイギリス・アメリカなどの先発国を内発的發展者とし、後進国(非西欧社会)は、その手本をかりて近代化を遂げたか、遂げつつあるために、外発的發展者であるとし、その対抗として、後進国もまた、内発的發展がありうるとした(1989:46)。

「もう一つの発展」と「内発的發展論」は同義である。

\*鶴見が特に内発性を強調する理由(p46)

一、1960年代のアメリカ社会学(パーソンとう)の近代化論はイギリス・アメリカなどの先発国を内発的發展者とし、後進国(非西欧社会)は、その手本をかりて近代化を遂げたか、遂げつつあるために、外発的發展者であるとし、後進国もまた、内発的發展がありうる。

二、非西欧社会の立場から、精神的・知的側面的发展—自己覚醒および知的・精神的創造性—を強調する。発展は物質生活の向上とは限らない。精神覚醒と知的創造性をとおして人々は社会変化の主体となることができるという主張である。地域における文化遺産(伝統)、地域住民の自己変革と主体性を重んじることで内発性を強調する。

\*包括的定義(p46)

「もう一つの発展」(1975)ダグ・ハマーショルド財団の国連への報告。

発展の要件として、地域が発展の単位であり、地域の自然生態系との調和を強調し、地域の文化遺産(伝統)に基づく人々の創造性を重んじる。

i, 食糧・健康・住居・教育など、人間の生きるための基本的欲求が満たされること。

ii, 地域の共同体の人々の協働によって実現されること。そのことを自助とよぶ。

iii, 地域の自然環境との調和を保つこと。

iv, それぞれの社会内部の構造変革のための行動をおこすこと。

これらの要件を満たすような発展の様式と生活の様式とは「それぞれの地域の人間集団が、それぞれの固有の自然環境、文化遺産、男女の地域共同体成員の創造性に依拠し、他の地域の集団との交流をとおして、創出することができる」とした。

2) 「企業がその事業活動およびステークホルダーとの相互関係のなかに、社会的関心と環境的関心を自発的に取り入れていくこと」と定義し、法令遵守を超えたレベルでの企業の自発的な規範形成行為であり、ソフトローであるとした。

『グリーン・ペーパー』のCSR活動の分類

---

・企業内に向かって①人的資源管理, ②労働安全・衛生, ③責任あるリストラ行動,  
④環境経営.

・企業外に向かって①地域社会への貢献, ②ビジネスパートナー・顧客・消費者の信頼関係の構築, ③多国籍企業やサプライチェーンにおける人権擁護, ④地域環境保護. (詳しくは稲上毅・連合総合生活開発研究所編, 『労働 CSR』参照されたい)

- 3) 消費者が募金箱に入れた募金金額と同額を企業が寄付する制度
- 4) 再生法の概要 [www.pref.nagano.jp/kikaku/kikaku/fok.../ti-gaiyo.htm](http://www.pref.nagano.jp/kikaku/kikaku/fok.../ti-gaiyo.htm)
- 5) 多くは販売促進企業とのタイアップで, 例えば缶ビール 6 缶パックの紙ケースに瀬戸内オリブ基金のロゴとメッセージを印刷しその売り上げの数%を寄付する手法. 消費者は間接的に募金し, 企業はイメージと利益の双方をアップすることになる.
- 6) 2007 年 3 回に分けて参加した一泊組 134 人のうち初回参加者 107 名へアンケート配布. 郵送にて回収 59 票のデータについて検討した. 標本数の不足とデータ収集時期が同一年度内ではあるもの, 時期にズレがあるため, 傾向を探る程度の参考資料とする.
- 7) オリーブオイルの搾油は 10 kg (バケツ一杯位) ~50 kg の実から 10% のオイルが絞られる. ただし収穫から 48 時間内に搾油しないと品質が劣るという厳しい条件がある. 機械はイタリアからの輸入で専任の作業員がつき, 一回の搾油料金 5000 円が必要.

## 終章. 自立にむかって

本論文では、義理や世間体といった社会的規範意識に拘っている住民が、どのような地域社会を築いているのかに注目し、戦前前後から現代までの豊島が辿った地域変動のダイナミズムを解き明かした。

先人から継承された自給自足も可能な豊かな島は、戦後急速に進んだ経済・社会の発展やグローバル化によって、多くの周縁地域と同様に、過疎、高齢・少子化、地場産業の不振などにより衰退していった。そんな地域社会にあつて、先人から受け継いだ地域の絆は伝統的文化や暮らしの中で温存されてきた。豊島では病気お見舞い行動に顕在化する義理や世間体の拘りに、張り巡らされた絆のあり様をみることができた。病気お見舞いを交わすことで、住民は互いの間にある義理の関係性を確認し、互いの絆を維持・強化し合っていた。くわえて、世間に同調することを住民結束の手段とし、豊島の地域社会は共同体としての体裁を保っていた。(第Ⅰ部)。

そんな共同体的社会に、産廃問題(豊島事件)がおきた。住民は香川県と25年間にわたって紛争状態になり、問題解決のために住民運動をおこした。暮らしの中に温存されてきた義理や世間体といった社会的規範を第Ⅰ部で確認したうえで、産廃問題解決のために住民が取り組んだ住民運動に注目した。生起、挫折、停滞、活性と住民運動は変遷し、最後には日本で最初の公害調停成立という結果を住民は勝ち取った(第Ⅱ部)。

今、疲弊した豊島にあつて、住民は地域活性に向けて歩み始めた。ポスト住民運動期にあつて、豊島ではいくつかの事業展開がはじまっている。そのなかでもCSRの一環とした企業従業員によるボランティアが、荒廃が進んだ地域の緑化と高齢な住民への手助けを目的として通いだした。義理や世間体意識に拘る住民が、住民運動とは関わりのない外部支援者とどのように折り合いをつけるかに注目し、地域活性の方策を探った。企業従業員によるボランティア豊島と地元住民との協働を契機として、住民のなかに緩やかな絆で繋がった地元集団が生まれた。住民は外部からの支援を受け入れながら、自らが、何ができるかを考え始めている(第Ⅲ部)。

第Ⅰ、第Ⅱ、第Ⅲ部をとおしていえることは、豊かな島を築くにしても、住民運動をするにしても、地域活性を試みるにしても、住民個々人の意思では一枚岩にならないが、義理を貫く意思では豊島の住民は結束し一枚岩になれるということである。

## 第1節 本論文の総括

### 【第I部の総括】

豊島は瀬戸内海にある離島である。離島で暮らすということは高いリスクが伴う。外部との交流には船便しかないことと、医療制度の不備は、大きなリスク要因である。豊島の先人たちは、自給自足の可能な経済構造をつくろうと画策し、離島で暮らし続けるための生活の仕組みを、さまざまに作り上げた。豊かな地域社会を創る作業を代々にわたって積み重ね、名前の由来にもなる豊かな島と評価されるまでになった。先ずは、暮らしの規範として従前の社会規範である義理を温存させ、世間体に拘ることで暮らしの秩序を維持した。伝統的文化の継承や、日々の暮らしの中で交わされる病気お見舞いも、義理や世間体にこだわる住民の結束の手段となっていた。本論文は、地域社会を探る手段として病気お見舞い行動を第I部の事例とした。豊島では病気お見舞い行動を「しきたり」という。病気お見舞いすることは、豊島の伝統的文化となっていた。伝統としての病気お見舞いは代々伝えられ、住民は伝統をまもることで自らの評価を高め、世間に同調することで世間体を維持した。義理を守って暮らすことと、世間体の維持は双子の社会規範となっていた。

第1章では、離島で暮らすことで被るリスクがあることが確認された。特に、本土との交流の不便さと、医療体制の不備は生活の根幹に関わる問題を内在させていた。次に、第2節では、地域社会の変容を3つのラベルにそって検証した。豊島の先人たちは、単に自然の恵みを享受したのではなかった。棚田をひらくのも水を引くのも、地域共同体なくしては出来ないことであり、人々は明治・大正期に大小352あまりの溜め池を造った。先人たちは「共同する」ことを拠り所にして、少しずつ「豊かな島」をつくってきた。しかし、戦後の急速な社会的、経済的変容は、豊かな島の生活の根底を揺るがしていた（「豊かな島」）。第3節では、戦中戦後の混乱期に、キリスト者賀川豊彦と療養のために結核患者らが豊島にやってきたことに注目する。戦後には、賀川の遺産を引き継いだキリスト者らによって3つの社会福祉施設がつけられた。社会的弱者である入所者を受け入れるにあたって、住民は葛藤を経験しながら、最後は「困った時はみな同じ」という言葉によって受け入れていった（「福祉の島」）。第4節の「産廃の島」のラベルは、住民の反対運動にも関わらず、1975年から1990年の間に産業廃棄物が不法に豊島処分場に持ち込まれたことに由来する。2000年に公害調停成立によって産廃の島外撤去が決まり、「産廃の島」のラベルは剥がされるが、次にはどのラベルが選ばれるのかは今後の

住民の選択にかかっている。

第2章では、住民が拘る義理の関係性や世間体意識が関わる病気お見舞い行動を事例とした。本事例を分析・考察するにあたって経済的交換にはあたらない「もののやり取り調査」と、個別事例の聞き取りを実施している。調査票の分析から、病気お見舞い行動には日本の贈答慣行とされる贈与と返礼が慣習化していることが認められた。慣習化した病気お見舞い行動には、当該者相互の関係性の維持と継続が含意されていることから、日本の義理の観念を援用して考察した。病気お見舞い行動で注目されるのは、従前の上下意識の強い社会規範である義理に拘って暮らしている住民の姿だった。

第3章では、病気お見舞い行動のもう一つの側面である世間体にこだわる意識について考察した。本章では病気お見舞いの有無によって世間の範囲が2分されることを明らかにする。特に豊島では、病気お見舞いの行われる範囲が、行われない層とその外のタニンの層にも侵入し、世間体に関わる範囲は複層化し拡大していることが確認された。

これらの義理の関係性あるいは世間体意識は、日本の伝統的社会の基底にあると考えられ(会田 1945)、豊島では病気お見舞い行動に顕在化し、「贈り贈られる行為」に託され住民相互の関係性は強化されていた。住民にとっては、自らの体面を保ち(=世間体の維持)、世間に同調することが第一義であり、時には自らが準拠する「島」の世間体が優先されたりもする。第I部で確認された住民が拘る義理の関係性や世間体意識は、第II部の産廃に関わる紛争解決のための住民運動をみるうえで、注目すべき要点となる。

## 【第II部の総括】

第II部では、住民運動の契機となった「豊島事件」(認可処分場での産業廃棄物不法投棄事件)を、地域社会に大きな変動をもたらした事例として注目している。

産廃問題に関心をもつ研究者の多くは、産廃問題が発生地である地域の問題とされることで、問題解決の困難なことを指摘する。飯島は、地方の紛争を全国化するためには、住民は結束して行動を起こさなければならないと指摘し、産廃問題の解決には住民運動は必須条件となるという。特に本論文では、第I部で確認された義理の関係性や世間体意識が豊島の住民運動と関わっていることに注目し、豊島の先人たちが住民結束の手段としてきた義理や世間体意識が、現代社会の住民運動の行動契機ともなっていることが認められた。

「豊島事件」の解決に導いた最大の要因は、住民と弁護士中坊の出会いであった。弁

護士中坊は、義理や世間体に拘って県との紛争を解決しようとする人々の姿勢を、生活を守る権利意識の欠如と捉えた。弁護士中坊は住民に運動の見直しをせまり、住民は葛藤しつつも弁護士中坊の指摘を受け入れ、住民運動を活性化させた。弁護士中坊は、「豊島事件」解決の過程を住民の自立の過程と評した。住民が拘る義理や世間体意識は、住民の結束の手段として機能する半面、住民運動停滞要因にもなっていた。

住民は、生活の中でおきるトラブルを、互いの義理の関係性に配慮し調節することで争いを収めてきた。離島という閉鎖的環境のなかでは、地域社会の結束を維持するためにも義理は有効な手段であった。義理の論理で争いを収める場合、双方ともに、自分の立場を意図的に引き下げることを求められる。俗に言う「喧嘩両成敗」である。しかし、住民は、産廃撤去を巡る県との争いに自分たちの義理の論理を当てはめるという過ちを犯した。住民の拘る義理の論理でいけば、県も譲るべきとなる。ところが、法律に則って判断する行政には「譲る」という選択肢はもともと存在しなかった。

#### 【住民運動の生成、挫折、停滞、活性の経緯について】

住民運動生成の契機となったのは、香川県知事の豊島での演説で住民の拘る世間体を傷つけたことだった（生成）。住民の反対にも関わらず豊島産廃処分場は県の認可をうけた処分場として稼働した（挫折）。認可に当たって県と業者と住民が相互に結んだ約束は、住民にとってなんの意味もなさなかった。業者が認可処分場に公然と持ち込んだ有害・無害産廃は15年間で56万トンに達し、廃掃法違反で兵庫県警に摘発されるまで続いた（停滞）。これら残された産廃撤去に向けて住民は再び住民運動を活性化させた（活性）。

15年もの住民運動の停滞期で特に注目されるのは、県への対抗手段として、「県との約束違反」の法的根拠となるべき「和解条項」が全く顧みられなかったことだ。公害調停の申請代理人として交渉にあたった弁護士大川は、和解条項が顧みられなかったことを指摘して、「それだけ住民の挫折感は強かった」と記述する（大川：16）。弁護士らが公害調等停申請の根拠にしたのが1978年に県の仲介で住民と業者が取り交わした「和解条項」であった。

#### ・住民運動の転換と分裂の危機から解決へ

1990年、兵庫県警によって豊島産廃処理場は摘発され「豊島事件」として立件されたが、業者が運び込んだ産廃の撤去を巡って住民は県とあらたな紛争局面に入った。紛争は56万トンの産廃を誰が撤去するかを巡る攻防であった。住民の依頼を受け入れた弁



弁護士中坊は、公害等調停員会に申請する手段をとった。弁護士中坊は住民と関わり合いながら、県と住民の関係性に注目した。県を親・殿様とたのむ従前の義理の関係が未だに住民の社会規範となっているのに気付いた。弁護士中坊は、住民の権利を守るのは、県ではなく住民自身だと説いた。第I部でも記したが、「義理の関係性には自己意識のなさが関わっている」との川島の指摘があるように、県に頼って問題解決しようとする住民の思いがあったのは事実であった。

公害調停での交渉は、県の責任の全面的否定からスタートし「遺憾の意」を表すまでには、実に13回の調停委員会が開催された。調停成立の枠組みをつくるための中間合意受け入れを巡って、住民も弁護士も2つに意見が分かれた。争点は、産廃中間処理施設を豊島に造るかどうかである。産廃処理施設の豊島案を受け入れることは、産廃の島外撤去とは違う結果になることを意味する。住民のなかには、産廃処理施設ができると地域にお金が入ってくることに期待する声があった。住民の利益を考えるなら産廃処理施設豊島案を受け入れるとする弁護士もいた。弁護士中坊は、住民運動の原点（産廃の島外撤去）に立ち返れと言った。しかし、住民運動が分裂する危機はさげたいとの思惑もあってこれを受け入れることを決断した。

その後、さらに調停での交渉を有利に導くために、弁護士団と住民は一体になって「豊島事件」を世間に訴え世論を喚起する戦略的な住民運動を展開していった。住民は香川県下を歩き回って、「豊島事件」での県の責任を県民一人一人に説いた。この住民運動の転換によって香川県の世論は「豊島住民のエゴ」から「県にも責任がある」と変わってきた。この時期に香川県議会へ豊島代表を送り込もとする機運が盛り上がり、豊島有権者約1000票に6500以上の票を上積みして選挙は勝った。住民は、この選挙に敗れることは住民運動分裂の危機にもなるとの危機感をいだいて、全島民参加で選挙戦に臨んだという。

公害調停は直島町がエコタウン計画を背景に処理施設受け入れに手をあげたことで、一気に成立にむかった。最後に懸案だった「知事の謝罪」は、調印式の1週間前に新聞報道で住民に知らされることになった。当日の豊島中学校体育館で行われた調停調印式には約600人の人々が集まり、固唾を飲んで見守った。

弁護士中坊は裁判ではなく、公害等調停という手法を「豊島事件」解決の手段としたのは、公害調停が裁判費用より負担が軽いという理由だった。中坊はまた、損害賠償請求権を放棄して、お金の入りどころのない住民の窮状を考え、日本初となる産廃排出企

業（被申請人）が解決金を払うことで和解するように、公害等調停委員に働きかけた。排出企業から支払われた金額の4割が申請者に渡され、6割が被申請人である県に渡った。

産廃を巡る紛争が公害等調停に申請されたのも日本で初であり、個人がおこした産廃不法投棄の処理を国費で行われるのも日本初。産廃排出企業から解決金が支払われたのも日本初。不法産廃量も当時としては日本一。豊島産廃問題の解決には、日本初が5つある。

さらに日本初に加えるのは、1500人不足住民が、行政を相手にして時間はかかったものの計65万トンの産廃の島外完全撤去という目的を達成したことである。

### 【豊島事件と住民の義理と世間体への拘り】

住人にとっては25年もの闘いの日々が続いた。それだけに日常の暮らしの中で、互いの繋がりを再確認することが必要だった。その手段とされたのが例えば病気お見舞いをはじめとした慣習化された贈答行動であった。

最初に住民が結束し住民運動を組織できた要因は、知事発言による住民の世間体がないがしろにされたことによる。県を親や殿様に例えることは、住民と県の互いの関係に絶対的な上下関係、強者と弱者の関係性を前提とすることになり、県と対等な立場での交渉は当初から困難であった。

弁護士中坊は「県に騙された住民が悪い」と怒り、住民は「親が子を騙すはずがない」と反論した。住民にとって県と親は同格だった。それだけに県と対峙することは住民にとって勇気のいることだったと言える。住民運動の過程で何度も傷ついた住民を想って、弁護士中坊はよく泣いた。調停成立を目前にして弁護士中坊の最後の危惧は、「いつか、しっぺがえしが あるんじゃないか」という、住民が抱く不安だった。それは県（殿・親）に刃向かった住民の畏れを意味した。弁護士らが作成した調停書には、「今後も豊島を他の離島と同じように支援してほしい」との趣旨の文言が挿入された。

日々の暮らしで人々はくまなざしを交わし、誰かの入院を知ると病院に駆けつけた。同じように人々は住民運動にも駆けつけた。闘争に費やした25年の時間と費用と痛みによって、自ら産廃を受け入れてしまった住民は、2000年の「豊島宣言」に宣言されたように住民に課せられた債務を支払った。

住民は、生活の中でおきるトラブルを、互いの義理の関係性に配慮し調節することで

争いを収めてきた。離島という閉鎖的環境のなかでは、地域社会の結束を維持するためにも義理は有効な手段であった。義理の論理で争いを収める場合、双方ともに、自分の立場を意図的に引き下げられることを求められる。しかし、住民は、産廃撤去を巡る県との争いに自分たちの義理の論理を当てはめるという過ちを犯した。住民の拘る義理の論理でいけば、県も譲るべきとなる。ところが、法律に則って判断する行政には「譲る」という選択肢はもともと存在しなかった。

### 【第Ⅲ部の総括】

第Ⅲ部では、社会的諸要因で疲弊する地域社会の活性に向けての方策に注目する。

「豊島事件」を巡っての県との紛争が解決した 2000 年にスタートした企業による地域貢献活動（CSR）に注目している。都市圏の若者が豊島にきて、荒廃地で草刈りや植樹をする。それを補助する地元住民がいて、企業従業員を中心とするボランティアらと地元の人々を結節する民間機関があり、「行政」を頼まない地域活性の動きが起きている。筆者はこれを「民協働」と名付けた。また彼ら地元住民との協働から、従前の地縁集団ではない緩やかな絆で結ばれた新たな地域集団がつけられている。

2000～2016 年の間、住民は関連施設を含めた完全撤去過程を監視するが、2012 年の産廃撤去作業の目途がたった今、住民はようやく疲弊した地域に目を向けられるようになった。CSR の一環である地域社会貢献に関心をもつ企業と当該地域の住民の出会いは、すぐに経済的効果をもたらすものではないが、なによりも産廃解決過程でさまざまに傷ついた人々を慰める効果があった。慣れない鎌を手に、長靴を履いて無償で手助けする企業従業員の姿勢は、地元住民の間に年老いて無力だと嘆くだけでなく、自らやれることはやろうという活力ある姿勢を引き出した。

住民運動期には強い絆として機能した住民の拘りは、支援者として豊島にやってくる外部者への危惧の＜まなざし＞として顕在化する恐れがあった。しかし、孫ほどの若者たちに危機を覚える住民はいなかった。住民の拘る義理や世間体意識が顕在化するのには、病気お見舞いや住民運動などの事例にみられるように、危機的状況を乗り切るための結束を求められる時である。地域の危機的状況が改善された今、復興期に求められるのは、住民の捉われない発想と自発性である。ここでは住民の義理や世間体への強い拘りは、自発性を削ぐ要因になる。なぜなら、世間を同じくする住民相互の期待に応えることで行動することを規範としてきた住民にとっては、自発的に外部者との関わりをもつことは容易なことではない。しかし、地域社会の衰退した状況にある豊島では、外部からの

支援なしには地域活性は困難なことは明白である。これまで住民結束に機能していた義理や世間体への拘りは、Uターン者や利害関係のない支援者の参入によって、より都市化された緩やかな方向へと変容していくと考えられる。

## 第2節 今後の課題

本論文は前節で総括したように、地域社会の疲弊と活性のダイナミックな変動を3つの事例をとおしてみた。そこで浮き彫りになったのは、伝統的地域共同体を維持し、義理や世間体に拘って暮らしている住民姿だった。穏やかな日常を暮らしてきた住民が、東京のど真ん中で自分たちの島が汚されたことを訴えた。そこには外聞(=世間体)を気にする姿はなかった。大きな権力と闘う人々の武器は、子孫へ「ゴミのない島」を伝えるという願いに潜む、地域に対して負う義理であり、住民としての債務の履行であった。

豊島は、今、1975年の産廃問題スタートから人口は半減し、耕作放棄地が居住区域内にも広がる。「豊島事件」に費やされた、人々の時間と労力は取り戻せないが、きれいな野山は人の手によって戻る。50~60歳で豊島産廃運動の中堅として闘った人々の多くは、現在70~80歳を過ぎている。しかし、島から出て世帯を持ち、時々は親元に帰っていた団塊の世代が、定年を迎えてぼちぼちと戻ってきている。住民運動を経験していない世代が次の豊島を拓くことになる。彼らは国民皆年金制度の恩恵を受ける世代であり、ボランティア活動ができる世代ともいえる。経済的基盤のない地域の活性の担い手とし条件が整っている。この世代が豊島に戻るということは、豊島の伝統的価値観と都市的生活での価値観が融合し、より柔軟性のある活動が期待できる。

産廃闘争を、住民と一体となって闘った弁護士らは、豊島の再生への過程にも心を配る。弁護士岩城は「島の再生にとって成功体験が有害になるかもしれない」と指摘する。筆者の危惧は、成功体験を語る者がいなくなるということである。1993年の調停申請時、549人の申請人のうち44.2%が70歳代である事実から、単純計算では20年後の2013年には彼らは90歳代になる。近い将来、住民闘争は資料の中にしか存在しなくなる。

その他にも、産廃を撤去した跡地利用の課題がある。2004年に発足した産廃処理事業を管理する豊島産廃等管理委員会が中心になって跡地利用について検討している。島民へのアンケート調査で意向を探ってもいるが未だ何も地権者たる住民に示されてはいない。

2009年には福武総一郎が豊島にやってきて、瀬戸内国際芸術祭構想を説明し豊島に美術館を建てるといい、2010年豊島美術館が、放棄された棚田が広がる岡の中腹に建てられた。いずれにしろ、産廃という豊島に刺さった棘が抜けたら、外部から資本が入ってくるのは必然であろう。瀬戸内海の真ん中であって、水資源があり、風光明媚な自然環境と都市圏から船便で40分という離島としては適度な距離感など、観光資源としての条件は整っている。

今、豊島の近未来へ何が言えるだろうか。

第I部でみてきた豊島の地域社会は、伝統的共同体を継承している。長老制度と称して、高齢者や役員経験者が長老として自治会での発言役割を担い、その下に中堅、若手が従うヒエラルヒー構造があった。女性は子供と同じ最下層に位置づけられていた。しかし1997年に組織改編があり中堅・若手が発言の機会が得られるようになった。それは、住民会議を率いる者たちが高齢になって、運動の継承が危ぶまれたからである。女性委員会も新たにでき、女性をもっと活用するという風潮が生まれてきた(1998年)。人口が1000人を切るかという今(2011年)、男たちだけで長老制度を維持し、地域社会を担うことが無理になってきている。いままで表立った発言を封じられていた豊島の女性たちが、会合で発言できるようになることが、地域活性化につながるの確かである。だがここにも問題があって、延々と続いた「女性は台所」といった性役割規範は、当該女性に深く浸透していて、なかなか変わるものではない。2011年4月、筆者の所属する豊島家浦婦人会が休会となったのは、40・50代の若手会員たちがこれまでの指導的立場にあった役員に楯突いたことを意味する。いままでは、義理の上下関係で進行していた会の運営に異議を唱える動きが出始めたことは、これまでの地域組織に風穴があくことにつながると考えられる。

このまま豊島の都市化が進むとも思えないが、リーダーのいなかった豊島社会に、第III部で論じられたように、Uターン者から役割規範をもたないボランティアなリーダーが育っている。人々の繋がりを大事にする伝統的絆を媒介に、新たな都市的ネットワークによる中間集団が出現してきている。今はまだ、従前の地域ネットワークとの協働はないが、この先はそれも可能となるだろう。

住民は、疲弊した地域活性のために、資金も欲しいし、人も欲しいと願っている。しかし、外部支援者との対等な協働を視野に入れた地域活性の事業を展開することの重要性は、すでに住民も気づいている。長い時間をかけて、弁護士たちの支援のもとで「自

立」してきた住民は、こんごは自分で「自立」の道を歩まなければならない。強い絆の元に、明治・大正・昭和と引き継がれて共同体社会である豊島が、緩やかな絆を背景とした新たな「自立」の道を模索する。ゴミの無くなった島に、団塊の世代たちが遠からず帰ってくる。その未来は決して暗くはない。

## 文 献

### [第 I 部文献]

- 阿部謹也, 2001, 『学問と「世間」』岩波新書.
- 会田雄次, 1970, 『日本の意識構造』講談社.
- 天野マキ, 2008, 「賀川豊彦の執筆活動に視る社会事業の視角—農村社会事業の検討をと  
おして」東洋大学社会学部紀要 54-2 : 29-48.
- 有賀喜左衛門, 1950, 「日本社会構造における階級性的問題」『民俗学研究』第 14 民俗学  
会編巻 4 号 : 9.
- Benedict, R., 1945, *Japanese Behavior Patterns*, (=1997, 福井七子訳『日本人の行動パ  
ターン』) 日本放送出版協会.
- , 1946, *The Chrysanthemum and the Sword*, (=1948, 長谷川松治訳『菊と刀』)  
講談社.
- 島津俊之, 1989, 「村落空間の社会地理学的考察—大和高原北部・下狭川を例に」『人文地  
理』第 41 巻第 3 号 : 195-215.
- 土居健郎, 1971, 『甘えの構造』弘文堂.
- 江藤直純・市川一宏編, 1998, 『社会福祉と聖書』有限会社リトン.
- Goffman・E., 1963, *Asylums*, 1984, 石黒毅訳, 『アサイラム』誠信書房.
- , 1959, *The Presentation of Self in Everyday Life*, Doubleday Anchor.  
1974, 石黒毅訳, 『行為と演技—日常生活における自己呈示』誠信書房.
- 荻野昌弘, 2005. 『零度の社会』世界思想社.
- 藤正巖・古川俊之共著, 2000, 『ウェルカム・人口減少社会』文春新書.
- 井上忠司, 1977, 『「世間体」の構造—社会心理史への試み—』日本放送出版協会.
- 井下理, 1979, 「贈答行動にみる日本人の人間関係についての—考察—贈り物とお礼の第  
一次調査資料より」『年報社会心理学』第 20 号 : 29~49.
- 井澗裕, 2010, 「周縁の周縁の中央—空間的ヒエラルヒーと建築の辺境性」北海道大学大学  
院文学研究科 [mochizukitsuneko.com/wp-content/uploads/2010/11/itani.pdf](http://mochizukitsuneko.com/wp-content/uploads/2010/11/itani.pdf)
- 伊藤幹治, 1995, 『贈与交換の人類学』筑摩書房.
- 賀川豊彦, 1920, 『死線を越えて』2003-再版 徳島出版株式会社.
- 賀川豊彦全集刊行会編, 1962-64, 『賀川豊彦全集』巻 24 キリスト新聞社.
- 上川克枝, 2006, 「病気お見舞い行動と日本の義理」『奈良女子大学社会学論集』第 13 号,

- 奈良女子大学社会学研究会.
- , 2008, 「病気お見舞い行動からみえる世間の絆」『奈良女子大学社会学論集』第15号, 奈良女子大学社会学研究会.
- 加藤秀俊編, 2003, 『コメとアジアのひとびと』中部高等学術研究所.
- 川合小梅, 幕末～明治『小梅日記』1～3巻 1994 初版 7刷発刊 校訂者志賀裕 春村田静子 東洋文庫 285 平凡社.
- 川島武宜, 1950, 『日本社会の家族的構成』日本評論社.
- , 1951, 「義理」思想 No.327 ; 21, 岩波書店.
- 国土庁地方振興局離島振興課監修 日本離島センター編集, 『離島統計年報』日本離島センター 昭和 50 年版. 56 年版. 60 年版. 平成 9 年版. 12 年版.
- 小松丈晃, 2005, 「リスク社会のなかの『援助』」『釧路論集』: 北海道教育大学釧路分校報告 Vol.37 : 81-87.
- 西田正憲, 1999, 『瀬戸内海の発見』中公新書.
- 牧野成一, 1996, 『ウチとソトの言語文化学 文法を文化で切る』東京アルク.
- 丸岡稔典, 2008, 「肢体不自由障害者の快適な地域生活に対するインフォーマルなサポート役割」『福祉社会学会第 6 大会報告予稿集』社会福祉学会発行.
- 源 了圓, 1969, 『義理と人情—日本的心情の一考察』中央公論新社.
- 宮崎学, 2008, 『ヤクザと日本—近代の無頼』ちくま新書.
- 宮本和彦, 2005, 「社会福祉領域を中心とした共生社会への挑戦」佐々木交賢・樋口晟子編, 『共生社会への挑戦: 日仏社会の比較』日仏社会学叢書五巻, 皓星社.
- モース・マルセル, 1950, 『社会学と人類学』有地亨・伊東昌司・山口俊夫訳, 弘文堂.
- NHK 放送文化研究所編, 2000, 『現代日本人の意識構造』NHK 放送出版協会.
- 大田晴康, 2006, 「障害観の変容と共生社会の実現」『静岡福祉大学紀要』2号: 82.
- 緒方彰, 1983, 『鷲のように羽ばたく』キリスト新聞社.
- Robert Schildgen, 2007, 『賀川豊彦—愛と社会正義を追い求めた生涯』監訳者賀川豊彦記念松沢資料館, 原著 1988, *Tyohiko Kagawa. Apostle of Love and Social Justice*, Centenary books.
- 櫻井庄太郎, 1961, 『恩と義理—社会学的研究』アサヒ社.
- 佐藤直樹, 2001, 『「世間」の現象学』青弓社.
- , 2004, 『世間の目』光文社.



- 佐藤俊夫, 1966, 『習俗』 塙書房.
- 高橋由典, 2005, 「贈与制度と身体論的把握」『フォーラム現代社会学』第4号: 82-95 関西社会学会.
- 鑪幹八郎, 1998, 『恥と意地——日本人の行動原理』 講談社.
- 豊島部落連合会, 『豊島村史』 昭和54年複製.
- 寺田良一, 2006, 「産業廃棄物処分場建設反対運動における問題構築と環境公正」『明治大学心理社会学研究』第1号.
- 富永健一, 2001, 『社会変動の中の福祉国家』 中央公論新社.
- , 1990, 『日本の近代化と社会変動』 講談社学術文庫.
- トム・ギル, 「ニンビー現象における排除と受容のダイナミズム」 関根康正・新谷尚紀編, 『排除する社会・受容する社会』 吉川弘文館.
- 鳥飼慶陽, 1988, 『賀川豊彦と現代』 株式会社サンエー.
- 都留民子, 2006, 「社会的排除: 概念と政策」『社会福祉学』第47巻第2号: 75-82.
- 浦河べてるの家, 2002, 『べてるの家の「非」援助論』 医学書院.
- 和辻哲郎, 1979, 『風土——人間学的考察』 岩波文庫.
- 渡曾智子, 2006, 「相互作用過程における『包摂』と『排除』」社会学評論 Vol.57 No.3: 600-614.
- 八木透編, 2001, 『日本の通過儀礼』 思文閣出版.
- 柳田國男, 2003, 『明治大正期 世相篇』 初版1993, 講談社
- 山崎正和, 2003, 『社交する人間』 中央公論新社
- 好井裕明編著, 2005, 『繋がり と 排除の社会学』 明石書店.
- 吉沢英成, 1994, 『貨幣と象徴』 筑摩書房.
- [パンフレット・雑誌]
- 環瀬戸内海会議, 2003, 「今なぜ瀬戸内海法改正か、豊島事件を通して見る瀬戸内海」
- 日本キリスト教団香川豊島教会編, 1984, 「香川豊島教会創立四十周年記念誌」
- 廃棄物対策住民会議作成, 2003, 「豊島問題を考える」
- 産廃対策豊島住民会議作成 豊島・島の学校シンポジウム資料, 2003~2011.
- 豊島いきいきアイランド計画推進会議, 1993, 「豊島活性化へのビジョン」 土庄町.
- 豊島いきいきアイランド計画推進会議, 1994, 「豊島活性化へのプラン」 土庄町.

[第Ⅱ部文献]

- 足立重和, 2001, 「公共事業をめぐる対話のメカニズム」 船橋春俊編『講座環境社会学 第2巻 加害・被害の解決過程』有斐閣.
- 畔上統雄, 1961, 「都市と環境—廃棄物の循環的処理を中心に」『都市における福祉と環境』 W.P.C.
- 原田峻, 2010, 「『住民運動』と『市民運動』の連続性をめぐって」『ソシオロギス』NO. 34: 125—148.
- 早川洋行, 2007, 『ドラマとしての住民運動—社会学者がみた栗東産廃処分場問題』  
——, 2008, 「書評に答えて」『ソシオロギ』第53巻: 154—157.  
——・飯田哲也編著, 2006, 『現代社会学のすすめ』学文社.
- 原 英史, 2010, 『官僚のレトリック』新潮社.
- 古川彰・松田素二編, 2003, 『観光と環境社会学』シリーズ環境社会学〔四〕新曜社.
- 藤井和佐, 2010, 「森林の村の地域展開」『闘う地域社会』青木康容・田村雅夫編 86—104, ナカニシヤ出版.
- 藤川賢, 「産業廃棄物問題—香川県豊島事件の教訓」『講座環境社会学2巻 加害と被害の解決過程』有斐閣.
- 飯島伸子, 2000, 『環境問題の社会史』有斐閣.  
——, 1993, 『環境社会学』有斐閣.  
——, 1995, 『環境社会学のすすめ』丸善ライブラリー.
- 飯島伸子編著, 松本康監修, 2001, 『廃棄物問題の環境社会学的研究』東京都立大学出版会.
- 梶井照陰, 2008, 『限界集落』フォイル(有).
- 梶田孝道, 1998, 『テクノクラシーと社会運動』有斐閣.
- 町村敬志編, 2006, 『開発の時間 開発の空間—佐久間ダムと地域社会の半世紀』東京大学出版会.
- 道場親信, 2006, 「1960—70年代「市民運動」「住民運動」の歴史的位罫」『社会学評論』57: 240—257.
- 森元孝 「環境運動の展開過程と制度化」長谷川公一編 講座環境社会学第4巻『環境運動と政策のダイナミズム』 有斐閣
- 中澤高師, 2009, 「廃棄物処理施設の立地における受苦の「分担」と「重複」—受益圏・受

- 苦園の新たな視座への試論』『社会学評論』59：787-803, 日本社会学会.
- 帯谷博明, 2008, 「書評 ドラマとしての住民運動」『ソシオロジ』第53巻：150-153
- , 2002, 「ダム建設計画をめぐる対立の構図とその変容—運動・ネットワーク形成と受益・受苦に注目して」『社会学評論』53：52-68.
- , 2002, 「地域づくりの生成過程における地域環境の構築—内発的発展論の検討を踏まえて」『社会学研究』第71号：191-210, 東北社会学研究会.
- , 2004, 『ダム建設をめぐる環境運動と地域再生』昭和堂.
- 岡田知弘・にいがた自治体研究会編, 2007, 『山村集落再生の可能性』自治体研究所.
- 大川真朗, 2001, 『豊島産廃不法投棄事件』日本評論社.
- 大野 晃, 2005, 『山村環境社会学序説—現代山村の限界集落化と流域共同管理—』農山漁村文化協会(社).
- P・F・ドラッカー, 2000, 『イノベーターの条件—社会の絆をいかに創造するか』上田惇生訳, ダイヤモンド社.
- 関礼子, 1999, 「この海をなぜ守るか」鬼頭秀一編『環境の豊かさをもとめて—理念と運動』講座人間と環境12巻, 昭和堂.
- 関礼子・中澤秀雄・丸山康司・田中求著, 2009, 『環境の社会学』有斐閣.
- 関口徹夫, 1996, 『ゴミは田舎へ?—産業廃棄物への異論・反論・Rejection』川辺書林
- 関根孝道, 2006, 「現代廃棄物紛争と法的諸問題(1)—廃棄物紛争, 今, 何が問題か」『関西学院大学総合政策研究』第24号：43-60.
- , 2007, 「現代廃棄物紛争と法的諸問題(2)—仮処分判例を中心として」『関西学院大学総合政策研究』第25号：36-72.
- たぶち裕子, 2001, 「住民自治と環境運動」長谷川公一編 講座環境社会学第4巻『環境運動と政策のダイナミズム』有斐閣.
- 寺田良一, 2006, 「産業廃棄物処分場反対運動における問題構築と環境的公正」『明治大学心理学社会学研究』第1号：34-50.
- , 2009, 「環境社会学からみた廃棄物問題—環境公正, 環境リスク削減への問題構築」『豊島学(楽)会要旨集』所収.
- 友澤 悠季, 2007, 「被害」を規定するのは誰か—飯島伸子における「被害構造論」の視座」『ソシオロジ』51(3)：21-37.

鳥越 皓之, 1986, 「日常生活のなかの環境問題 (日常経験と理論<特集>)」『社会学評論』37(1)  
: 13-23.

宮本結佳, 2008, 「集合行為フレームの相互作用から見る抗議運動の変容過程—滋賀県滋賀  
栗東町町における大型廃棄物処理施設建設問題を事例として」『ソシオロジ』第 53 号:  
73-87.

関根考道, 2006, 「現代廃棄物紛争と法的諸問題 (1)」『総合勢作研究』24, : 41-60.

———, 2007, 「現代廃棄物紛争と法的諸問題 (2)」『総合政策研究』25, : 33-74.

鶴飼照喜, 2001, 「廃棄物処分場問題における自治体と住民運動」飯島伸子 (2001) 所収.

[パンフレット・雑誌]

豊島いきいきアイランド計画推進会議, 1993, 「豊島活性化へのビジョン」土庄町作成.

豊島いきいきアイランド計画推進会議, 1994, 「豊島活性化へのビジョン」土庄町作成.

廃棄物対策豊島住民会議編, 1993, 「ふる里を守る」

———, 1993, 「豊かさを問うⅡ—調停成立 5 周年をむかえて」

———, 2010, 「ゆたかの島Ⅲ—調停成立 10 周年記念誌」

瀬戸内オリーブ基金事務局編, 2009, 「緑のふるさと」volume1・2

[第Ⅲ部文献]

青木康容・田村雅夫編, 2010, 『闘う地域社会—平成の大合併と小規模自治体』ナカニシ  
ヤ出版.

デービット・ボーゲル, 2007, 『企業の社会的責任 (CSR) の徹底研究』小松由紀子・村  
上由美子・田村勝省訳, 一灯社.

枝川明敬, 2007, 『地域経済社会の活性化に及ぼす文化活動の効果とその方策に関する研  
究』(全労災公募論文)

藤井和佐, 2004, 「農業地域における女性リーダーと文化創出の可能性」『農・漁業地域に  
おける女性リーダーの育成と文化創出に関する社会学的研究』: 1-29.

古川彰・松田元素二編, 2003, 『観光と環境の社会学』新曜社.

林靖人, 「地域のブランド化に有効な食資源と発掘方法の検討」『地域ブランド研究』6  
: 15-32.

久繁哲之介, 2010, 『地域再生の罫—なぜ市民と地方は豊かになれないのか?』ち

くま新書

- 稲上毅・連合総合生活開発研究所編，2007，『労働 CSR—労使コミュニケーションの現状と課題』NTT 出版株式会社。
- 上川克枝，2011，「地域活性化の方策としての CSR の可能性について」『奈良女子大学社会学論集』第 18 号，奈良女子大学社会学研究会。
- 北川フラム，2010，「文化・芸術による地域づくり」『地域社会学年報』22 集：11。
- 岸守一・守屋由紀，2008，「普段着の難民支援と衣服の力」『考える人』秋号：1-5。
- 三浦典子，2004，『企業の社会貢献とコミュニティ』ミネルヴァ書房。
- 宮本結佳，2010，『アートプロジェクトを通じた景観創造と地域再生に関する環境社会学究』（博士論文）。
- 室井研二，2010，「離島における環境再生」『地域社会学年報』22 集：47。
- 西川一誠，2009，『「ふるさと」の発想—地方の力をいかす』岩波新書。
- 笹本雄司郎，2004，『CSR の心—企業の社会的責任を考える—』第一法規株式会社。
- 鳥越皓之・家中茂・藤村美穂，2009，『景観形成と地域コミュニティ』農文協。
- 鶴見和子，1989，「内発的発展論の系譜」鶴見和子・川田侃編『内発的発展論』東京大学出版会：43-64。
- 梅田徹，2006，『企業の倫理をどう問うか—グローバル化時代の CSR』日本放送出版協会。

## 学術論文等一覧

- ・「病気お見舞い行動と日本人の「義理」—豊島と奈良市の贈答慣行—」  
奈良女子社会学論集 13号 2006年3月  
→第I部 第2章.
- ・「病気お見舞い行動からみえる「世間のきずな」—豊島の事例から—」  
奈良女子社会学論集 15号 2008年3月  
→第I部 第3章.
- ・「地域活性化の方策としてのCSRの可能性について」  
奈良女子社会学論集 18号 2011年3月  
→第III部 第1章.

## 学会報告一覧

- ・「病気お見舞い行動と日本人の『義理』」  
第56回関西社会学会，2005年5月.
- ・「キリスト者賀川豊彦の社会福祉事業と豊島の人々——対立と共生の諸相——」  
第58回関西社会学会，2007年5月.
- ・「豊島の福祉の系譜」  
島嶼学会研究報告，佐渡大会，2007年10月

## 謝 辞

人生後半になったの学生生活で最大の難関であった本論文の執筆にあたって、多くの皆さまのお世話になりました。

奈良女子大学大学院中島道男教授、栗岡幹英教授、内田忠賢教授、水垣源太郎準教授、帯谷博明準教授には、不十分な推敲のままの本論文の査読・ご指導をいただいたこと感謝申し上げます。

奈良女子大学博士前期課程に入学したものの戸惑っている私を、最初に導いてくださった奈良女子大名誉教授中道實先生には「豊島の全てを調べなさい」とご助言を頂きました。その集大成ができたことを報告できることになり、なにより嬉しいことです。次に博士後期課程で主任指導教官として、叱咤激励してくださった中島先生には、ただただ感謝申し上げます。論文指導の度に悩む私に適正な助言をしてくれた中塚朋子研究員は、私にとって一息つけるオアシスとなっておりました。ともに学んだ村田賀代子さん、大淵裕美さん、金松花さんには年齢差を越えて交わっていただき、私の学生生活をより楽しいものにして頂きました。

放送大学奈良同窓会に関わって、多くの社会人学生と出あいました。皆様の前向きな姿勢をまえにして、学業半ばで頓挫する訳にはいきませんでした。時々酒の肴かわり私の愚痴を聞いて頂きました。

豊島に暮らす義父母はじめ、分け隔てなく関わってくださった豊島の皆さまなくしては本論文をなかつたものと思います。最後に夫の正さんには、本論文執筆を最優先できるように配慮し支えてくれたことに大いなる感謝を捧げます。